

## 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の地域特性に関する情報は、既存の資料を収集し、整理した結果によって把握した。

関係市町村は、対象事業実施区域及びその周囲1km<sup>注1</sup>の範囲内に含まれる銚子市及び旭市とした。

### 3.1 自然的状況

既存資料に基づく自然的状況の調査対象範囲を表3.1-1に示す。

自然的状況の基本的な調査対象範囲は、「対象事業実施区域及びその周囲 1km<sup>注2</sup>の範囲」とした。ただし、植物の生育状況、動物の生息状況及び生態系の状況の調査対象範囲は、資料によって分布情報の公開範囲が異なることから、既存資料ごとに調査対象範囲を整理し、本章の「3.1.12 植物の生育及び植生の状況」、「3.1.13 動物の生息の状況」、「3.1.14 生態系の状況」に記載した。また、景観については広域な影響が考えられることから、「千葉県環境影響評価技術細目」（令和3年3月 千葉県）を参考とし、対象事業実施区域内及び当該対象事業による建築物、工作物、緑地等を近景又は中景として望むことが可能と推測される地域を対象として、既存資料の収集を行った。

注1：「発電所に係る環境影響評価の手引」（平成11年5月発行、令和7年2月改訂 経済産業省、以下「発電所アセス手引」という。）の第1章第3節第5項で規定されている「対象事業実施区域及びその周囲1km」を参考とした。

2：「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日、通商産業省令第54号、最終改正：令和5年9月29日、経済産業省令第92号、以下「発電所アセス省令」という。）の第四条第二項で規定されている対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲を参考とし、「対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲」を基本的な調査対象範囲とした。

表 3.1-1 既存資料に基づく自然的状況の調査対象範囲

調査項目	基本的な調査対象範囲
大気質の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
気象の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
水質の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
水象の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
水底の底質の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
騒音の状況及び超低周波音の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
振動の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
悪臭の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
地形及び地質の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
地盤の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
土壌の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
植物の生育及び植生の状況	第3章 第1節 12項で範囲を示す。
動物の生息の状況	第3章 第1節 13項で範囲を示す。
生態系の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
景観及び眺望点の状況	対象事業実施区域内及び当該対象事業による建築物、工作物、緑地等を近景又は中景として望むことが可能と推測される地域
人と自然の触れ合いの活動の場の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲

### 3.1.1 大気質の状況

「令和5(2023)年度大気環境常時監視測定結果月間値・年間値」(令和6年12月 千葉県)、「令和5年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」(令和7年1月 千葉県)及び「茨城の環境(測定結果一覧)」(令和6年9月 茨城県)を用いて、大気質の測定結果を整理した。

基本的な調査対象範囲には大気汚染常時監視測定局が存在しないため、参考として最寄りの大気汚染常時監視測定局(一般局)銚子栄及び波崎太田局における令和5年度の測定結果を整理した。ダイオキシン類については、銚子市市民センターの結果を整理した。測定項目を表3.1.1-1に、測定結果を表3.1.1-2に、測定局の位置を図3.1.1-1に示す。

令和5年度は、すべての項目で環境基準に適合していた。

なお、「令和5年度 公害苦情調査結果報告書」(令和7年2月 千葉県)によると、令和5年度の大気汚染に係る苦情受付件数は銚子市で8件、旭市で26件であった。

表3.1.1-1 大気質測定局の測定項目(令和5年度)

種別	測定局・測定地点名	所在地	用途地域	測定項目						
				二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	オキシダント 光化学	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	ダイオキシン類
一般局	銚子市栄	銚子市	住	-	-	-	○	○	○	-
	波崎太田	神栖市	住	○	○	-	○	○	○	-
-	銚子市市民センター	銚子市	住	-	-	-	-	-	-	○

注1：用途地域は、「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)に定める指定地域を示す。

注2：「-」は、測定していないことを示す。

出典等：「令和5(2023)年度大気環境常時監視測定結果月間値・年間値」(令和6年12月 千葉県)、「令和5年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」(令和7年1月 千葉県)及び、「令和5年度版神栖市環境白書」(令和6年6月 神栖市)を使用して作成した。

表 3.1.1-2 (1) 大気質の測定結果 (令和 5 年度)

種別	測定局名	二酸化硫黄								
		年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
			ppm	時間	%	日				
一般局	波崎太田	0	0	0	0	0	0.011	0.002	無	0
環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 短期的評価として、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 長期的評価として、1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。										

出典等：「茨城の環境 (測定結果一覧)」(令和 6 年 9 月 茨城県) を使用して作成した。

表 3.1.1-2 (2) 大気質の測定結果 (令和 5 年度)

種別	測定局名	二酸化窒素											
		年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合		1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値の年間 98%値	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数
				ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%		
一般局	波崎太田	0.004	0.033	0	0	0	0	0	0	0	0	0.013	0
環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 [ 評価として、1 日平均値の年間 98%値が環境基準を超えないこと。 ]													

出典等：「茨城の環境 (測定結果一覧)」(令和 6 年 9 月 茨城県) を使用して作成した。

表 3.1.1-2 (3) 大気質の測定結果 (令和 5 年度)

種別	測定局名	光化学オキシダント						
		昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値	昼間の日最高 1 時間値の年平均値
			ppm	日	時間	日		
一般局	銚子栄	0.037	37	207	0	0	0.112	0.045
	波崎太田	0.037	37	196	0	0	0.116	0.046
環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。								

出典等：「令和 5 (2023) 年度大気環境常時監視測定結果月間値・年間値」(令和 6 年 12 月 千葉県) 及び「茨城の環境 (測定結果一覧)」(令和 6 年 9 月 茨城県) を使用して作成した。

表 3.1.1-2 (4) 大気質の測定結果 (令和 5 年度)

種別	測定局名	浮遊粒子状物質								
		年平均値	1 時間値が 0.20/m <sup>3</sup> を 超えた時間 とその割合		日平均値が 0.10/m <sup>3</sup> を 超えた日数 とその割合		1 時間 値の最 高値	日平均値 の 2%除外値	日平均値が 0.10/m <sup>3</sup> を 超えた日が 2 日 以上連続した ことの有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数
			mg/m <sup>3</sup>	時間	%	時間				
一般局	銚子栄	0.016	5	0.1	1	0.3	0.332	0.045	無	0
	波崎太田	0.015	0	0	0	0	0.112	0.037	無	0
環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 短期的評価として、1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 長期的評価として、1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと。										

出典等：「令和 5(2023)年度大気環境常時監視測定結果月間値・年間値」(令和 6 年 12 月 千葉県)及び「茨城の環境(測定結果一覧)」(令和 6 年 9 月 茨城県)を使用して作成した。

表 3.1.1-2 (5) 大気質の測定結果 (令和 5 年度)

種別	測定局名	微小粒子状物質 (PM2.5)				
		年平均値	日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> を 超えた日数とその割合		日平均値の 98%値	98%値評価による日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> を超えた日数
			μg/m <sup>3</sup>	日		
一般局	銚子栄	6.8	0	0	24.0	0
	波崎太田	8.1	0	0	21.0	0
環境基準：1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。 短期的評価として、1 日平均値の年間 98%値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。 長期的評価として、1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。						

出典等：「令和 5(2023)年度大気環境常時監視測定結果月間値・年間値」(令和 6 年 12 月 千葉県)及び「茨城の環境(測定結果一覧)」(令和 6 年 9 月 茨城県)を使用して作成した。

表 3.1.1-2 (6) ダイオキシン類の測定結果

測定地点名	ダイオキシン類		
	夏期	冬期	年平均値
	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
銚子市市民センター	非公開	非公開	0.0054
環境基準：年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。			

出典等：「令和 5 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」(令和 7 年 1 月 千葉県)を使用して作成した。

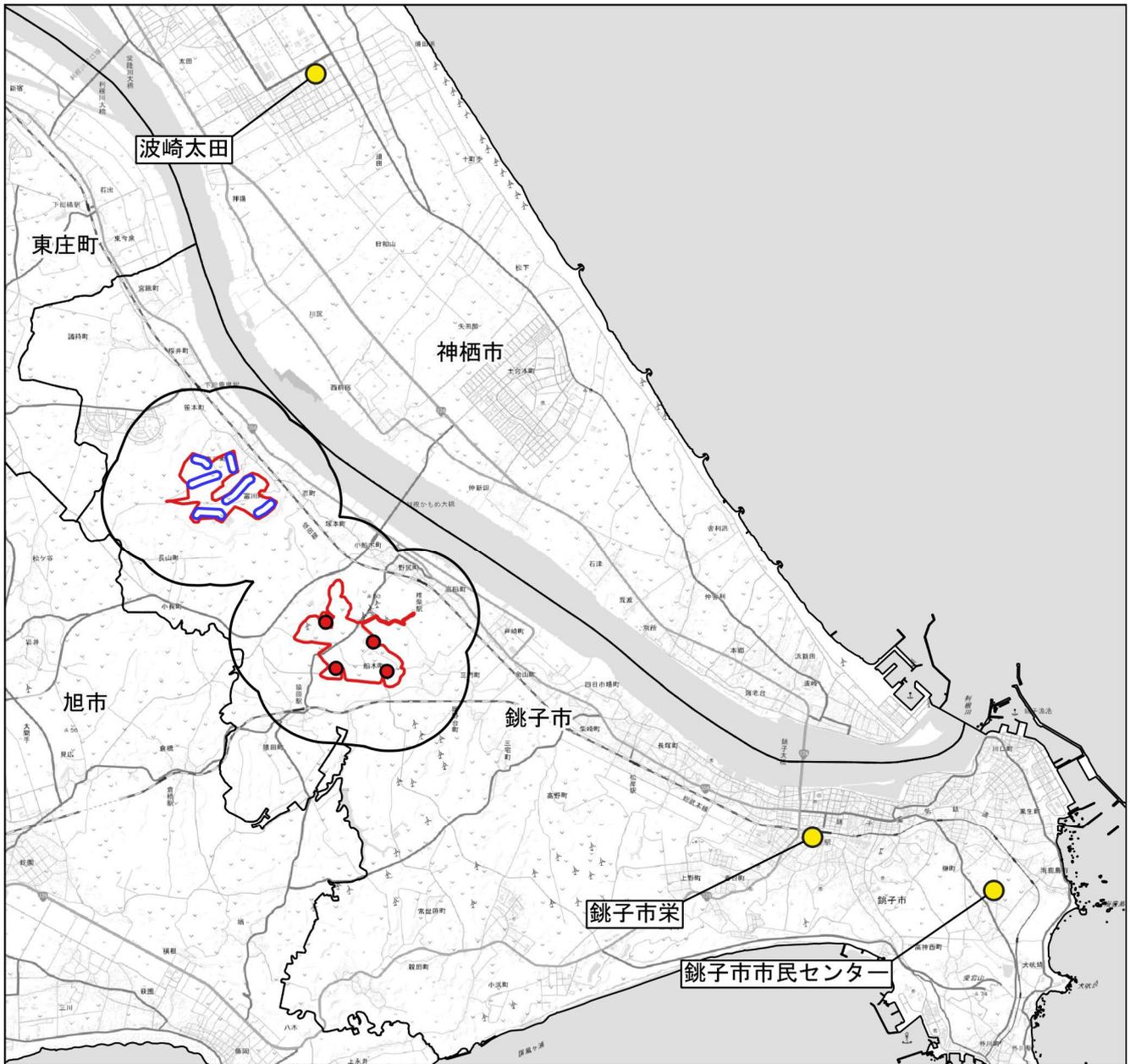


図 3.1.1-1 大気質の測定位置

出典等：「令和 5 (2023) 年度大気環境常時監視測定結果月間値・年  
 値」(令和 6 年 12 月 千葉県)、「令和 5 年度ダイオキシン  
 に係る常時監視結果について」(令和 7 年 1 月 千葉県)  
 び、「令和 5 年度版神栖市環境白書」(令和 6 年 6 月 神  
 市)を使用して作成した。

### 3.1.2 気象の状況

#### ① 平年値

「気象観測データ」（気象庁ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて地域気象観測所の平年値を整理した。

基本的な調査対象範囲には地域気象台が存在しないため、参考として、最寄りの銚子地方気象台の平年値を表3.1.2-1に、位置を図3.1.2-1に、令和6年の風向出現率を図3.1.2-2に示す。なお、銚子地方気象台における風向風速計は令和5年に移設されており、以下に詳細を示す。

#### ・銚子地方気象台

位 置：対象事業実施区域の東南東約9.3km

測定項目：気圧、気温、湿度、降水量、積雪の深さ、降雪の深さ、日照時間、日射量、雲、視程、大気現象

海 抜：20.1m

風速計高：10.0m

緯度経度：緯度35° 44.3′ 経度140° 51.4′

#### ・銚子地方気象台風向風速計

位 置：対象事業実施区域の東南東約9.9km

測定項目：風向、風速

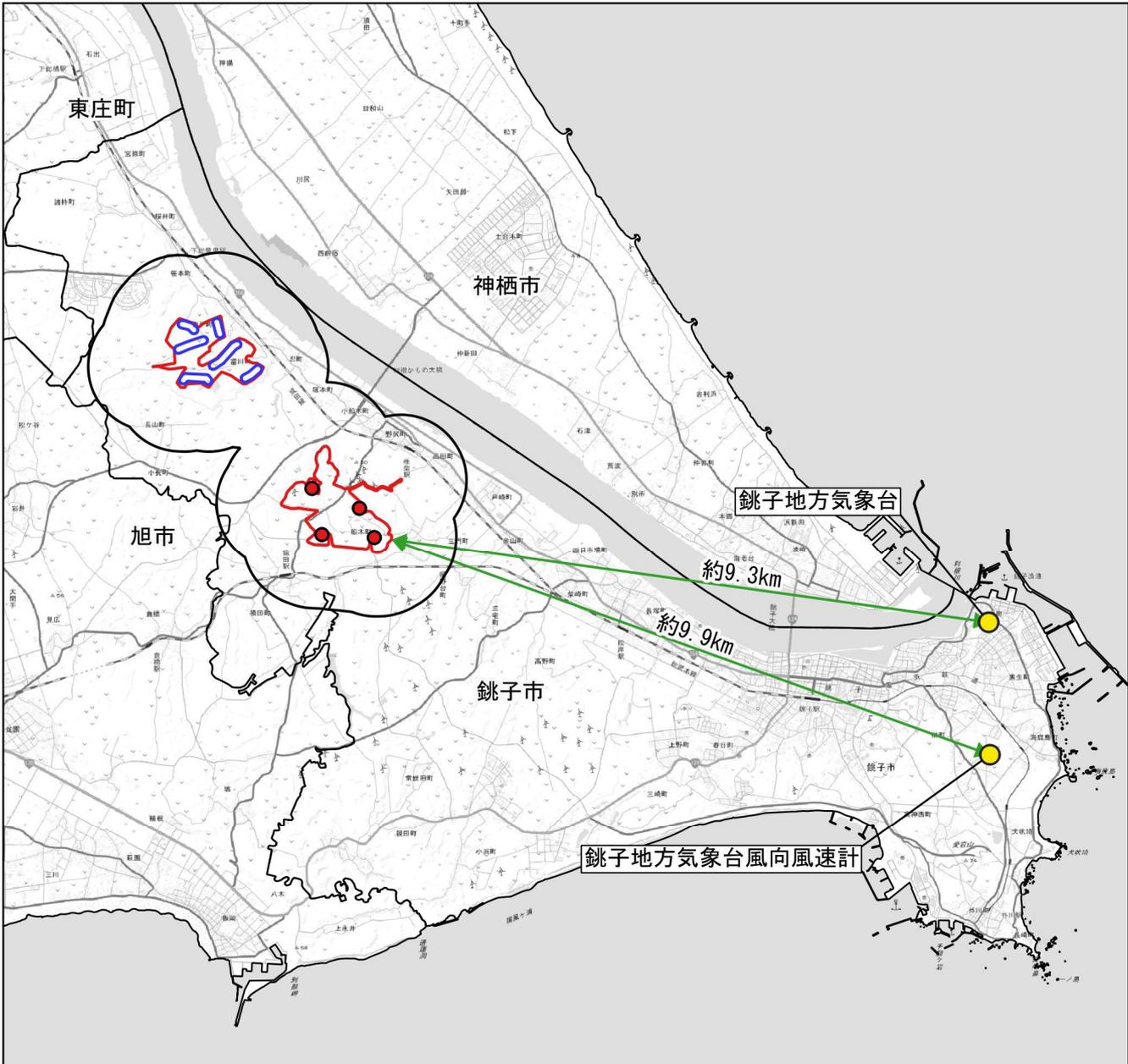
海 抜：28m

風速計高：10.0m

緯度経度：緯度35° 43.2′ 経度140° 51.4′

銚子地方気象台の平年値は、年間平均気温は15.8℃、月別平均気温のうち、最高値は25.5℃（8月）、最低値が6.6℃（1月）であった。また、年間降水量は1712.4mmであり、月別の降水量の最大値は272.5mm（10月）、最小値は90.5mm（2月）であった。年平均風速は5.7m/s、月平均の最大風速は6.4m/s（3月）であった。

銚子地方気象台における令和6年の風向は北北東が最も多く、次いで南南西が多かった。



凡例

● 地方気象台

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域



1:100000



図 3.1.2-1 地方気象台の位置

出典等:「気象観測データ」(気象庁ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を使用して作成した。

表 3.1.2-1 銚子地方気象台における主要気象要素の平年値

要素	降水量	気温			風向・風速		蒸気圧	湿度	日照時間
	(mm)	(°C)			(m/s)		(hPa)	(%)	(時間)
	合計	平均	日最高	日最低	平均	最多風向	平均	平均	合計
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	105.5	6.6	10.1	2.9	5.7	西北西	6.2	62	179.8
2月	90.5	6.9	10.3	3.3	6.0	西北西	6.6	64	159.0
3月	149.1	9.7	12.8	6.4	6.4	北北東	8.5	68	168.9
4月	127.3	13.8	17.0	10.7	6.3	南南西	12.0	74	183.0
5月	135.8	17.4	20.5	14.8	5.6	南南西	16.3	82	188.9
6月	166.2	20.2	23.0	17.9	4.9	南南西	20.9	88	142.3
7月	128.3	23.5	26.6	21.2	5.3	南南西	26.0	90	174.0
8月	94.9	25.5	28.6	23.3	5.2	南南西	28.5	87	221.3
9月	216.3	23.4	25.9	21.3	5.8	北北東	24.4	84	159.0
10月	272.5	19.2	21.5	16.8	6.2	北北東	17.4	77	137.9
11月	133.2	14.4	17.3	11.1	5.5	北北東	12.1	72	140.1
12月	92.9	9.3	12.7	5.7	5.5	西北西	8.0	66	163.7
年	1712.4	15.8	18.9	13.0	5.7	北北東	15.6	76	2017.8
最大	272.5	25.5	28.6	23.3	6.4	---	28.5	90	221.3
発生月	10月	8月	8月	8月	3月	---	8月	7月	8月
最小	90.5	6.6	10.1	2.9	4.9	---	6.2	62	137.9
発生月	2月	1月	1月	1月	6月	---	1月	1月	10月

注1：資料年数は平成3年～令和2年の30年間とする。

2：---は、該当現象、または該当現象による量等がないことを示す。

3：「年」は年平均又は年合計を示す。

出典等：「気象観測データ」（気象庁ホームページ 最終閲覧月：令和7年7月）を使用して作成した。

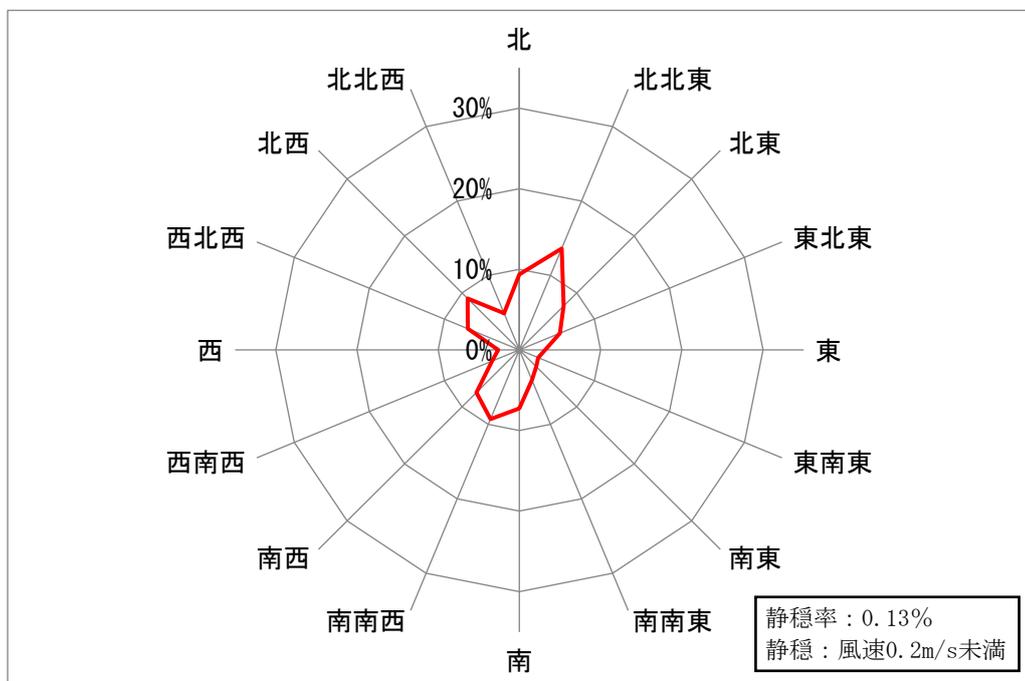
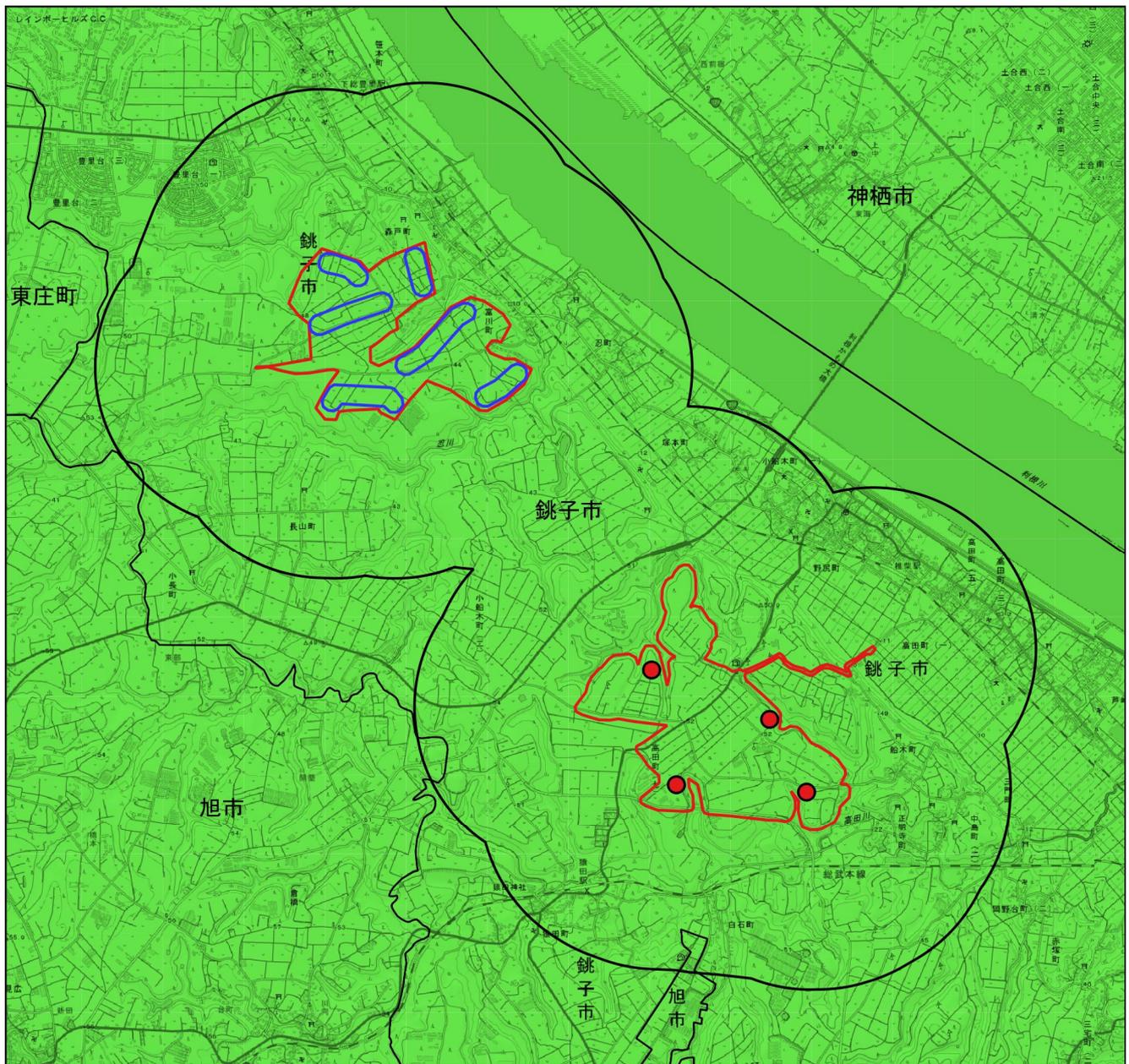


図 3.1.2-2 銚子地方気象台における風向出現率（令和6年）

## ② 風況

「局所風況マップ」(NEDO ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月)を用いて、基本的な調査対象範囲における年間平均風速(地上高30m)を把握した。平成18年度における地上高30mにおける基本的な調査対象範囲の風況を図3.1.2-3に示す。

地上高30mにおける基本的な調査対象範囲は、概ね年間平均風速5.0～5.4m/sクラスの地域に属している。



凡例

地上高30mにおける風速 (m/s)

5.0-5.4

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

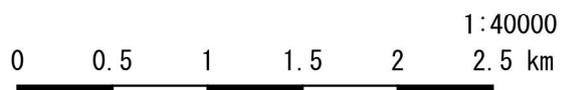


図 3.1.2-3 風況マップ (地上高 30m)

出典等: 「局所風況マップ」(NEDO ホームページ 最終閲覧月: 令和 7 年 8 月) を使用して作成した。

### 3.1.3 水質の状況

基本的な調査対象範囲における水質の状況を河川、湖沼、海域及び地下水ごとに整理した。

なお、「令和5年度 公害苦情調査結果報告書」（令和7年2月 千葉県）によると、令和5年度の水質汚濁に係る苦情受付件数は銚子市で1件、旭市で2件であった。

#### ① 河川

「令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和7年10月 千葉県）及び「公共用水域地点別水質測定結果データベース」（令和6年12月 千葉県）を用いて、河川における公共用水域の水質測定結果を整理した。

基本的な調査対象範囲には、河川における公共用水域の水質測定地点高田川（白石取水場）及び忍川（富川地先）が存在する。水質測定地点における結果を表3.1.3-1に、測定位置を図3.1.3-1に示す。

高田川（白石取水場）における測定結果は、BOD、大腸菌数、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く項目で環境基準に適合していた。また、忍川（富川地先）における測定結果は、BOD、大腸菌数、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く項目で河川類型A及び生物類型B相当の環境基準に適合していた。

表3.1.3-1 (1) 河川における水質測定結果

区分	水域名	地点名	環境基準		調査機関
			BOD等	水生生物	
河川	高田川	白石取水場	A類型	B類型	千葉県 千葉県
	忍川	富川地先	-	-	

注1：生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は類型指定されている水域に適用され、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は全公共用水域に適用される。

2：「-」は類型指定されていないことを示す。

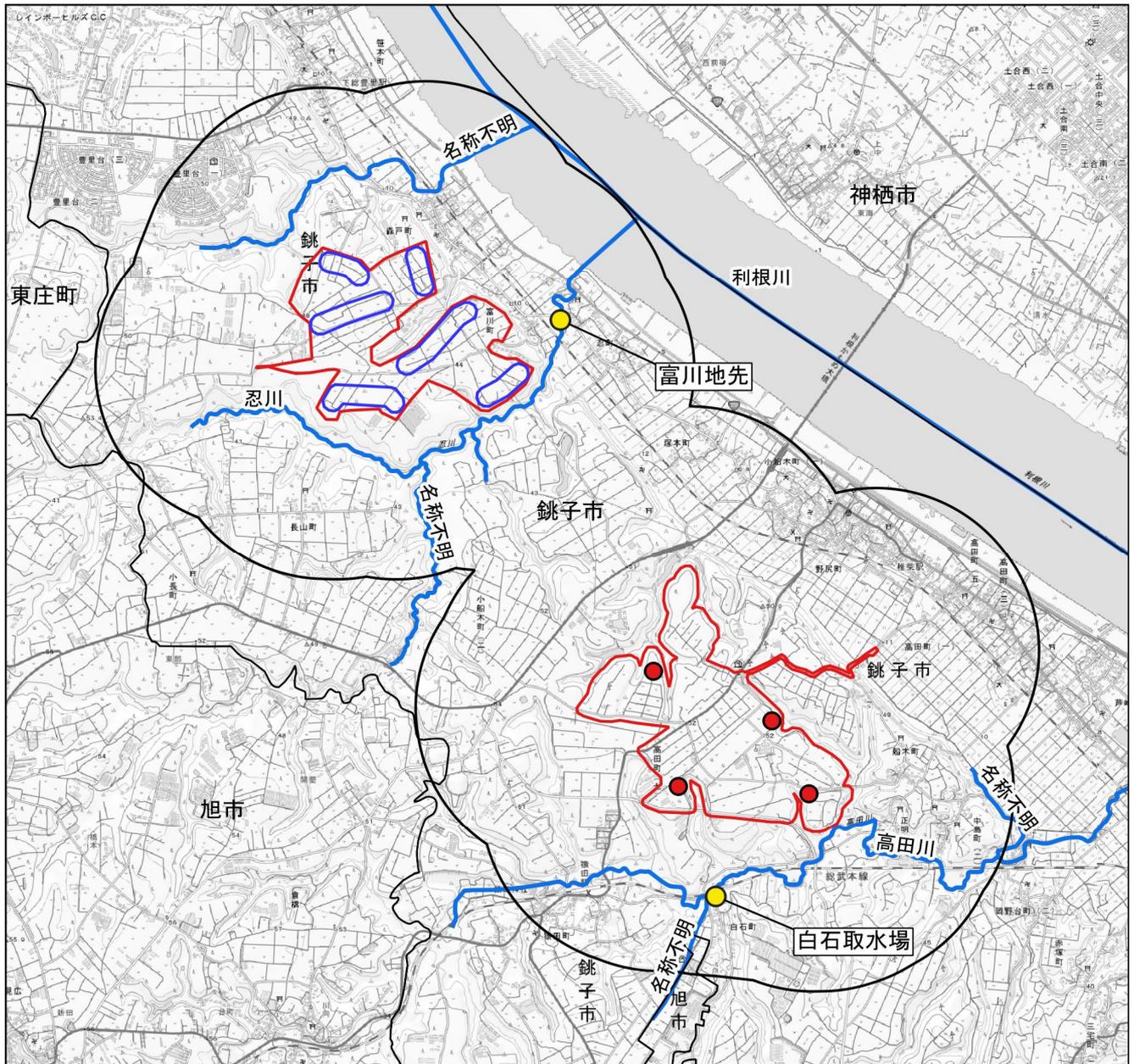
出典等：「令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和7年10月 千葉県）を使用して作成した。

表 3.1.3-1 (2) 河川における水質測定結果 (令和 6 年度)

項目		測定地点	河川	河川	環境基準
			高田川	忍川	
			白石取水場	富川地先	
環境基準	BOD等	河川A	-	河川A	
	水生生物	生物B	-	生物B	
生活環境項目	pH	7.8	7.9	6.0以上8.5以下	
	DO (mg/L)	8.3	9.4	7.5mg/L以上	
	BOD (75%値) (mg/L)	2.7	3.1	2mg/L以下	
	COD (75%値) (mg/L)	6.8	7.2	-	
	SS (mg/L)	8	14	25mg/L以下	
	大腸菌数 (CFU/100mL)	565	412	300CFU/100mL以下	
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	-	-	-	
	全窒素 (mg/L)	15	19	-	
	全リン (mg/L)	0.73	0.37	-	
	全亜鉛 (mg/L)	0.009	0.007	0.03mg/L以下	
	ノニルフェノール (mg/L)	0.00009	-	0.002mg/L以下	
	LAS (mg/L)	0.0120	-	0.05mg/L以下	
	健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
		全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	検出されないこと。
鉛 (mg/L)		<0.001	<0.001	0.01mg/L以下	
六価クロム (mg/L)		<0.005	<0.005	0.02mg/L以下	
砒素 (mg/L)		<0.001	<0.001	0.01mg/L以下	
総水銀 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀 (mg/L)		-	-	検出されないこと。	
PCB (mg/L)		<0.0005	-	検出されないこと。	
ジクロロメタン (mg/L)		<0.002	<0.002	0.02mg/L以下	
四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.01	<0.01	0.1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004	<0.004	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.1	<0.1	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.001	<0.001	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下	
チウラム (mg/L)		<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下	
シマジン (mg/L)		<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ (mg/L)		<0.002	<0.002	0.02mg/L以下	
ベンゼン (mg/L)		<0.001	<0.001	0.01mg/L以下	
セレン (mg/L)		<0.001	<0.001	0.01mg/L以下	
ふっ素 (mg/L)		<0.08	<0.08	0.8mg/L以下	
ほう素 (mg/L)		<0.1	<0.1	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)		<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		13	15	10mg/L 以下	

備考：結果は特にことわりのない限り年平均値の数値である。

出典等：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」（最終閲覧月：令和 7 年 8 月）を使用して作成した。



凡例

- 河川における水質測定点
- 河川

- ▭ 対象事業実施区域
- ▭ 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- ▭ 基本的な調査対象範囲
- ▭ 行政区域

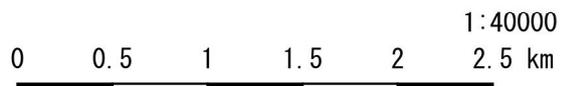


図 3.1.3-1 河川の水質測定地点位置

出典等：「令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和7年10月 千葉県）を使用して作成した。

## ② 湖沼

「令和6年度水質検査結果」（令和7年6月 銚子市）を用いて、湖沼における公用水域の水質測定結果を整理した。

基本的な調査対象範囲には、湖沼における水質測定地点が存在しないため、参考としてとして白石貯水池における令和6年度の水質基準項目（原水）の水質検査結果を整理した。白石貯水池における結果を表3.1.3-2に、検査位置を図3.1.3-2に示す。

白石貯水池は、一般細菌、大腸菌、pH及び濁度を除く全ての項目で水質基準値を達成していた。

表3.1.3-2 (1) 湖沼における水質測定結果（健康に関連する項目）

項目名	単位	水質基準値	白石貯水池			
			回数	最高	最低	平均
一般細菌	個/mL	100個/mL以下	12	1,800	22	423
大腸菌	—	検出されないこと	12			8
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003mg/L以下	4	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物	mg/L	0.0005mg/L以下	4	<0.00005	<0.00005	<0.00005
セレン及びその化合物	mg/L	0.01mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/L	0.01mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/L	0.02mg/L以下	4	<0.002	<0.002	<0.002
亜硝酸態窒素	mg/L	0.04mg/L以下	12	0.099	0.009	0.031
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10mg/L以下	12	3.28	0.36	1.83
フッ素及びその化合物	mg/L	0.8mg/L以下	4	0.09	<0.08	<0.08
ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0mg/L以下	4	0.01	0.01	0.01
四塩化炭素	mg/L	0.002mg/L以下	4	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04mg/L以下	4	<0.004	<0.004	<0.004
ジクロロメタン	mg/L	0.02mg/L以下	4	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/L	0.01mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸	mg/L	0.6mg/L以下	-	-	-	-
クロロ酢酸	mg/L	0.02mg/L以下	-	-	-	-
クロロホルム	mg/L	0.06mg/L以下	-	-	-	-
ジクロロ酢酸	mg/L	0.03mg/L以下	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1mg/L以下	-	-	-	-
臭素酸	mg/L	0.01mg/L以下	-	-	-	-
総トリハロメタン	mg/L	0.1mg/L以下	-	-	-	-
トリクロロ酢酸	mg/L	0.03mg/L以下	-	-	-	-
ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03mg/L以下	-	-	-	-
ブロモホルム	mg/L	0.09mg/L以下	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg/L	0.08mg/L以下	-	-	-	-

備考1：大腸菌は定性試験のため、陽性回数を平均欄に記載した。

2：「-」は、測定していないことを示す。

出典等：「令和6年度水質検査結果」（令和7年6月 銚子市）を使用して作成した。

表 3.1.3-2 (2) 湖沼における水質測定結果（水道が有すべき性状に関連する項目）

項目名	単位	水質基準値	白石貯水池			
			回数	最高	最低	平均
亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0mg/L以下	4	<0.005	<0.005	<0.005
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2mg/L以下	4	0.35	0.03	0.16
鉄及びその化合物	mg/L	0.3mg/L以下	4	0.39	<0.03	0.17
銅及びその化合物	mg/L	1.0mg/L以下	4	0.01	<0.01	<0.01
ナトリウム及びその化合物	mg/L	200mg/L以下	4	17.4	16.4	16.9
マンガン及びその化合物	mg/L	0.05mg/L以下	4	0.081	0.007	0.043
塩化物イオン	mg/L	200mg/L以下	12	24.4	21.3	23.0
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	300mg/L以下	12	80.1	70.2	74.3
蒸発残留物	mg/L	500mg/L以下	12	165	123	137
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2mg/L以下	4	<0.02	<0.02	<0.02
ジェオスミン	mg/L	0.00001mg/L以下	12	0.000003	<0.000001	0.000002
2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001mg/L以下	12	0.000002	<0.000001	<0.000001
非イオン界面活性剤	mg/L	0.02mg/L以下	4	<0.002	<0.002	<0.002
フェノール類	mg/L	0.005mg/L以下	4	<0.0005	<0.0005	<0.0005
有機物「全有機炭素（TOC）の量」	mg/L	3mg/L以下	12	3.1	2.2	2.5
pH値	—	5.8以上8.6以下	12	9.2	7.8	8.3
味	-	異常でないこと	-	-	-	-
臭気	-	異常でないこと	12	-	-	藻臭 12
色度	度	5度以下	12	3.6	1.1	2.5
濁度	度	2度以下	12	12.3	1.2	5.2

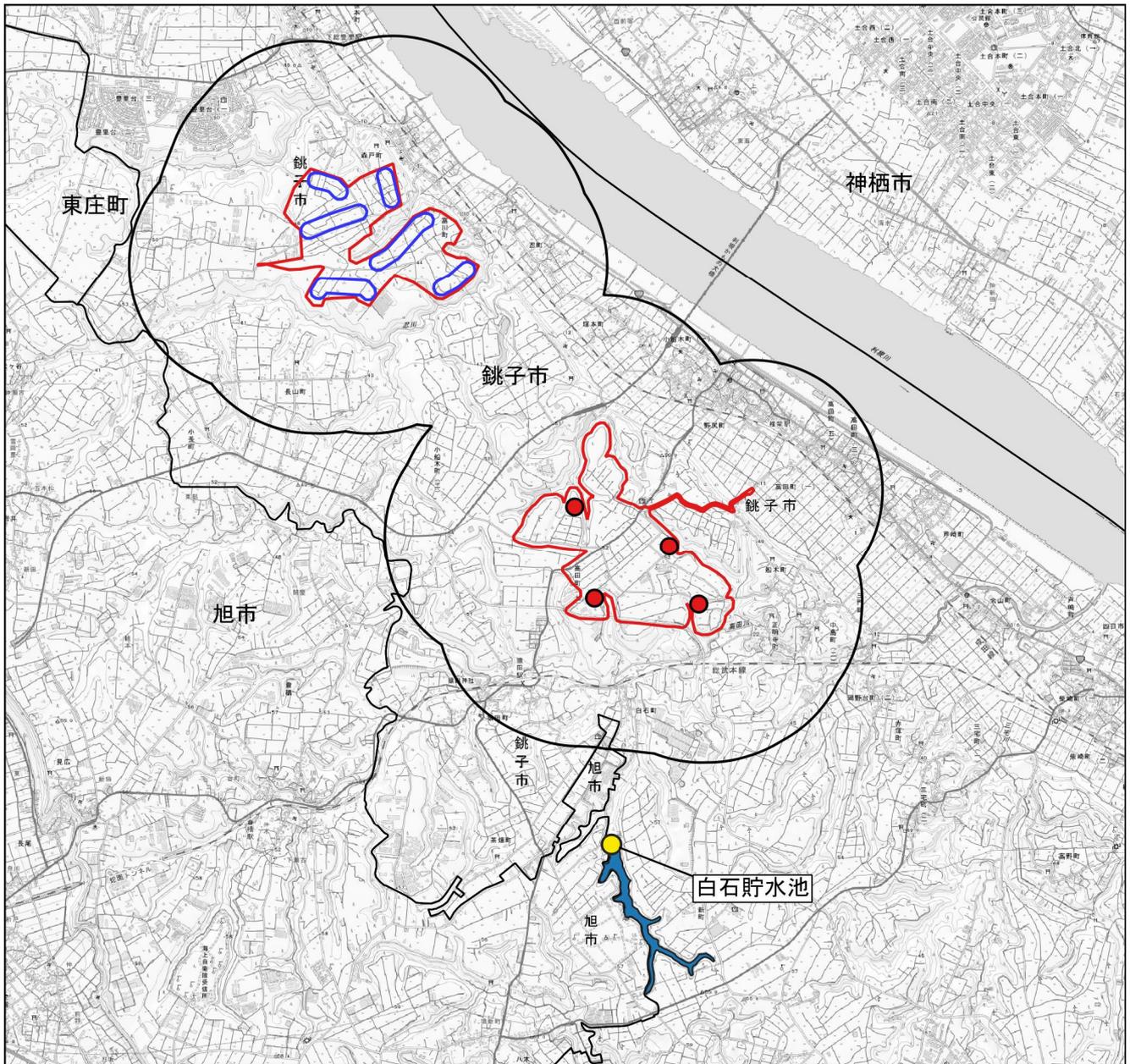
備考1：「-」は、測定していないことを示す。

2：臭気の数値は出現回数を示す。

出典等：「令和6年度水質検査結果」（令和7年6月 銚子市）を使用して作成した。

### ③ 海域

基本的な調査対象範囲では、海域の水質測定地点は存在していない。



凡例

- 白石貯水池
- 湖沼の水質調査地点

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

1:50000

0 0.5 1 1.5 2 2.5 km



図 3.1.3-2 湖沼の水質測定地点位置

出典等: 「令和 6 年度水質検査結果」(令和 7 年 6 月 銚子市) を使用して作成した。

#### ④ 地下水

「令和5年度地下水の水質調査結果」（千葉県 令和6年10月）を用いて地下水の水質測定結果を整理した。

基本的な調査対象範囲には地下水の水質測定地区は存在しないため、参考として四日市場町における水質の測定結果を表3.1.3-3に示す。なお、井戸の詳細な位置は公開されていない。また、「令和6年度ダイオキシン類に係る水質（地下水）測定結果」（千葉県 令和7年8月）を用いて地下水の水質（ダイオキシン類）結果を整理した。基本的な調査対象範囲には地下水の水質測定地区は存在しないため、参考として東庄町神田における水質の測定結果を表3.1.3-4に示す。

どちらの結果もすべての項目において環境基準に適合していた。

表 3.1.3-3 地下水に係る水質測定結果（令和5年度）

（単位：mg/L）

市町村名	銚子市	環境基準
地区名	四日市場町	
用途区分	一般飲用	
採取年月日	令和5年8月	
カドミウム	不検出	0.003以下
全シアン	不検出	検出されないこと。
鉛	不検出	0.01以下
六価クロム	不検出	0.02以下
砒素	不検出	0.01以下
総水銀	不検出	0.0005以下
アルキル水銀	-	検出されないこと。
PCB	不検出	検出されないこと。
ジクロロメタン	不検出	0.02以下
四塩化炭素	不検出	0.002以下
塩化ビニルモノマー	不検出	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	不検出	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	0.006以下
トリクロロエチレン	不検出	0.01以下
テトラクロロエチレン	不検出	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	不検出	0.002以下
チウラム	不検出	0.006以下
シマジン	不検出	0.003以下
チオベンカルブ	不検出	0.02以下
ベンゼン	不検出	0.01以下
セレン	不検出	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	不検出	10以下
ふっ素	0.12	0.8以下
ほう素	不検出	1以下
1,4-ジオキサン	不検出	0.05以下

出典等：「令和5年度地下水の水質調査結果」（千葉県 令和6年10月）を使用して作成した。

表 3.1.3-4 ダイオキシン類に係る水質（地下水）測定結果

単位：pg-TEQ/L（環境基準：1pg-TEQ/L以下）

測定地点	測定結果	実施機関
東庄町神田	0.062	千葉県

出典等：「令和6年度ダイオキシン類に係る水質（地下水）測定結果」（千葉県 令和7年8月）を使用して作成した。

### 3.1.4 水象の状況

#### ① 河川の状況

「県内の一級河川・二級河川」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）、  
「国土数値情報 河川」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）及び  
「国土数値情報 流域メッシュ」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて河川の状況を整理した。基本的な調査対象範囲における主な河川及び集水域の状況を表3.1.4-1及び図3.1.4-1に示す。河川の流量、流況、水深については情報が得られなかった。

一級河川として、基本的な調査対象範囲の北側に利根川が、南側に利根川水系の高田川が存在する。その他河川として、基本的な調査対象範囲の北西側に利根川水系の忍川及び名称不明の河川が存在する。

表 3.1.4-1 主要な河川

番号	水系名	河川名	区間		延長 (m)
			上流端	下流端	
1	利根川	利根川	群馬県利根郡水上町大字藤原地先の大水上山山麓水源	海に至る	左岸22,500 右岸100,640
2		高田川	銚子市三門町地先	利根川への合流点	左右岸 各2,500
3		忍川	不明	不明	不明
4		名称不明	不明	不明	不明

出典等：「県内の一級河川・二級河川」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

#### ② 湖沼の状況

「国土数値情報 湖沼」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて湖沼の状況を整理した。

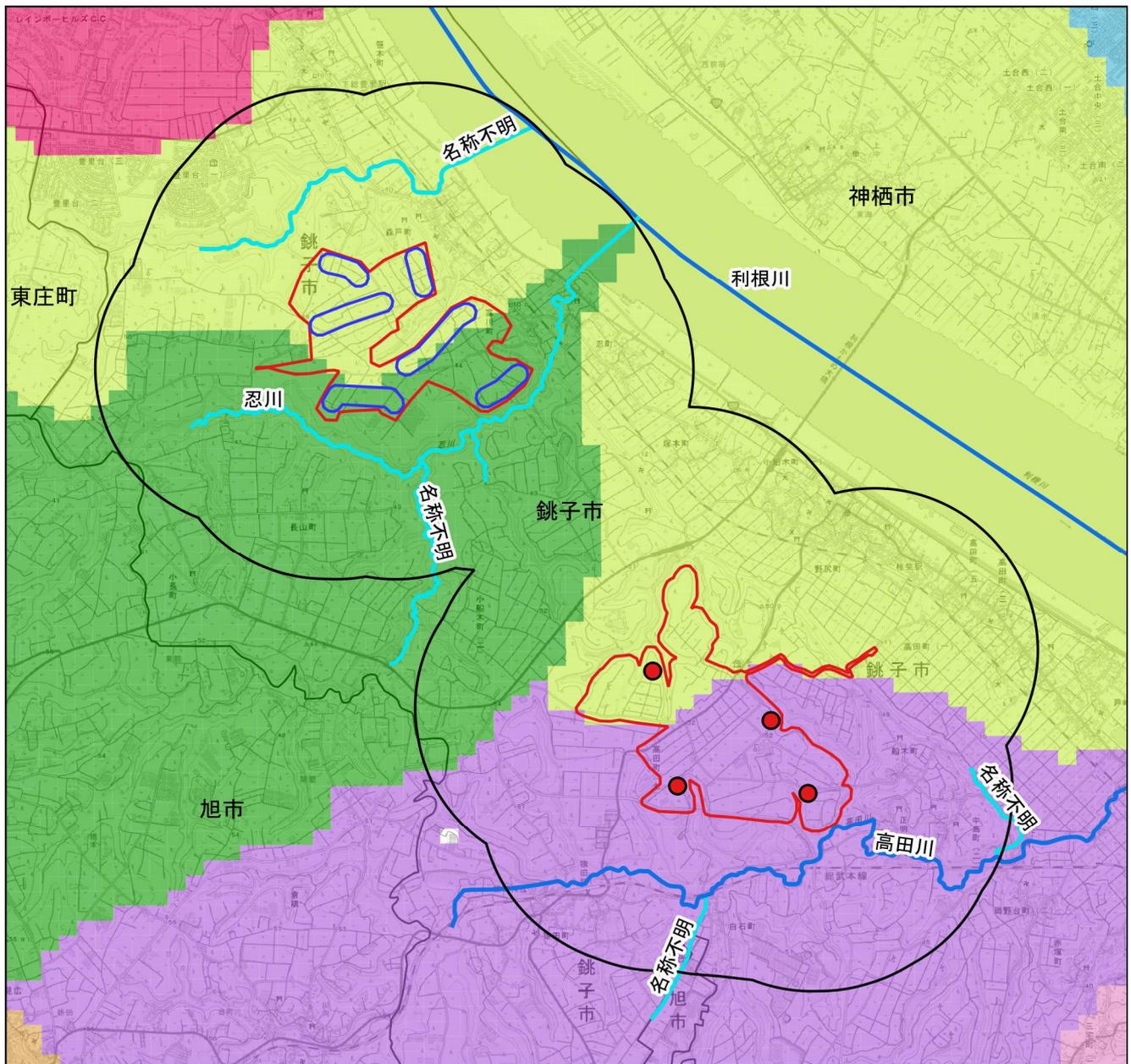
基本的な調査対象範囲において、湖沼は確認されなかった。

#### ③ 海域の状況

基本的な調査対象範囲には海域は存在しない。

#### ④ 地下水の状況

基本的な調査対象範囲の地下水の情報は得られなかった。今後のボーリング調査等で対象事業実施区域内の地下水の状況を把握する予定である。



凡例

流域

- 利根川
- 高田川
- 忍川
- 佐原川
- 三宅川
- 七間川
- 名称不明

河川

- 一級河川
- その他流路

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

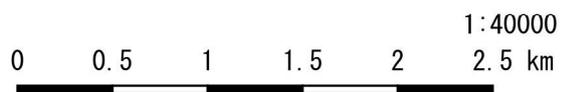


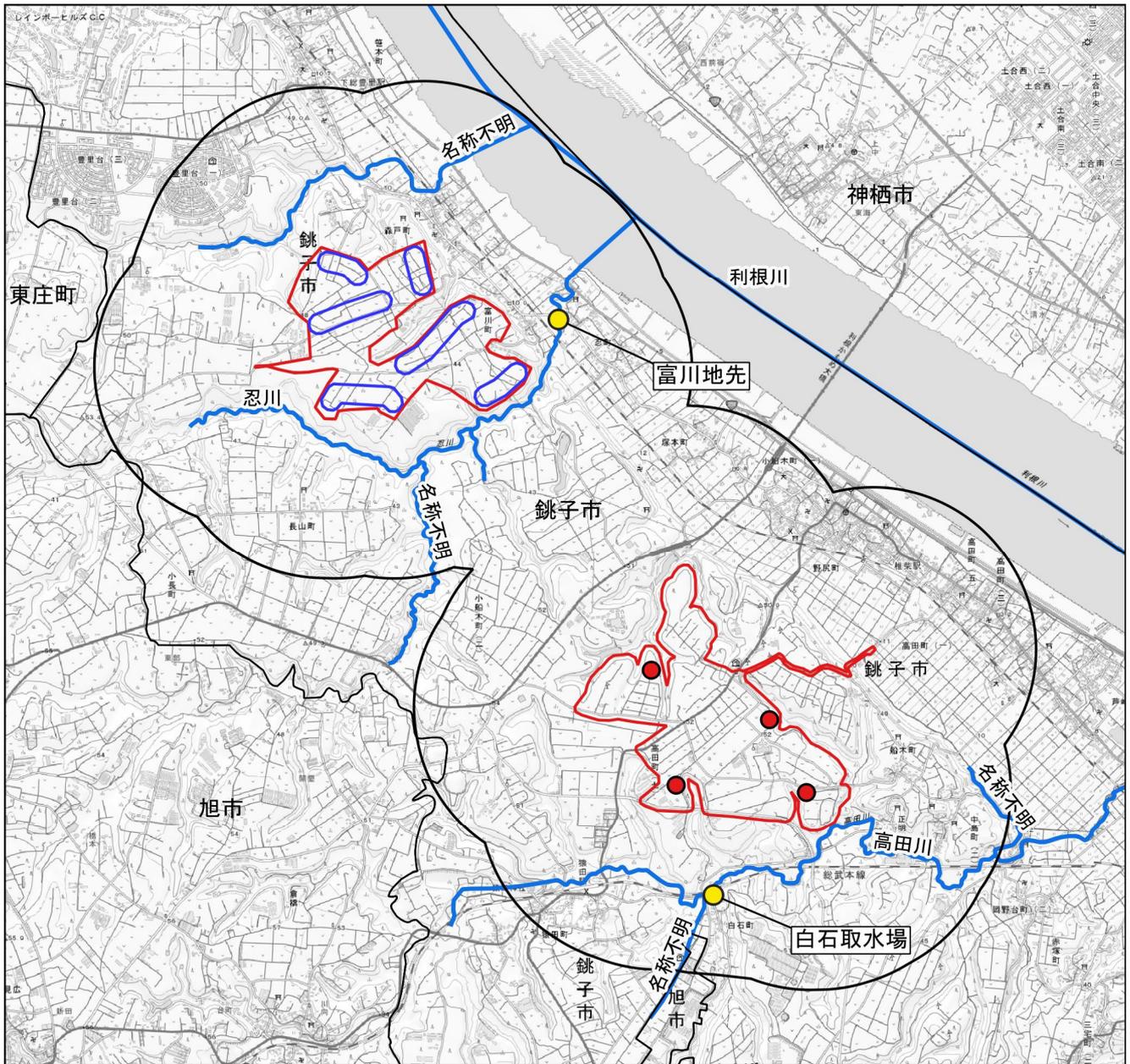
図 3.1.4-1 河川の状況

出典等：「国土数値情報 河川及び流域メッシュ」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

### 3.1.5 水底の底質の状況

「令和6年度 ダイオキシン類常時監視測定結果」(令和7年8月 千葉県)を用いて、水底の底質の測定結果を整理した。

基本的な調査対象範囲には、河川における水底の底質の測定地点として高田川(白石取水場)及び忍川(富川地先)が存在する。測定位置を図3.1.5-1に示す。なお、令和6年度は、高田川(白石取水場)及び忍川(富川地先)での測定は実施されていなかった。



凡例

- 河川における水質測定点
- 河川

- ▭ 対象事業実施区域
- ▭ 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- ▭ 基本的な調査対象範囲
- ▭ 行政区域

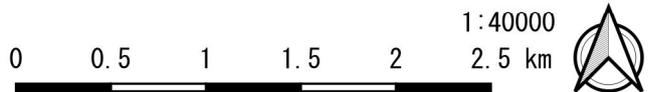


図 3.1.5-1 河川における水底の底質の測定地点位置

出典等：「令和 6 年度 ダイオキシン類常時監視測定結果」（令和 7 年 8 月 千葉県）を使用して作成した。

### 3.1.6 騒音の状況及び超低周波音の状況

「自動車騒音の測定結果と面的評価について」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて、騒音の測定結果を整理した。

基本的な調査対象範囲では、一般環境騒音に係る調査は実施されていないが、自動車騒音測定地点として国道356号及び銚子海上線において令和5年度に測定が行われている。国道356号及び主要地方道銚子海上線の自動車騒音測定結果を表3.1.6-1に、調査地点の位置を図3.1.6-1に示す。国道356号及び銚子海上線では昼夜ともに環境基準値以下の評価区間は100%であった。

なお、「令和5年度 公害苦情調査結果報告書」（令和7年2月 千葉県）によると、令和5年度の騒音に係る苦情受付件数は銚子市で4件、旭市で11件であった。

基本的な調査対象範囲において、超低周波音に係る調査は実施されていない。

表3.1.6-1 自動車騒音の測定結果（道路に面する地域）

路線名	車線数	類型指定	測定地点	等価騒音レベル (デシベル)		環境基準 (デシベル)		環境基準値以下の評価区間	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
国道356号	2	B	銚子市忍町	67	62	65	60	100%	100%
銚子海上線	2	B	銚子市長山町	69	61	65	60	100%	100%

出典等：「自動車騒音の測定結果と面的評価について」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

### 3.1.7 振動の状況

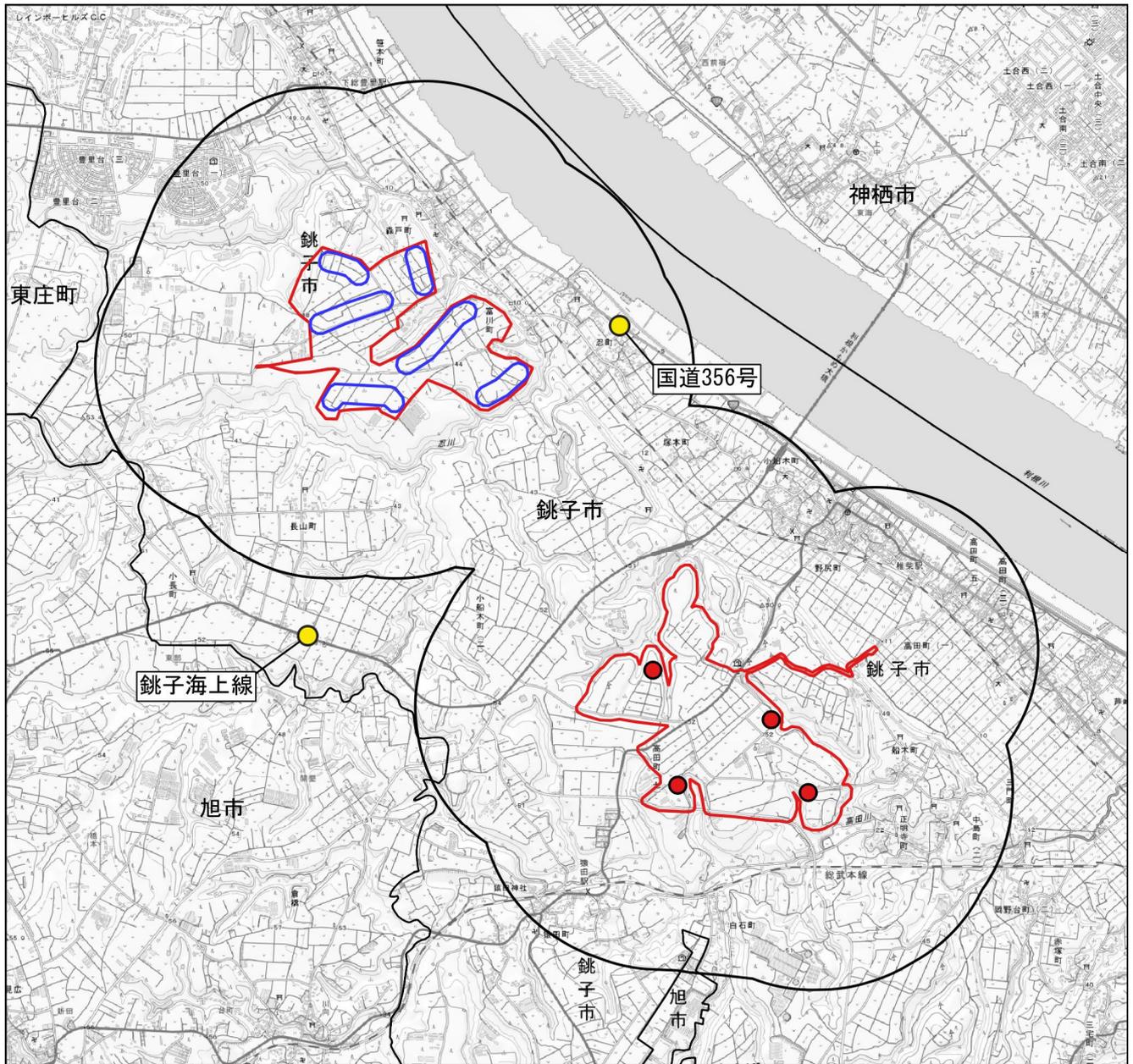
基本的な調査対象範囲において、振動に係る調査は実施されていない。

なお、「令和5年度 公害苦情調査結果報告書」（令和7年2月 千葉県）によると、令和5年度の振動に係る苦情受付件数は銚子市で1件、旭市で0件であった。

### 3.1.8 悪臭の状況

基本的な調査対象範囲において、悪臭に係る調査は実施されていない。

なお、「令和5年度 公害苦情調査結果報告書」（令和7年2月 千葉県）によると、令和5年度の悪臭に係る苦情受付件数は銚子市で1件、旭市で18件であった。



凡例

● 自動車騒音測定地点

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

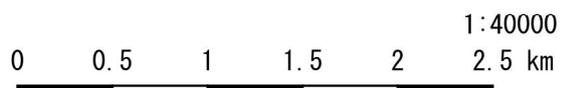


図 3.1.6-1 自動車騒音の測定位置

出典等：「自動車騒音の測定結果と面的評価について」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

### 3.1.9 地形及び地質の状況

#### ① 地形の状況

「20万分の1土地分類基本調査」(国土交通省ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を用いて地形の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における地形の状況を図3.1.9-1に示す。

対象事業実施区域には「丘陵地」及び「低地」が分布している。

#### ② 地質の状況

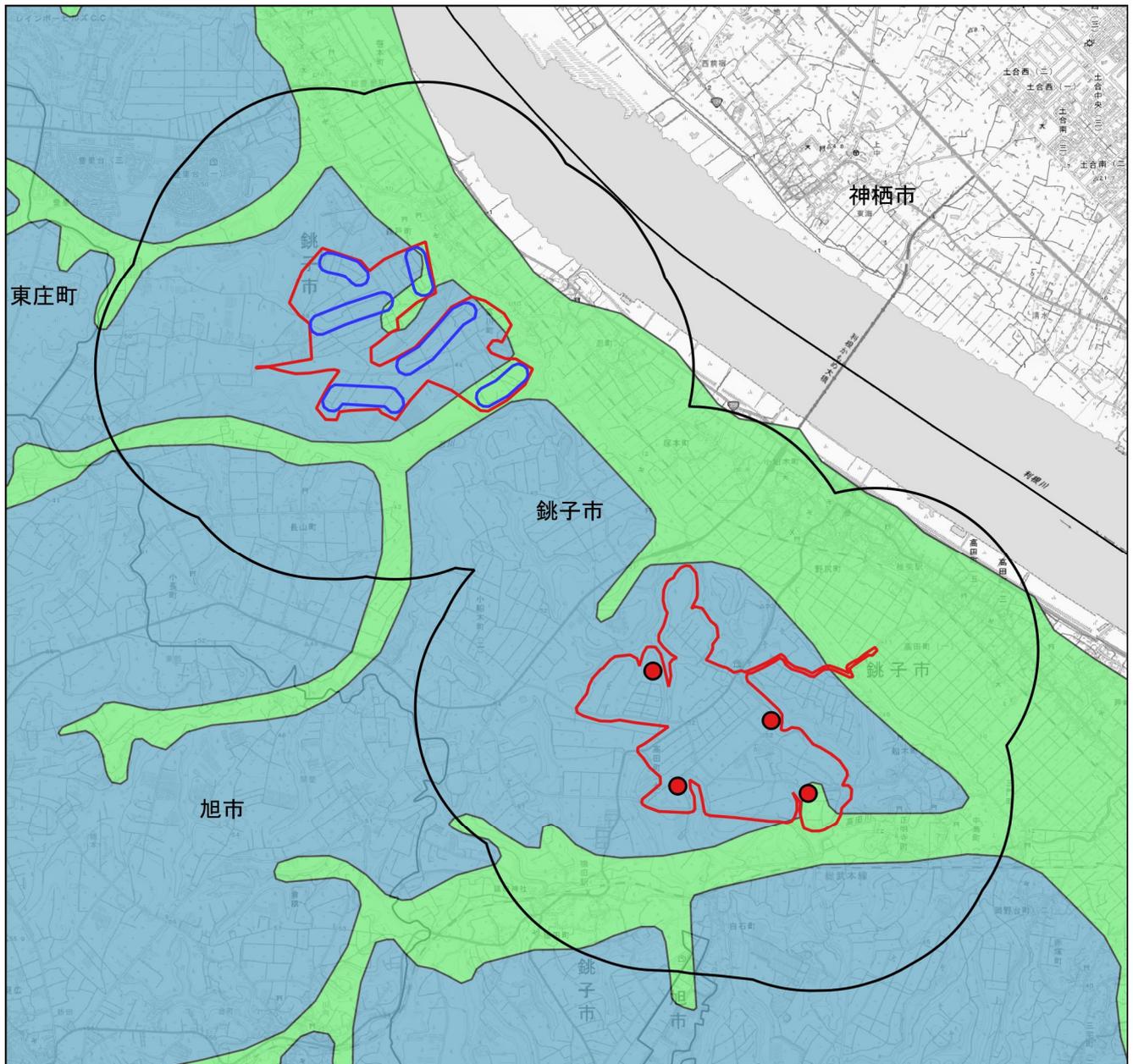
「20万分の1土地分類基本調査」(国土交通省ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を用いて地質の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における地質の状況を図3.1.9-2に示す。

対象事業実施区域には主に「砂」が分布しており、対象事業実施区域の一部に「砂岩泥岩互層・泥岩」、「泥がち堆積物」及び「砂岩・泥岩(砂岩互層を含む)」が分布している。

#### ③ 湧水の状況

基本的な調査対象範囲内には、代表的な湧水の情報は得られなかった。



凡例

地形区分

丘陵地

低地

対象事業実施区域

風力発電機設置想定範囲

更新する風力発電機

基本的な調査対象範囲

行政区域

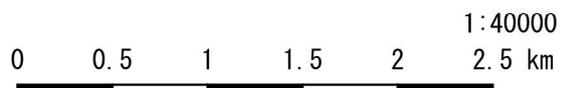
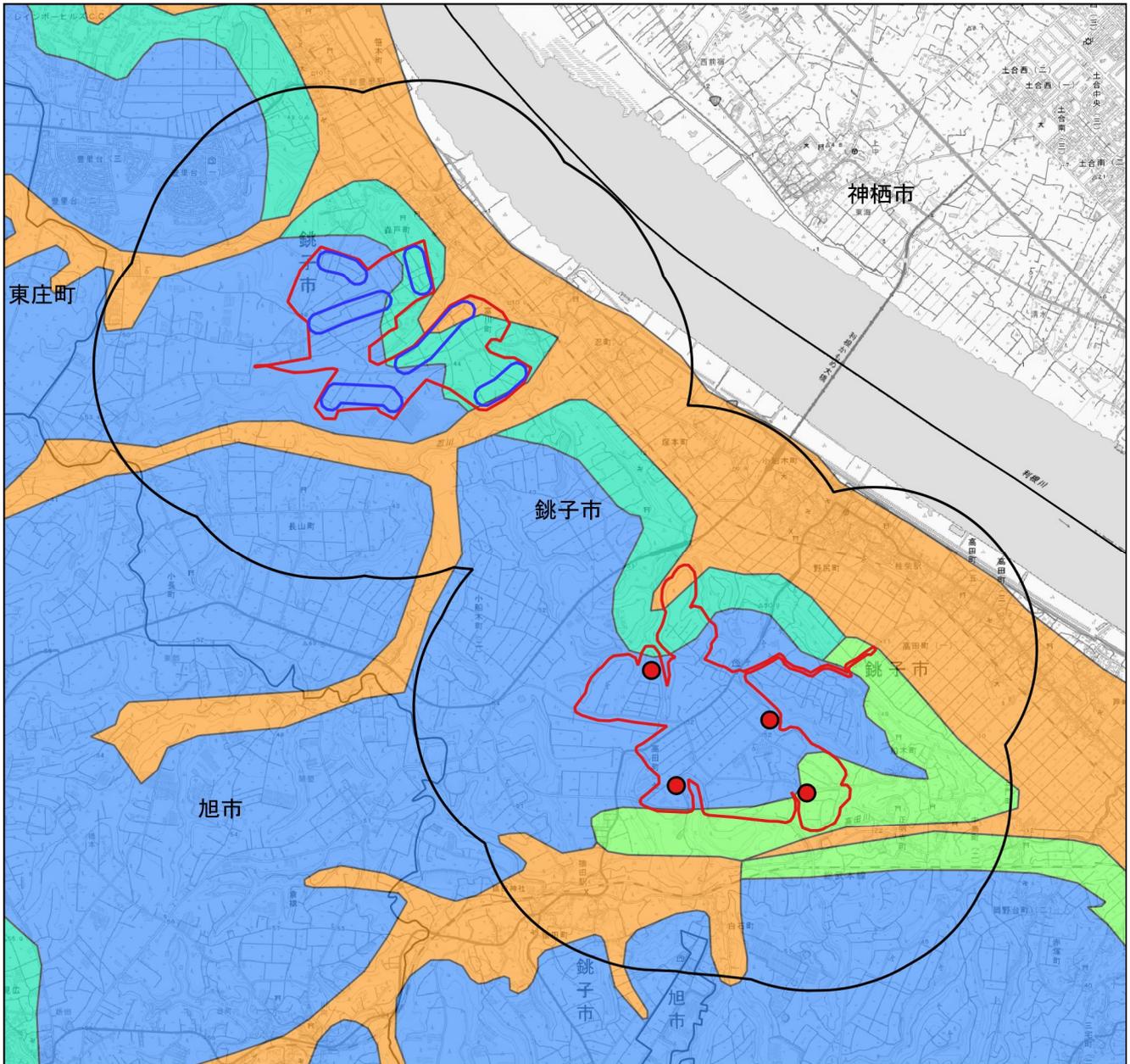


図 3.1.9-1 地形の状況

出典等：「20 万分の 1 土地分類基本調査」(国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月) を使用して作成した。



凡例

表層地質

- 砂
- 砂岩・泥岩（砂泥互層を含む）
- 砂岩泥岩互層・泥岩
- 泥がち堆積物

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域



図 3.1.9-2 地質の状況

出典等：「20 万分の 1 土地分類基本調査」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月）を使用して作成した。

#### ④ 重要な地形・地質の状況

表 3.1.9-1 に示す資料及び選定根拠を用いて、重要な地形・地質の状況を整理した。  
 基本的な調査対象範囲には、当該資料及び選定根拠に該当する重要な地形・地質は存在しない。

表 3.1.9-1 重要な地形及び地質の資料及び選定根拠

番号	資料及び選定根拠	発行等
1	文化財保護法において以下に指定されているもの	昭和25年 法律第214号
	天然記念物【天】・・・学術上価値の高い地質鉱物として文化財保護法に基づき保護・保存を指定されているもの 特別天然記念物【特天】・・・天然記念物のうち特に重要なもの	
	千葉県文化財保護条例において以下に指定されているもの	昭和30年 条例第8号
	天然記念物【県天】・・・千葉県教育委員会が県内に存する学術上価値の高い地質鉱物として千葉県文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	銚子市市文化財保護条例において以下に指定されているもの	昭和41年 条例第14号
	天然記念物【銚市天】・・・銚子市教育委員会が市内に存する学術上価値の高い地質鉱物として銚子市文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	旭市市文化財保護条例において以下に指定されているもの	平成17年 条例第141号
天然記念物【旭市天】・・・旭市教育委員会が市内に存する学術上価値の高い地質鉱物とし旭市文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの		
2	「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版 -危機にある地形-」において以下に該当するもの	平成12年 (株) 古今書院
	① 日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形【希少】 ② ①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形【準希】 ③ 多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形【典】 ④ 動物や植物の生息・生育地として重要な地形【動植】	
	① 日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形【希少】 ② ①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形【準希】 ③ 多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形【典】 ④ 動物や植物の生息・生育地として重要な地形【動植】	
	① 日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形【希少】 ② ①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形【準希】 ③ 多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形【典】 ④ 動物や植物の生息・生育地として重要な地形【動植】	
3	「日本の地形レッドデータブック 第2集 -保存すべき地形-」において以下に該当するもの	平成14年 (株) 古今書院
	① 日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形【希少】 ② ①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形【準希】 ③ 多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形【典】 ④ 動物や植物の生息・生育地として重要な地形【動植】	
4	「自然環境保全基礎調査（自然景観資源調査報告書）」において以下に該当するもの	平成元年 環境庁
	自然景観資源【自然】・・・視対象である自然景観の基盤（骨格）をなす地形、地質及び自然景観として認識されるもの	

### 3.1.10 地盤の状況

「令和5年千葉県における地盤沈下の概況について」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて地盤の状況を整理した。対象事業実施区域周辺の水準点における、令和5年の地盤変動の状況は、図3.1.10-1に示すとおりである。

対象事業実施区域は、1年間沈下量2cm未満の地域及び地盤沈下が見られなかった地域に該当していた。

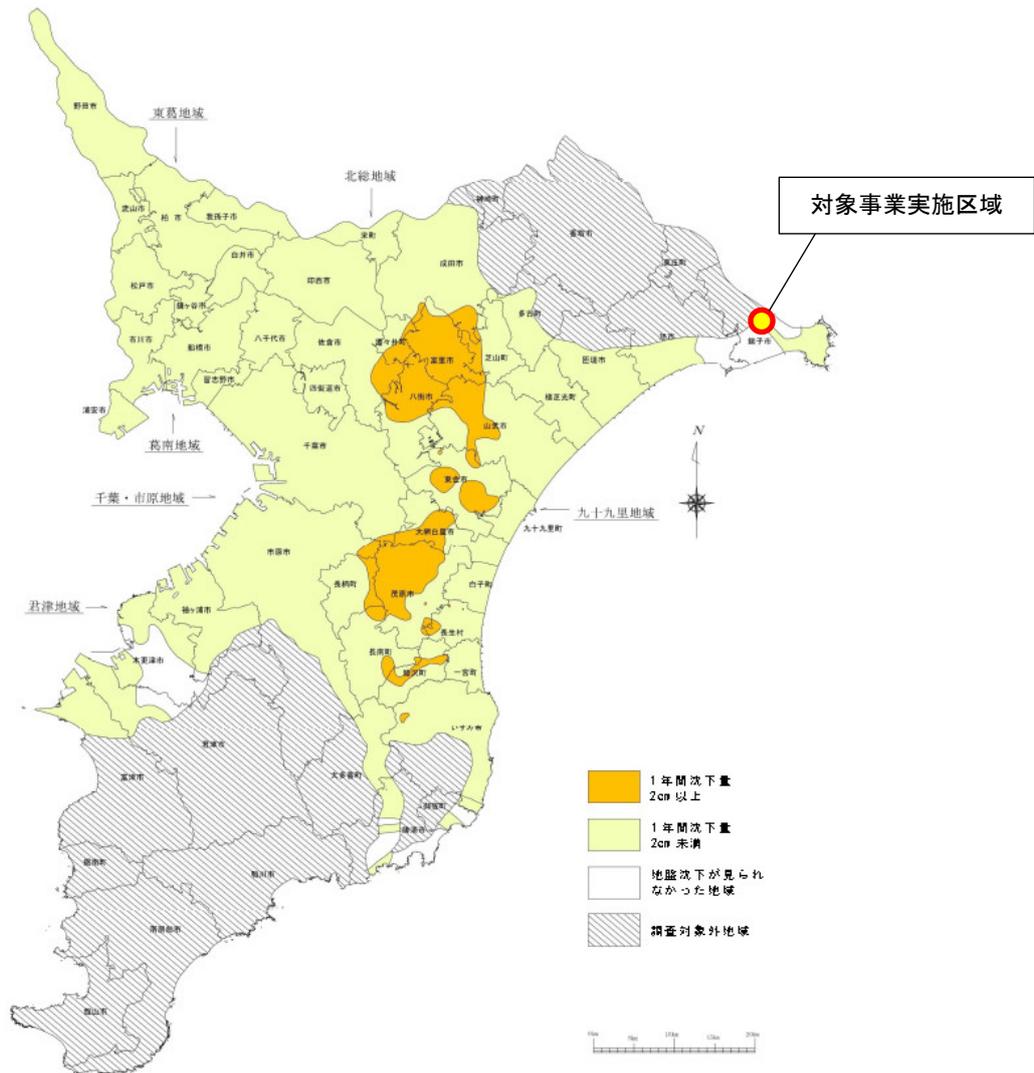


図 3.1.10-1 地盤沈下の状況

出典等：「令和5年千葉県における地盤沈下の概況について」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

### 3.1.11 土壌の状況

#### ① 土壌の分布

「20 万分の 1 土地分類基本調査」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月）を用いて土壌の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における土壌の状況を図 3.1.11-1 に示す。

対象事業実施区域には、グライ土壌、黒ボク土壌、褐色森林土壌、灰色低地土が分布している。

#### ② 土壌汚染の状況

「令和 5 年度ダイオキシンの係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月）を用いて土壌汚染の状況を整理した。

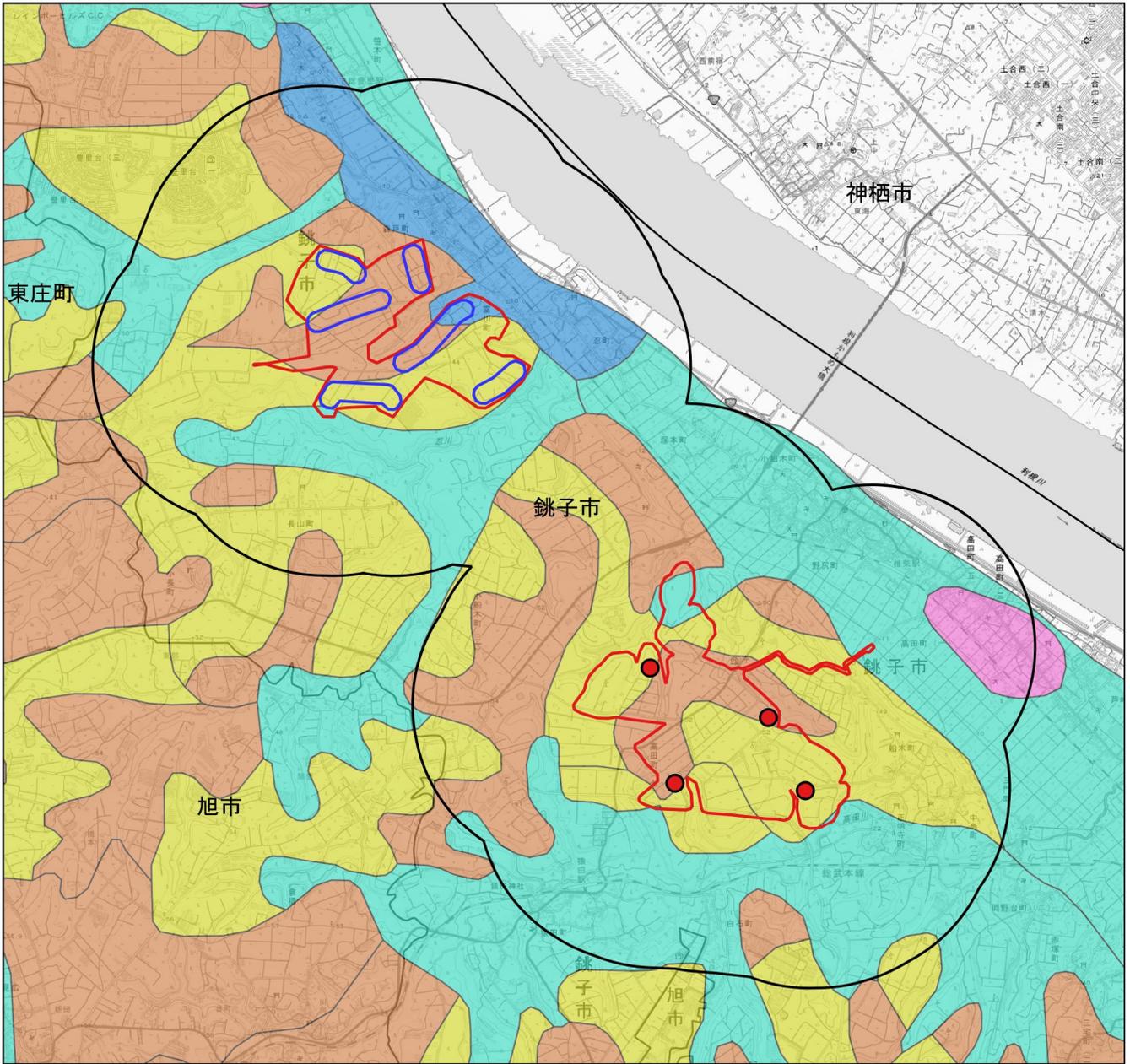
千葉県ではダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壌のダイオキシン類の調査が行われている。基本的な調査範囲内にはダイオキシン類の調査地点が存在しないため、参考として、最寄りの旭市中央公園におけるダイオキシン類（土壌）測定結果を表 3.1.11-1 に示す。

基本的な調査対象範囲は、「土壌汚染対策法」に規定する要措置区域及び形質変更時要届出区域には指定されていない。

表 3.1.11-1 ダイオキシン類（土壌）測定結果

区分	市町村	地区名	ダイオキシン類濃度	環境基準 達成状況	環境基準 (pg-TEQ/g)
一般環境	旭市	旭市中央公園	2.1	○	1,000以下

出典等：「令和 5 年度ダイオキシンの係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月）を使用して作成した。



凡例

土壌

- グライ土壌
- 灰色低地土壌
- 褐色森林土壌
- 褐色低地土壌
- 黒ボク土壌

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域



図 3.1.11-1 土壌の状況

出典等：「20 万分の 1 土地分類基本調査」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月）を使用して作成した。

### 3.1.12 植物の生育及び植生の状況

#### ① 植物相の状況

植物相の状況の把握に使用した資料を表3.1.12-1に、抽出結果を表3.1.12-2に示す。  
 なお、確認された種については資料編にリストを添付する。

表 3.1.12-1 植物相の状況の把握に使用した資料

文献番号	文献等の名称	抽出範囲
1	環境アセスメントデータベース（環境省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）	対象事業実施区域が該当する二次メッシュ
2	「千葉県レッドデータブック植物・菌類編 2023 改訂版」（令和5年 千葉県）	銚子市、旭市
3	「千葉県の自然誌 別編4 千葉県植物誌」（平成15年 千葉県史料研究財団）	基本的な調査対象範囲が該当する調査地点
4	「銚子の自然誌：生き物と環境のガイド・ブック」（平成14年 銚子の自然誌・編集委員会）	銚子市
5	「銚子の食虫植物」（昭和62年 銚子市教育委員会）	銚子市

表 3.1.12-2 植物相の抽出結果

分類名		科数	種数	主な確認種	
シダ植物		20	71	タチシノブ、コシダ、ノキシノブ、オニカナワラビ、カニクサ、コウヤワラビ、ウチワゴケ、オウレンシダ、オオアカウキクサ、コモチシダ、ゼンマイ、スギナ等	
種子植物	裸子植物	5	11	アカマツ、イチヨウ、イヌガヤ、イヌマキ、オキナワハイネズ、ハイネズ、クロマツ、サワラ、スギ、ヒノキ、モミ	
	被子植物	基部被子植物	1	1	サネカズラ
		センリョウ類	1	3	ヒトリシズカ、フタリシズカ、センリョウ
		モクレン類	4	12	ウマノスズクサ、オオバウマノスズクサ、クロモジ、コブシ、シロダモ、ゼニバサイシン、タブノキ、ドクダミ等
		単子葉植物	25	279	ヒメスガモ、ルリニワゼキショウ、ヤマズメノヒエ、ホウチャクソウ、ヨシ、ヘラオモダカ、ミクリ、ヤマイ、ヤブラン、マムシグサ、タチシオデ、ミョウガ、ツユクサ、ミズオオバコ、ヤマラッキョウ、ミズヒキモ等
真性双子葉植物	88	615	アオギリ、ヒメヨツバムグラ、ミズタマソウ、アケビ、ムクノキ、ウツギ、アゼナ、ハマハタザオ、オオフサモ、ハマヤブマオ、ウド、アマチャヅル、ヌルデ、エゴノキ、イヌノフグリ、ヒメオトギリ、カキノキ、カタバミ、ハンノキ、ソクズ、ツリガネニンジン、ハマサワヒヨドリ、キツネノマゴ、キブシ、コイケマ、ツクバトリカブト、イワダレソウ等		
合計		144	992	—	

注：植物の種名及び種数には、亜種、品種、変種等が含まれる。

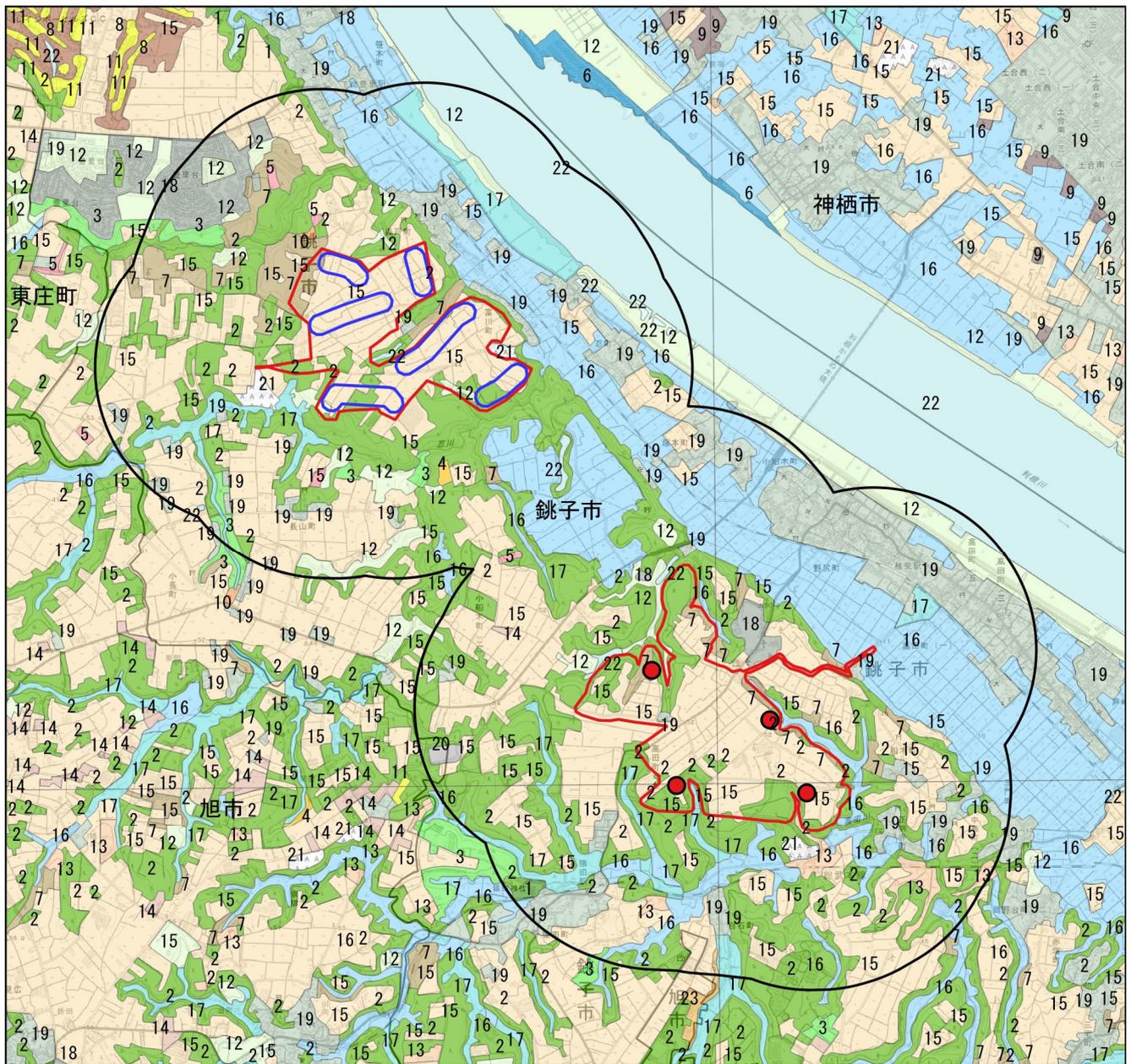
## ② 植生の状況

「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査」（環境省ホームページ最終閲覧月：令和7年8月）を用いて植生の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における植生の状況を図3.1.12-1に、植生自然度を図3.1.12-2に示す。

対象事業実施区域はシイ・カシ二次林、畑雑草群落が多くみられ、その他の植生としては、水田雑草群落、緑の多い住宅地、路傍・空地雑草群落、放棄水田雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、市街地、放棄畑雑草群落等が分布している。

対象事業実施区域の植生自然度は概ね8（シイ・カシ二次林）及び2（畑雑草群落）である。ただし、既設風力発電機の周辺は、既に造成された土地であることから、人為的な影響を受けた植生が成立していると考えられる。



凡例

現存植生図

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1: ヤブコウジースダジイ群集   | 18: 市街地     |
| 2: シイ・カシ二次林       | 19: 緑の多い住宅地 |
| 3: オニシバリーコナラ群集    | 20: 工場地帯    |
| 4: 低木群落           | 21: 造成地     |
| 5: 伐採跡地群落 (V I I) | 22: 開放水域    |
| 6: ヨシクラス          | 23: 自然裸地    |
| 7: スギ・ヒノキ・サワラ植林   |             |
| 8: アカマツ植林         |             |
| 9: クロマツ植林         |             |
| 10: 竹林            |             |
| 11: ゴルフ場・芝地       |             |
| 12: 路傍・空地雑草群落     |             |
| 13: 放棄畑雑草群落       |             |
| 14: 果樹園           |             |
| 15: 畑雑草群落         |             |
| 16: 水田雑草群落        |             |
| 17: 放棄水田雑草群落      |             |

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

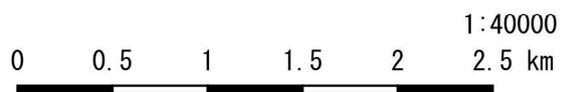
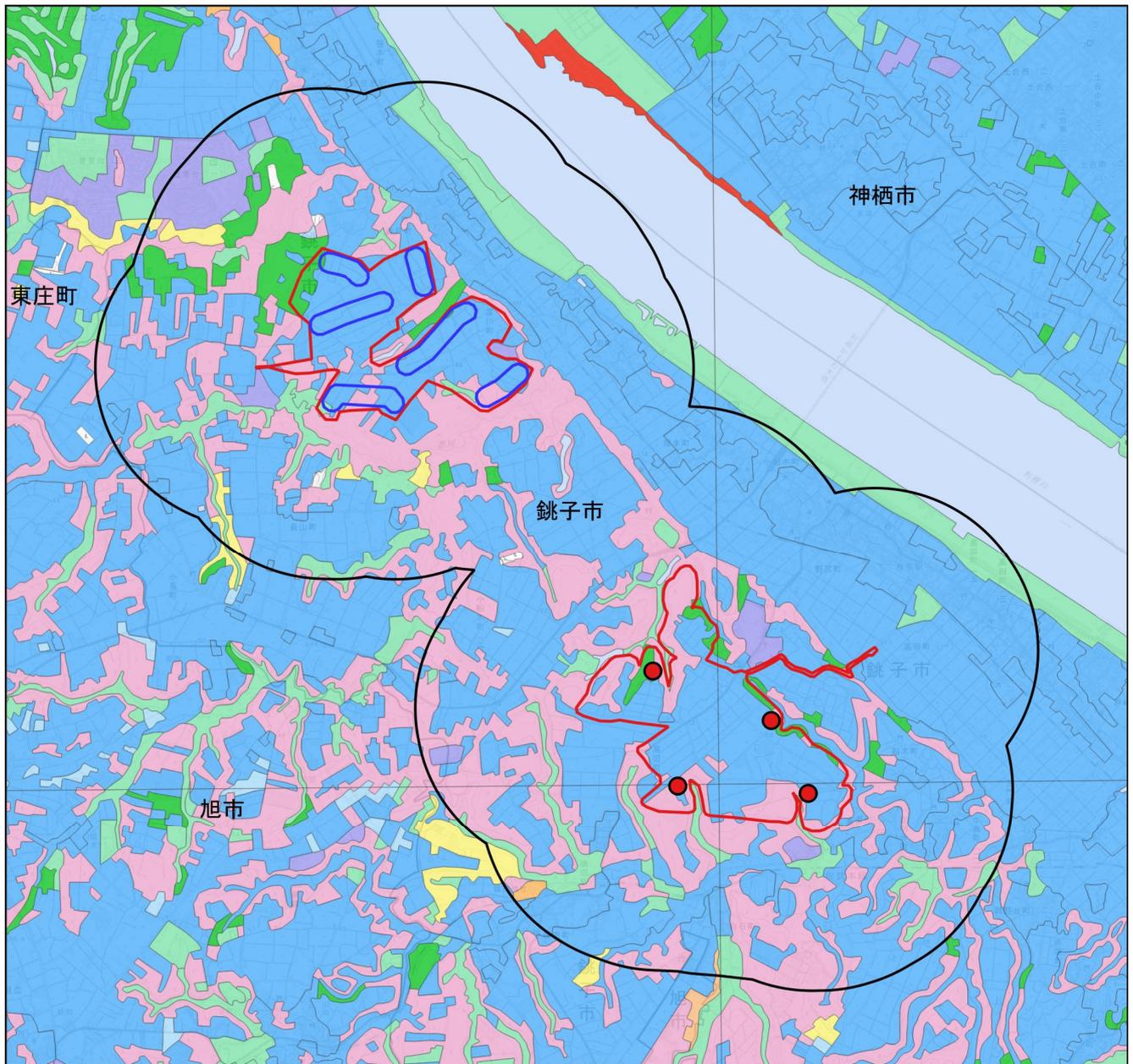


図 3.1.12-1 植生の状況

出典等: 「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査」  
 (環境省ホームページ 最終閲覧月: 令和7年8月) を使用して作成した。



凡例

植生自然度

- 1
- 2
- 3
- 4
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10

- 自然裸地
- 開放水域

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

0 0.5 1 1.5 2 2.5 km 1:40000



図 3.1.12-2 植生自然度

出典等：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査」  
 （環境省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

### ③ 巨樹・巨木林の状況

#### 7. 巨樹・巨木林の選定根拠

巨樹・巨木林の選定根拠は表 3.1.12-3 に示すとおりである。

表 3.1.12-3 巨樹・巨木林の選定根拠

番号	選定根拠	カテゴリー
I	「第4回・第6回自然環境保全基礎調査」(環境省)において、右記の基準に該当する単木、樹林、並木	巨: 原則として地上から1.3mの高さでの幹周りが3m以上の木

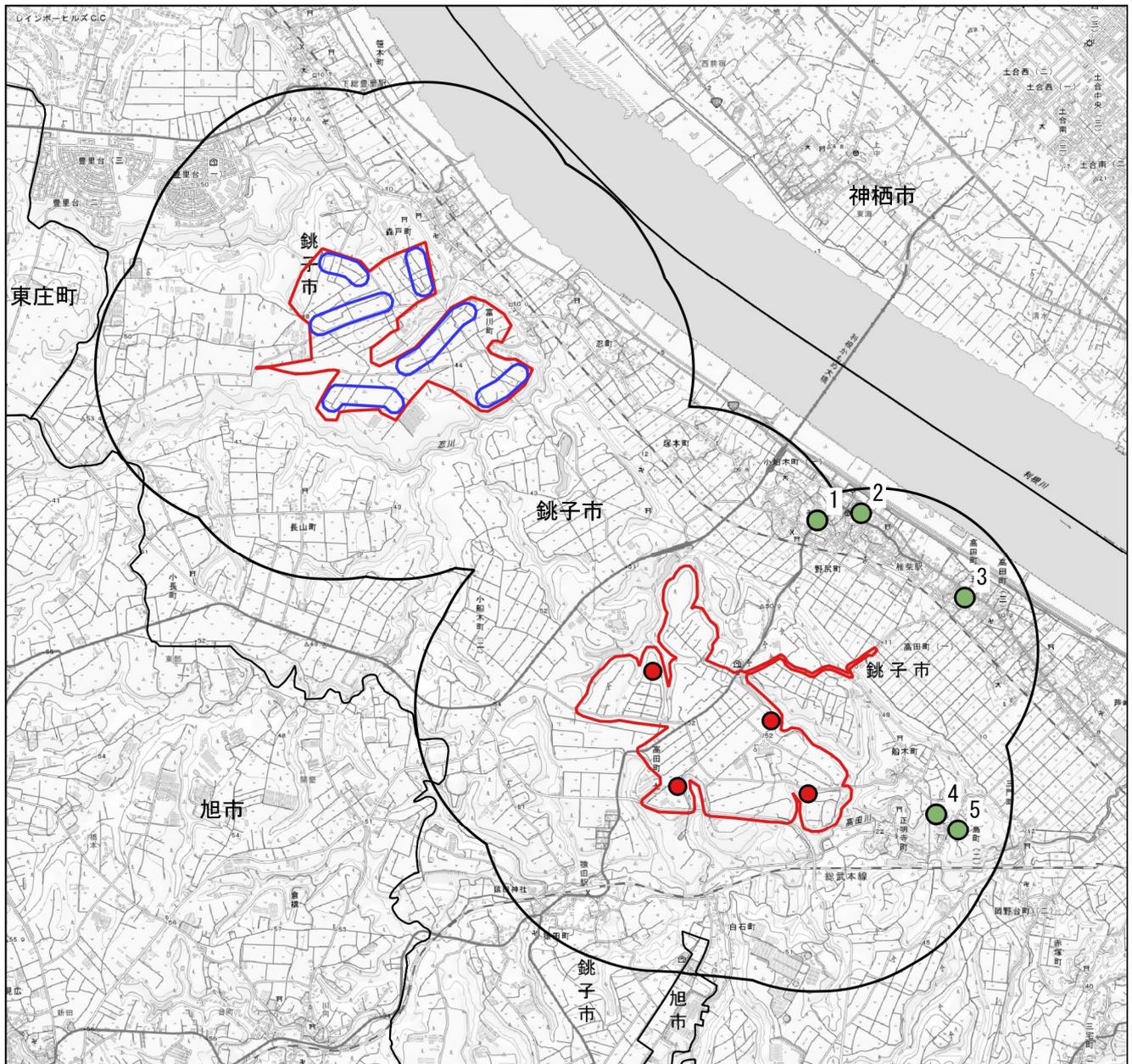
#### イ. 巨樹・巨木林の選定結果

表 3.1.12-3 に示す資料及び選定根拠を用いて、巨樹・巨木の生育状況を整理した。巨樹・巨木林の選定結果を表 3.1.12-4 に示す。また、巨樹・巨木林の位置を図 3.1.12-3 に示す。

表 3.1.12-4 巨樹・巨木林

番号	所在地	名称等	樹種	選定根拠	調査回
1	銚子市	名称不明	イヌマキ	巨	第6回
			イヌマキ	巨	第6回
			イヌマキ	巨	第6回
			タブノキ	巨	第6回
			タブノキ	巨	第6回
		船木(東光寺)	イヌマキ	巨	第4回
			イヌマキ	巨	第4回
2	銚子市	野尻	イヌマキ	巨	第4回
			イヌマキ	巨	第4回
		名称不明	イヌマキ	巨	第6回
3	銚子市	名称不明	イチョウ	巨	第6回
4	銚子市	中島	スダジイ	巨	第4回
			スダジイ	巨	第4回
		名称不明	スダジイ	巨	第6回
			スダジイ	巨	第6回
5	銚子市	中島	スダジイ	巨	第4回
			スダジイ	巨	第4回
		名称不明	スダジイ	巨	第6回

出典等:「環境アセスメントデータベース EADAS」(環境省ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を使用して作成した。



凡例

● 巨樹・巨木林

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

0 0.5 1 1.5 2 2.5 km

1:40000



図 3.1.12-3 巨樹・巨木林の位置

出典等:「環境アセスメントデータベース EADAS」(環境省ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を使用して作成した。

※図中の番号は表 3.1.12-4 の番号に対応する。

④重要な種及び重要な群落

7. 重要な種

a. 重要な種の選定根拠

重要な植物の選定根拠は表 3. 1. 12-5 に示すとおりである。

表 3. 1. 12-5 重要な植物の選定根拠

番号	選定根拠	カテゴリー
I	「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号) 「千葉県県文化財保護条例」(昭和 30 年 条例第 8 号) 「銚子市文化財保護条例」(昭和 41 年 条例第 14 号) 「旭市文化財保護条例」(平成 17 年 条例第 141 号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：千葉県指定天然記念物 銚子市天：銚子市指定天然記念物 旭市天：旭市指定天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)	内：国内希少野生動植物種
III	「第 5 次レッドリスト (植物・菌類)」(令和 7 年 3 月 環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
IV	「千葉県レッドデータブック—植物・菌類編 (2023 年改訂版)」(令和 5 年 7 月 千葉県自然保護課)	X：消息不明・絶滅生物 A：最重要保護生物 B：重要保護生物 C：要保護生物 D：一般保護生物 RH：保護参考雑種

b. 植物の重要な種

植物の重要な種を表 3. 1. 12-6 に示す。

ミズニラ、カワツルモ、トネテンツキ、フモトスミレ、オオアブノメ、ハマボウフウ等の 199 種（亜種、品種、変種等 を含む）が抽出された。

表3. 1. 12-6 (1) 植物の重要な種

No	科名	種名	文献番号					選定根拠			
			1	2	3	4	5	I	II	III	IV
1	ミズニラ	ミズニラ	○		○					NT	
2	マツバラシ	マツバラシ		○						NT	A
3	ハナヤスリ	ナツノハナワラビ		○							C
4	コケシノブ	ウチワゴケ		○							C
5	サンショウモ	オオアカウキクサ	○	○		○				EN	C
6		サンショウモ		○	○					NT	B
7	コバノイシカグマ	オウレンシダ		○							D
8		コバノイシカグマ			○						C
9		クジャクフモトシダ		○							RH
10	オシダ	オニカナワラビ		○							C
11		ヒメオニヤブソテツ			○						C
12		オシダ			○						C
13		ギフベニシダ		○							C
14		キノクニベニシダ		○							C
15		イワシロイノデ		○							B
16		ツヤナシイノデ		○							B
17		イノデモドキ		○							C
18	ヒノキ	オキナワハイネズ			○	○					D
19	センリョウ	センリョウ		○	○	○					D
20	ウマノズクサ	ゼニバサイシン		○	○	○					A
21	サトイモ	ミミガタテンナンショウ		○		○					B
22	トチカガミ	スブタ				○				VU	A
23		トチカガミ				○				NT	C
24		ミズオオバコ	○	○		○				NT	D
25		セキショウモ			○						C
26	アマモ	ヒメスガモ			○						RH
27		スガモ			○	○					B
28		エビアマモ			○					NT	B
29		アマモ			○						D
30	ヒルムシロ	イトモ			○	○				NT	B
31		コバノヒルムシロ			○					VU	A
32		ミズヒキモ				○					A
33		ホソバミズヒキモ				○					B
34		ササバモ		○							D

表3.1.12-6 (2) 植物の重要な種

No	科名	種名	文献番号					選定根拠			
			1	2	3	4	5	I	II	III	IV
35	カワツルモ	カワツルモ	○		○					NT	B
36	ユリ	スカシユリ			○	○					D
37	ラン	シラン			○					NT	D
38		エビネ				○				NT	D
39		ナツエビネ		○						VU	D
40		ギンラン		○	○	○					D
41		キンラン		○	○	○				NT	D
42		ササバギンラン		○		○					D
43		クマガイソウ				○				VU	C
44		カキラン				○					B
45		アケボノシュスラン		○	○						C
46		ミズトンボ				○				NT	A
47		クモキリソウ		○							D
48		ツレサギソウ				○					B
49		コバノトンボソウ				○					B
50	ヒガンバナ	ヤマラッキョウ		○	○	○					D
51	クサスギカズラ	オオバギボウシ				○					D
52		ヒメイズイ		○	○	○					B
53	ガマ	ミクリ		○		○				NT	D
54	ホシクサ	ホシクサ				○					D
55		イヌノヒゲ				○					B
56	イグサ	イヌイ				○					C
57		ヤマズメノヒエ				○					C
58	カヤツリグサ	イセウキヤガラ			○	○					B
59		ハタガヤ			○						D
60		オキナワジュズスゲ		○							D
61		センダイスゲ			○	○					D
62		チュウゼンジスゲ			○						D
63		ヌカスゲ		○							C
64		ミヤマシラスゲ			○						C
65		シラコスゲ		○							C
66		オオクグ	○	○						NT	C
67		シオクグ		○	○	○					D
68		ヒゲスゲ			○	○					D
69		ヒトモトススキ			○	○					D
70		スジヌマハリイ	○	○						VU	D
71		ミツカドシカクイ		○							B
72		オオアゼテンツキ		○							C
73		ノテンツキ				○					D
74		ナガボテンツキ		○							C
75	ビロードテンツキ			○	○					C	

表3.1.12-6 (3) 植物の重要な種

No	科名	種名	文献番号					選定根拠			
			1	2	3	4	5	I	II	III	IV
76	カヤツリグサ	トネテンツキ		○						VU	D
77		コイヌノハナヒゲ			○						A
78		ヒメホタルイ				○					B
79		タイワンヤマイ		○							B
80		ノグサ			○	○					D
81	イネ	チョウセンガリヤス			○						D
82		カリマタガヤ				○					D
83		ハイチゴザサ		○	○	○					C
84		アワガエリ			○						B
85		シブヤザサ		○							C
86		ハマヒエガエリ				○					B
87		オオアブラススキ		○	○						D
88		オニシバ			○	○					D
89	メギ	イカリソウ				○					D
90	ユキノシタ	ネコノメソウ				○					D
91	ベンケイソウ	キリンソウ		○							D
92	タコノアシ	タコノアシ			○					NT	
93	アリノトウグサ	タチモ				○				NT	X
94		フサモ				○					B
95	ハマビシ	ハマビシ			○	○				EN	A
96	マメ	ホドイモ		○	○	○					D
97		フジキ		○							B
98		レンリソウ				○					D
99		マキエハギ		○		○					D
100		イヌエンジュ		○		○					D
101	バラ	オオウラジロノキ		○							B
102		ヒメヘビイチゴ				○					D
103		カワラサイコ				○					B
104		ヒロハノカワラサイコ	○		○					VU	D
105		ハマナス			○	○					D
106	クワ	ヒメイタビ		○							D
107	イラクサ	シマナガバヤブマオ			○						B
108		ヤマミズ				○					D
109	クルミ	オニグルミ		○		○					D
110	カバノキ	アカシデ				○					D
111	ウリ	ゴキヅル				○					D
112	ニシキギ	ウメバチソウ			○	○					B
113	オトギリソウ	ヒメオトギリ		○	○	○					B
114		アゼオトギリ				○			EN	B	
115		ミズオトギリ				○					C
116	スマレ	アツバスマレ			○	○					C

表3.1.12-6 (4) 植物の重要な種

No	科名	種名	文献番号					選定根拠			
			1	2	3	4	5	I	II	III	IV
117	スマレ	フモトスマレ				○					C
118		アギスマレ		○							B
119	ヤナギ	バッコヤナギ		○							D
120		オノエヤナギ		○							D
121		キツネヤナギ		○							D
122	トウダイグサ	ノウルシ		○		○				NT	C
123	フウロソウ	タチフウロ				○					D
124	アカバナ	ウスゲチョウジタデ			○					NT	
125	ミカン	フユザンショウ		○							C
126	アオイ	シナノキ				○					C
127	アブラナ	ハマハタザオ			○	○					C
128	タデ	タニソバ		○							B
129		ウナギツカミ			○	○					A
130		ヌカボタデ				○				VU	C
131		コギシギシ	○	○						NT	C
132	モウセンゴケ	ナガバノモウセンゴケ					○			VU	
133		ナガバノイシモチソウ					○			VU	
134		シロバナナガバノイシモチソウ				○	○				A
135		イシモチソウ				○	○			NT	B
136		モウセンゴケ			○	○	○				D
137		コモウセンゴケ		○	○	○	○				C
138	ナデシコ	オオヤマフスマ				○					A
139		ハマナデシコ			○	○					D
140	ヒユ	ホソバハマアカザ				○					C
141		ハマアカザ			○	○					A
142		マルバアカザ			○						C
143		カワラアカザ				○					A
144	サクラソウ	ノジトラノオ		○						VU	C
145	ツツジ	ウメガサソウ		○	○	○					D
146	アカネ	ソナレムグラ			○	○					C
147	リンドウ	ホソバリンドウ			○	○					B
148		アケボノソウ		○	○	○					C
149		イヌセンブリ				○				NT	B
150		ツルリンドウ				○					C
151	キョウチクトウ	コイケマ		○							B
152		イヨカズラ			○	○					D
153	ムラサキ	スナビキソウ			○	○					C
154	オオバコ	ミズハコベ		○							C
155		サワトウガラシ		○							C
156		アブノメ				○					D

表3.1.12-6 (5) 植物の重要な種

No	科名	種名	文献番号					選定根拠			
			1	2	3	4	5	I	II	III	IV
157	オオバコ	オオアブノメ				○				VU	A
158		ウンラン			○	○					A
159		トウオオバコ		○		○					D
160		イヌノフグリ	○		○					NT	D
161		カワヂシャ			○	○				NT	
162	タヌキモ	イヌタヌキモ					○			NT	B
163		ミミカキグサ				○	○				B
164		タヌキモ	○		○	○				NT	C
165		ヒメタヌキモ			○	○	○			NT	X
166		ムラサキミミカキグサ	○		○	○	○			NT	B
167		チョウシタヌキモ					○				A
168	シソ	コムラサキ		○							C
169		クルマバナ		○		○					D
170		ヤマジソ				○				NT	B
171		ミズトラノオ				○				VU	B
172		ミゾコウジュ		○	○	○				NT	D
173		ヒメナミキ		○		○					D
174		ナミキソウ				○					X
175		ハマウツボ	ハマウツボ				○				VU
176	キキョウ	マルバノハマシャジン			○	○					B
177		サワギキョウ				○					B
178		キキョウ				○				NT	B
179		ヒナギキョウ			○	○					B
180	キク	ノブキ		○		○					D
181		カワラヨモギ			○	○					B
182		イヌヨモギ				○					B
183		ゴマナ			○	○					C
184		サワシロギク		○		○					B
185		センダングサ <sup>*1</sup>			○	○					D
186		キセルアザミ				○					B
187		アズマギク			○	○					A
188		ハマサワヒヨドリ	○		○	○				VU	B
189		カセンソウ				○					D
190		ノニガナ				○					D
191		ハマニガナ			○	○					D
192		オタカラコウ		○							A
193		アキノハハコグサ	○	○						EN	B
194		ハマアキノキリンソウ			○	○					B
195	オナモミ		○	○	○				VU	A	
196	スイカズラ	ソナレマツムシソウ			○	○				VU	
197	セリ	セリモドキ				○					D

表3.1.12-6 (5) 植物の重要な種

No	科名	種名	文献番号					選定根拠				
			1	2	3	4	5	I	II	III	IV	
198	セリ	ハマボウフウ			○	○						D
199		イブキボウフウ			○	○						D
計	65科	199種	13	75	82	126	11	0	0	51	192	

注1：「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」（2020年 千葉県）において、千葉県内の外来生物として記載されている種であることを示す。

2：文献番号は、表3.1.12-1の番号に対応する。

3：選定根拠のカテゴリーは、表3.1.12-5に示すとおりである。

4：種の分類及び配列は、「新維管束植物分類表」（2019年 米倉浩司著 北隆館）を参考とした。

5：植物の種名及び種数には、亜種、品種、変種等が含まれる。

## 4. 重要な群落等

### a. 調査方法

重要な群落等の選定根拠を表 3. 1. 12-7 に示す。

表 3. 1. 12-7 重要な群落等の選定根拠

番号	選定根拠	カテゴリー
I	「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号) 「千葉県文化財保護条例」(昭和 30 年 条例第 8 号) 「銚子市文化財保護条例」(昭和 41 年 条例第 14 号) 「旭市文化財保護条例」(平成 17 年 条例第 141 号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：千葉県指定天然記念物 銚市天：銚子市指定天然記念物 旭市天：旭市指定天然記念物
II	「自然環境保全基礎調査」(環境省)において、右記の「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落	【A】 原生林もしくはそれに近い自然林 【B】 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 【C】 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 【D】 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの 【E】 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの 【F】 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの 【G】 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 【H】 その他、学術上重要な植物群落または個体群
III	「自然環境保全基礎調査」(環境省)において、右記の基準に該当する単木、樹林、並木	【巨】 原則として地上から1.3mの高さでの幹周りが3m以上の木
IV	「自然環境保全基礎調査」(環境省)において、右記に該当する自然植生	自10：自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 自9：自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
V	林野庁が指定する右記の「保護林」(林野庁)	【生態系】 森林生態系保護地域 【生物群集】 生物群集保護林 【希少生物】 希少個体群保護林

b. 重要な群落等の選定結果

重要な群落等の選定結果を表 3.1.12-8 及び図 3.1.12-4 に示す。

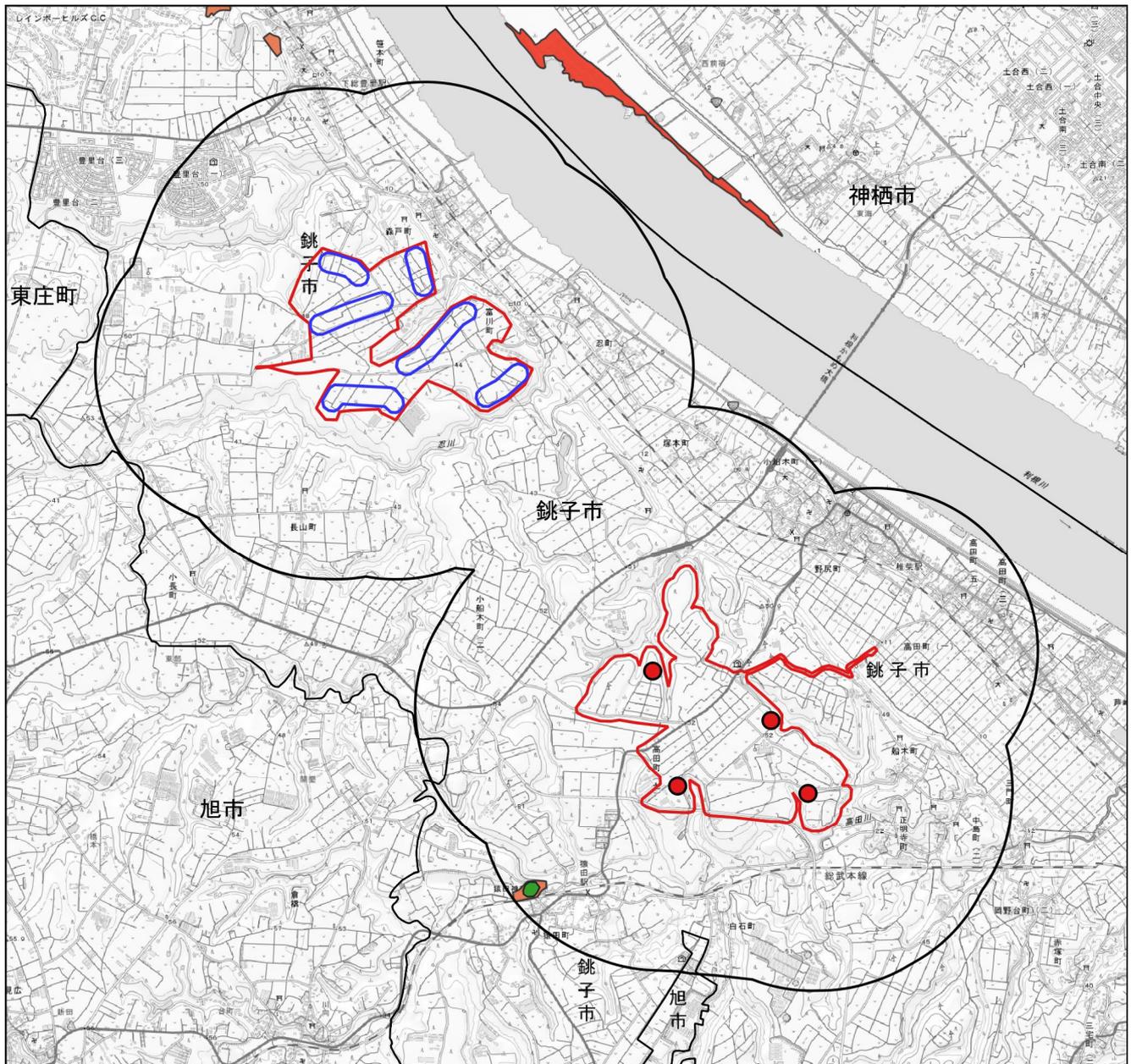
基本的な調査対象範囲には、千葉県指定天然記念物かつ特定植物群落である猿田神社の森、植生自然度 9 の植生の「ヤブコウジ-スダジイ群集」が分布している。

なお、対象事業実施区域内には重要な群落等は分布していない。

表 3.1.12-8 重要な群落等

名称等	選定根拠				
	I	II	III	IV	V
猿田神社の森	県天	E			
ヤブコウジ-スダジイ群集				自9	

注：選定根拠の категорияは、表 3.1.12-7 に示すとおりである。



凡例

- 特定植物群落 猿田神社の森
- 植生自然度
- 植生自然度9
- 植生自然度10

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

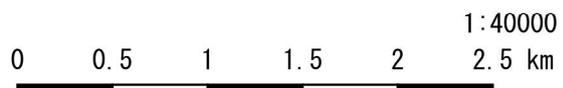


図 3.1.12-4 重要な群落等

出典等:「環境アセスメントデータベース EADAS」(環境省ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を使用して作成した。

### 3.1.13 動物の生息の状況

動物相の状況の把握に使用した文献等を表 3.1.13-1 に示す。

表 3.1.13-1 動物相の状況の把握に使用した文献等

文献番号	文献等の名称	抽出範囲	分類群						
			哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	魚類	底生動物
1	自然環境保全基礎調査（第2回～6回）（平成14年 環境省）	対象事業実施区域が該当する二次メッシュ	○	○	○	○	○	○	○
2	「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年 環境省）	対象事業実施区域が該当する二次メッシュ		○					
3	「環境アセスメントデータベース センシティブリティマップ、コウモリ洞分布、コウモリ生息情報、コウモリ分布」（環境省ホームページ）	対象事業実施区域が該当する二次メッシュ	○	○					
4	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成27年 環境省）	対象事業実施区域が該当する二次メッシュ		○					
5	「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」（環境省ホームページ）	対象事業実施区域が該当する二次メッシュ		○					
6	「千葉県レッドリスト動物編（2019年改訂版）」（平成31年 千葉県）	銚子市、旭市	○	○	○	○	○	○	○
7	「千葉県レッドデータブックー動物編（2011年改訂版）」（平成23年 千葉県）	銚子市、旭市	○	○	○	○	○	○	○
8	「千葉県動物誌」（平成11年 千葉県生物学会）	銚子市、旭市	○	○	○	○	○	○	○
9	「千葉県産動物総目録：千葉県の自然誌資料」（平成15年 千葉県史料研究財団）	銚子市、旭市	○	○	○	○	○	○	○
10	「銚子の自然誌：生き物と環境のガイド・ブック」（平成14年 銚子の自然誌・編集委員会）	銚子市	○	○	○	○	○	○	○
11	「銚子鳥類目録」（平成18年 我孫子市）	銚子市		○					
12	「千葉県蛾類目録：2022」（令和5年 齊藤修）	銚子市					○		
13	「銚子現生貝類目録」（昭和63年 渡辺富夫）	銚子市							○

①動物の抽出結果

7. 動物の抽出結果

文献等により抽出された主な動物を表 3. 1. 13-2 に示す。底生動物については、昆虫類を除外した。

なお、確認された種については資料編にリストを添付する。

表 3. 1. 13-2 文献等により抽出された主な動物

分類群	抽出種数	主な抽出種
哺乳類	6目11科22種	ジネズミ、ヒミズ、アズマモグラ、アブラコウモリ、ユビナガコウモリ、ノウサギ、ニホンリス、ハタネズミ、アカネズミ、ヒメネズミ、カヤネズミ、ハツカネズミ、クマネズミ、ドブネズミ、タヌキ、キツネ、イヌ、イタチ、アナグマ、ハクビシン、ネコ、イノシシ
鳥類	24目68科376種	ヤマドリ、マガモ、カイツブリ、キジバト、アホウドリ、シロハラミズナギドリ、アシナガウミツバメ、コウノトリ、オオグンカンドリ、カツオドリ、カワウ、アオサギ、クロツラヘラサギ、ヒクイナ、ホトトギス、ヨタカ、ハリオアマツバメ、ケリ、セイタカシギ、ユリカモメ、オオタカ、オオコノハズク、アカショウビン、ハヤブサ、チゴモズ、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヤマガラ、ヒヨドリ、シロハラ、カワラヒワ、ホオジロ等
爬虫類	2目8科13種	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシippアカミミガメ、ニホンスッポン、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ
両生類	2目6科12種	トウキョウサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエル
昆虫類	28目374科4554種	エラブタマダラカゲロウ、オオアオイトトンボ、モートンイトトンボ、オオゴキブリ、コカマキリ、ハツカネズミジラミ、ジュッポンオナシカワゲラ、マダラカマドウマ、トノサマバッタ、イネカメムシ、ヒゲブトアザミウマ、ヘビトンボ、ヤマトヒメカゲロウ、セグロトビケラ、スギヒメハマキ、ベニシジミ、キイロホソガガンボ、アカイエカ、サシバエ、ヒョウタンゴミムシ、ゲンジボタル、キイロケアリ、シロスジヒゲナガハナバチ等
魚類	14目37科100種	カワヤツメ、ニホンウナギ、モツゴ、ドジョウ、ナマズ、アユ、ボラ、スズキ、シマイサキ、カジカ、カワアナゴ、チチブ等
底生動物	2門5綱11目18科25種	ナミウズムシ、エラミミズ、ミズムシ、ヌカエビ、モクズガニ、オオタニシ、カワニナ、カワザンショウガイ、モノアラガイ、イシガイ、マシジミ等

#### イ. コウモリ類の生息分布状況

「環境アセスメントデータベース コウモリ洞分布、コウモリ生息情報、コウモリ分布」(以下「コウモリ生息分布情報」という)(環境省ホームページ 最終閲覧月:令和7年12月)により、コウモリ類の生息分布状況を確認した。

基本的な調査対象範囲のコウモリ類の生息分布情報は確認されなかった。

#### ウ. 鳥類の渡りの状況

「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(以下「センシティブティマップ」という)(環境省ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)により、鳥類の渡りの状況を確認した。

基本的な調査対象範囲の注意喚起メッシュの状況を図 3.1.13-2 に示す。センシティブティマップによると、基本的な調査対象範囲は、注意喚起レベル A1 及び A3 のメッシュに該当していた。メッシュ 534046 はチュウヒの生息分布及びカモメ類集団飛来地による指定、メッシュ 534055 はチュウヒ、サンカノゴイの生息分布とハクチョウ類、カモ類の集団飛来地による指定である。

また、センシティブティマップにより基本的な調査対象範囲における鳥類の渡りのルート把握した結果を図 3.1.13-3 に示す。基本的な調査対象範囲は、渡り鳥の主たる飛翔ルートに該当しない。

### ○センシビリティマップの注意喚起メッシュについて

注意喚起メッシュとは、バードストライクとの関連性が高い重要種の分布や鳥類の集団飛来地を示すものであり、そのレベルにより A1、A2、A3、B、C 及び情報なしに分類される。注意喚起レベルの高いメッシュにおいては、より高い保全措置が必要になる可能性がある。

注意喚起レベルは、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランク（表 3.1.13-3）を合計して、メッシュのランクを定め（図 3.1.13-1）、そのランクに応じて注意喚起レベルを決定したものである（表 3.1.13-4）。

表 3.1.13-3 重要種のランク

ランク	種名
3	イヌワシ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイ、シマフクロウ
2	オジロワシ
1	クマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリ

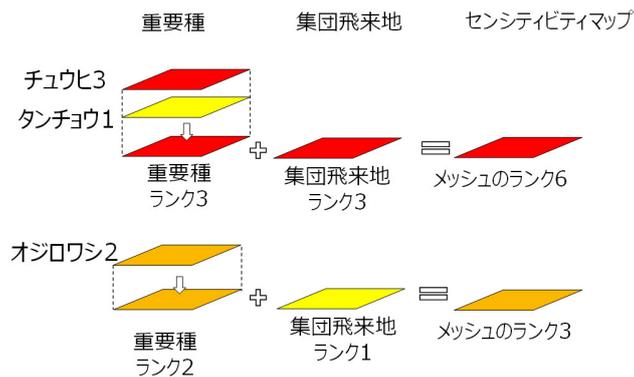
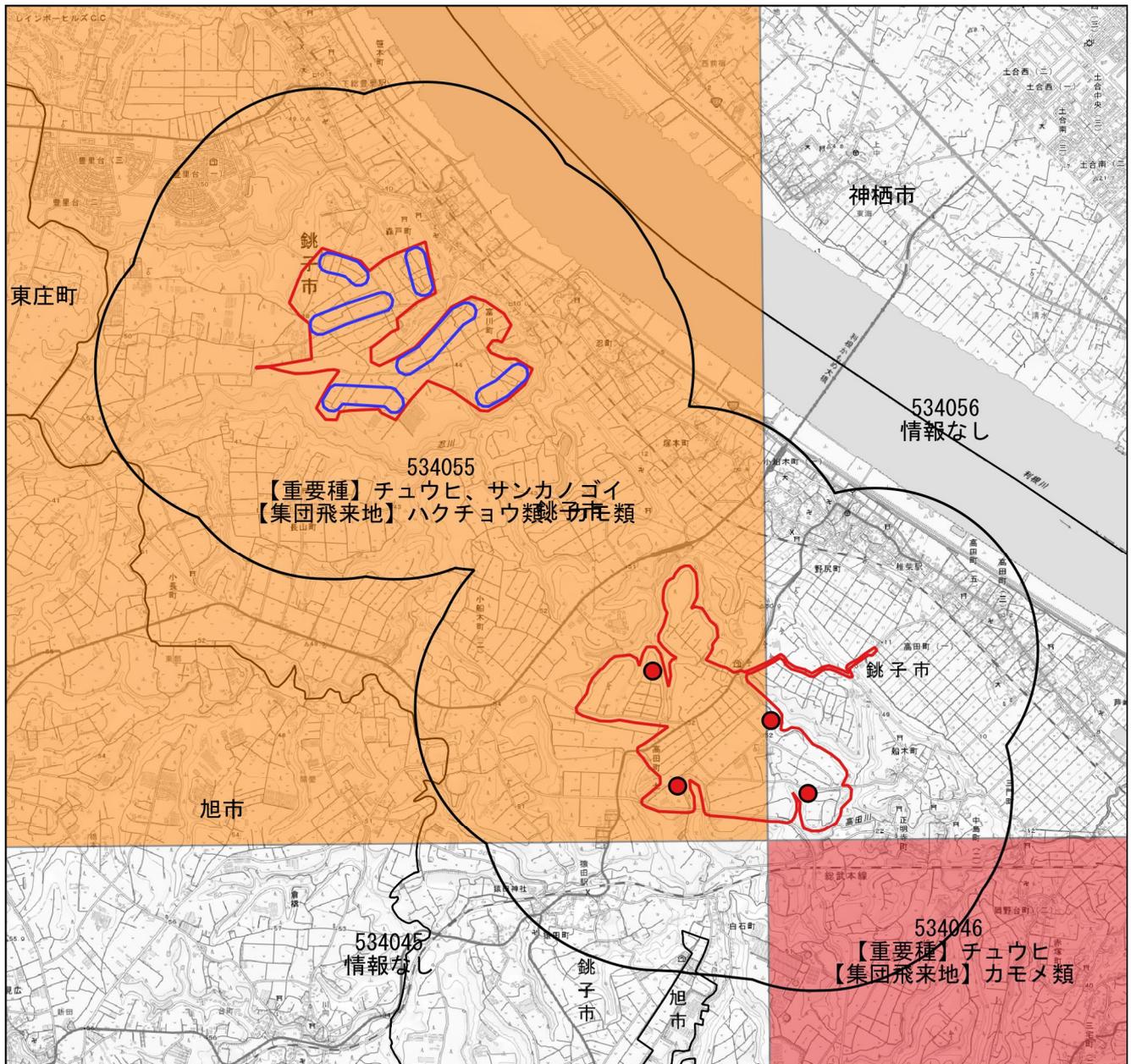


図 3.1.13-1 重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ

表 3.1.13-4 メッシュのランクと注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3~4	A3
2	B
1	C
0	情報なし



凡例

注意喚起メッシュ

A1

A3

対象事業実施区域

風力発電機設置想定範囲

更新する風力発電機

基本的な調査対象範囲

行政区域

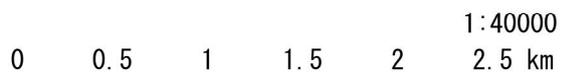


図 3.1.13-2 注意喚起メッシュ

出典等：「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」（環境省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

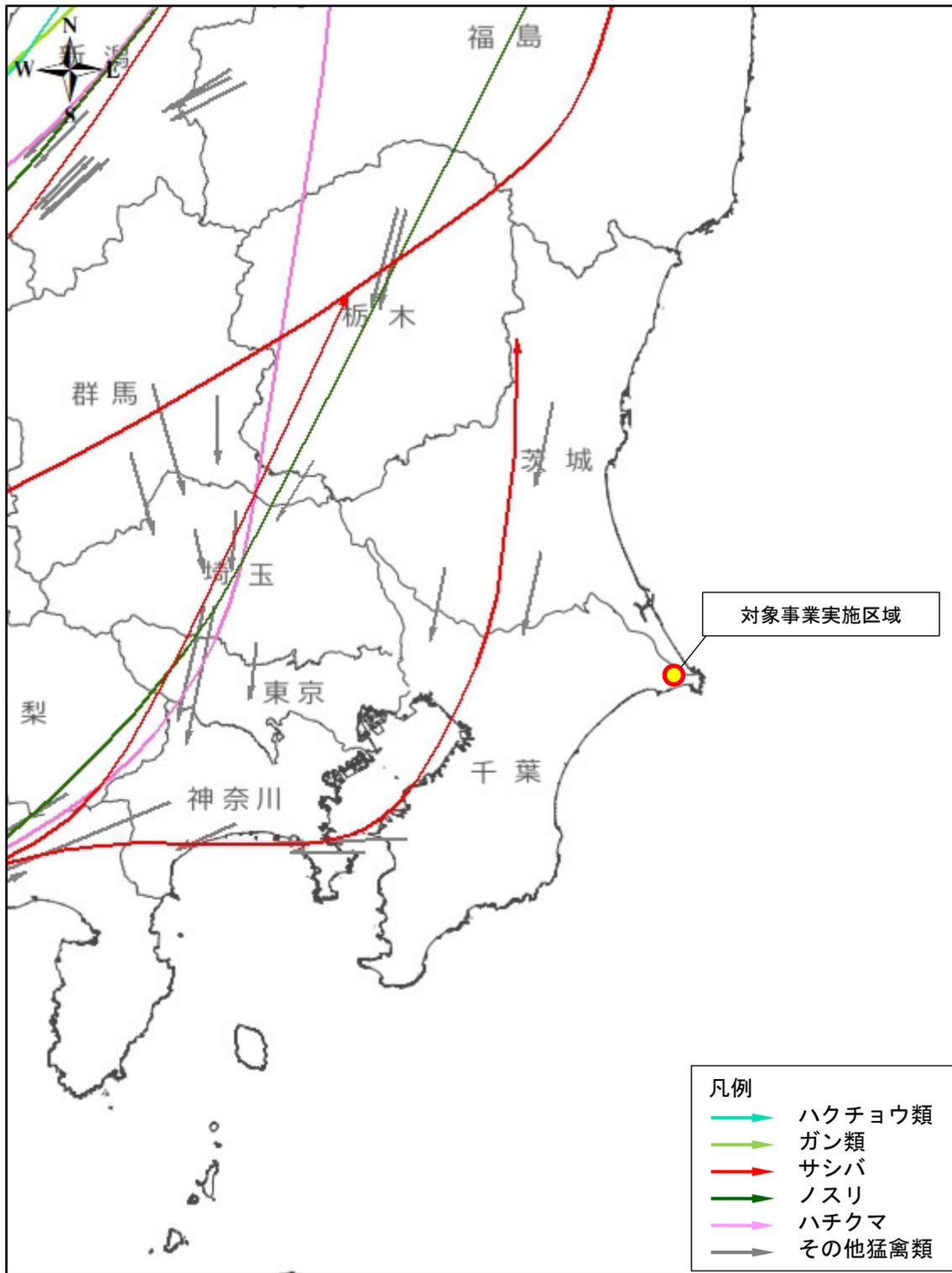


図 3.1.13-3 (1) 渡りのルート (日中)

出典等：「環境アセスメントデータベース センシティブリティマップ」(環境省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月) を使用して作成した。



図 3.1.13-3 (2) 渡りのルート (夜間)

出典等：「環境アセスメントデータベース センシティブリティマップ」(環境省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月) を使用して作成した。

## ②重要な種及び注目すべき生息地

### 7. 重要な種

#### a. 重要な種の選定根拠

重要な動物の選定根拠を表 3. 1. 13-5 に示す。

表 3. 1. 13-5 重要な動物の選定根拠

番号	選定根拠	カテゴリー
I	「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号) 「千葉県県文化財保護条例」(昭和 30 年 条例第 8 号) 「銚子市文化財保護条例」(昭和 41 年 条例第 14 号) 「旭市文化財保護条例」(平成 17 年 条例第 141 号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：千葉県指定天然記念物 銚子市天：銚子市指定天然記念物 旭市天：旭市指定天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)	内：国内希少野生動植物種
III	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
IV	「千葉県レッドリスト-動物編(2019 年改訂版)」(令和元年 千葉県自然保護課)	X：消息不明・絶滅生物 A：最重要保護生物 B：重要保護生物 C：要保護生物 D：一般保護生物

#### b. 哺乳類の重要な種

哺乳類の重要な種を表 3. 1. 13-6 に示す。

ヒミズ、ユビナガコウモリ、ニホンリス、ヒメネズミ、カヤネズミの 4 科 5 種が抽出された。

#### c. 鳥類の重要な種

鳥類の重要な種を表 3. 1. 13-7 に示す。

ヤマドリ、ヒシクイ、カイツブリ、アカオネツタイチョウ、シラコバト、アホウドリ、セグロミズナギドリ、ヒメクロウミツバメ、コウノトリ、ヒメウ、ミゾゴイ、クイナ、ホトトギス、ヨタカ、イカルチドリ、セイタカシギ、クサシギ、オオアジサシ、ウミスズメ、サシバ、ヤマセミ、アカモズ、コシアカツバメ、オオムシクイ、クロツグミ、イカル、クロジ等の 48 科 169 種が抽出された。

**d. 爬虫類の重要な種**

爬虫類の重要な種を表 3. 1. 13-8 に示す。

ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシの 6 科 10 種が抽出された。

**e. 両生類の重要な種**

両生類の重要な種を表 3. 1. 13-9 に示す。

トウキョウサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエルの 5 科 9 種が抽出された。

**f. 昆虫類の重要な種**

昆虫類の重要な種を表 3. 1. 13-10 に示す。

オオモノサシトンボ、ネアカヨシヤンマ、ホンサナエ、チョウトンボ、ヒメカマキリ、オオクサキリ、マツムシ、イナゴモドキ、オオツノカメムシ、イネカメムシ、オオアメンボ、コバンムシ、ヤマトセンブリ、ツノトンボ、トウヨウカクツツトビケラ、ホソバセセリ、ミドリシジミ、ミスジチョウ、ツマグロキチョウ、キバラヒトリ、ヤネホソバ、コシロシタバ、ハタケヤマアブ、ウミベカトリバエ、セアカオサムシ、コハンミョウ、コガタノゲンゴロウ、ガムシ、ニセハマベエンマムシ、オオクワガタ、ヒゲブトハナムグリ、ヘイケボタル、ベニバハナカミキリ、イネネクイハムシ、ホシアシブトハバチ、モンクキバチ、ヤマトアシナガバチ、フタモンベッコウ、ニッポンハナダカバチ、シロスジコシブトハナバチ、クズハキリバチ、シロスジフデアシハナバチ等の 90 科 248 種が抽出された。

**g. 魚類の重要な種**

魚類の重要な種を表 3. 1. 13-11 に示す。

カワヤツメ、ニホンウナギ、アカヒレタビラ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ギバチ、ナマズ、シラウオ、ミナミメダカ、クルマサヨリ、ジュズカケハゼ等の 11 科 33 種が抽出された。

**h. 底生動物の重要な種**

底生動物の重要な種を表 3. 1. 13-12 に示す。なお、昆虫類は除外した。

ヌカエビ、テナガエビ、サワガニ、モクズガニ、オオタニシ、モノアラガイ、カラスガイ、イシガイ、ヤマトシジミ、マシジミの 8 科 10 種が抽出された。

表3.1.13-6 哺乳類の重要な種

No	科名	種名	文献番号					選定根拠				
			1	7	8	9	10	I	II	III	IV	
1	モグラ	ヒミズ				○	○					D
2	ヒナコウモリ	ユビナガコウモリ				○						D
3	リス	ニホンリス		○		○	○					C
4	ネズミ	ヒメネズミ			○	○						D
5		カヤネズミ	○			○	○					D
計	4科	5種	1	1	1	5	3	0	0	0	0	5

注1：文献番号は、表3.1.13-1の番号に対応する。

2：選定根拠の категорияは、表3.1.13-5に示すとおりである。

3：種の分類及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省ホームページ、最終閲覧月：令和7年8月）を参考とした。

表3.1.13-7 (1) 鳥類の重要な種

No	科名	種名	文献番号								選定根拠				
			1	5	7	8	9	10	11	I	II	III	IV		
1	キジ	ウズラ	○		○		○		○				VU	A	
2		ヤマドリ			○		○	○	○					C	
3	カモ	サカツラガン					○						DD	X	
4		ヒシクイ					○			天			VU	X	
5		マガン			○		○		○	天			NT	X	
6		シジュウカラガン					○				内		CR		
7		コクガン			○		○	○	○	天			VU	B	
8		ツクシガモ					○		○				VU		
9		アカツクシガモ					○						DD		
10		オシドリ			○		○	○	○				DD	B	
11		オカヨシガモ	○	○	○		○		○					C	
12		ヨシガモ	○	○	○		○	○	○					B	
13		トモエガモ			○		○		○				VU	B	
14		アカハジロ					○	○					DD	A	
15		スズガモ			○		○	○	○					D	
16		シノリガモ			○		○	○	○					D	
17		ビロードキンクロ			○		○	○	○					B	
18		ホオジロガモ			○		○	○	○					B	
19		ウミアイサ			○				○	○				D	
20		カイツブリ	カイツブリ	○		○		○	○	○					C
21			カンムリカイツブリ			○		○	○	○					D
22	ネッタイチョウ	アカオネッタイチョウ							○				EN		
23	ハト	カラスバト								天			NT	X	
24		シラコバト					○	○	○				EN	B	
25		アオバト			○		○	○	○					B	

表3.1.13-7 (2) 鳥類の重要な種

No	科名	種名	文献番号							選定根拠			
			1	5	7	8	9	10	11	I	II	III	IV
26	アホウドリ	コアホウドリ					○	○	○			EN	
27		アホウドリ					○		○	特	内	VU	
28	ミズナギドリ	シロハラミズナギドリ					○	○	○			DD	
29		セグロミズナギドリ							○		内	EN	
30	ウミツバメ	クロコシジロウミツバメ					○		○		内	CR	
31		ヒメクロウミツバメ					○	○	○			VU	
32		オーストンウミツバメ							○			NT	
33		クロウミツバメ							○			NT	
34	コウノトリ	コウノトリ					○	○	○	特	内	CR	X
35	ウ	ヒメウ			○			○	○			EN	B
36		ウミウ	○		○			○	○				B
37	サギ	サンカノゴイ					○					EN	A
38		ヨシゴイ					○	○	○			NT	A
39		オオヨシゴイ					○				内	CR	X
40		ミゾゴイ					○					VU	A
41		ダイサギ	○		○		○	○	○				D
42		チュウサギ	○		○		○	○	○			NT	B
43		コサギ	○		○		○	○	○				B
44		クロサギ	○		○			○	○				C
45		カラシラサギ			○		○	○	○			NT	A
46	トキ	クロトキ							○			DD	X
47		クロツラヘラサギ			○		○	○	○		内	EN	A
48	ツル	タンチョウ							○	特	内	VU	
49	クイナ	シマクイナ			○		○	○	○		内	EN	A
50		クイナ	○		○		○	○	○				X
51		ヒメクイナ					○		○				X
52		ヒクイナ	○				○	○	○			NT	A
53		バン	○		○		○	○	○				B
54		オオバン			○		○	○	○				C
55	カッコウ	ホトトギス			○		○	○	○				C
56		ツツドリ			○		○	○	○				C
57		カッコウ			○		○	○	○				C
58	ヨタカ	ヨタカ					○	○	○			NT	X
59	アマツバメ	アマツバメ			○		○	○	○				A
60		ヒメアマツバメ			○		○	○					C
61	チドリ	タゲリ	○		○		○	○	○				D
62		ケリ					○	○	○			DD	A
63		ムナグロ			○		○	○	○				B
64		ダイゼン			○			○	○				A
65		イカルチドリ					○						C
66		コチドリ	○		○		○	○	○				B

表3.1.13-7 (3) 鳥類の重要な種

No	科名	種名	文献番号							選定根拠				
			1	5	7	8	9	10	11	I	II	III	IV	
67	チドリ	シロチドリ	○					○	○			VU	A	
68		メダイチドリ			○		○	○	○				C	
69	ミヤコドリ	ミヤコドリ			○		○	○	○				A	
70	セイタカシギ	セイタカシギ					○	○	○			VU	A	
71	シギ	コシギ					○						X	
72		オオジシギ			○		○	○	○			NT	A	
73		チュウジシギ					○		○				A	
74		シベリアオオハシシギ							○				A	
75		オグロシギ			○		○	○	○				C	
76		オオソリハシシギ			○		○	○	○				VU	C
77		コシャクシギ						○		○			EN	
78		チュウシャクシギ			○		○	○	○					C
79		ダイシャクシギ							○	○				A
80		ホウロクシギ			○		○	○	○				VU	A
81		ツルシギ			○		○	○	○				VU	A
82		アカアシシギ			○		○	○	○				VU	B
83		アオアシシギ			○		○	○	○					B
84		カラフトアオアシシギ						○	○	○		内	CR	A
85		クサシギ			○		○	○	○					C
86		タカブシギ			○		○	○	○				VU	B
87		キアシシギ			○		○	○	○					C
88		メリケンキアシシギ						○	○	○				A
89		ソリハシシギ			○		○	○	○					C
90		イソシギ	○		○		○	○	○					A
91		キョウジョシギ			○		○	○	○					C
92		オバシギ			○		○	○	○					C
93		ミュビシギ			○		○	○	○					D
94	トウネン			○		○	○	○					D	
95	ウズラシギ			○		○		○					B	
96	チシマシギ			○				○	○			DD	B	
97	ハマシギ	○		○		○	○	○				NT	B	
98	ヘラシギ			○		○		○		内	CR		A	
99	キリアイ			○		○	○	○					B	
100	タマシギ	タマシギ	○		○		○	○	○			VU	A	
101	ツバメチドリ	ツバメチドリ			○		○		2			VU	X	
102	カモメ	アカアシミツユビカモメ			○			○	○				A	
103		ズグロカモメ			○				○			VU	A	
104		オオセグロカモメ						○	○	○			NT	
105		オオアジサシ						○	○	○			VU	
106		コアジサシ	○					○	○	○			VU	A
107		セグロアジサシ			○				○	○				C

表3.1.13-7 (4) 鳥類の重要な種

No	科名	種名	文献番号							選定根拠			
			1	5	7	8	9	10	11	I	II	III	IV
108	カモメ	ベニアジサシ					○		○			VU	B
109		エリグロアジサシ							○			VU	
110	ウミスズメ	ウミガラス					○		○		内	CR	
111		ケイマフリ							○			VU	A
112		マダラウミスズメ			○		○	○	○			DD	B
113		ウミスズメ			○			○	○			CR	B
114		カンムリウミスズメ			○				○	天		VU	A
115	ミサゴ	ミサゴ					○	○	○			NT	B
116	タカ	ハチクマ					○					NT	B
117		オジロワシ					○	○	○	天	内	VU	B
118		オオワシ					○	○	○	天	内	VU	B
119		チュウヒ					○	○	○		内	EN	A
120		ツミ					○		○				D
121		ハイタカ					○		○			NT	B
122		オオタカ					○	○	○			NT	C
123		サシバ	○				○	○	○			VU	A
124		ノスリ	○				○	○	○				C
125		イヌワシ					○	○	○	天	内	EN	
126	フクロウ	オオコノハズク					○	○	○				B
127		フクロウ					○	○	○				B
128		アオバズク	○				○	○	○				A
129		トラフズク					○						C
130		コミミズク					○	○	○				A
131	カワセミ	カワセミ			○		○	○	○				C
132		ヤマセミ					○	○					A
133	キツツキ	アカゲラ			○		○		○				C
134		アオゲラ					○						C
135	ハヤブサ	ハヤブサ					○	○	○		内	VU	A
136	サンショウクイ	サンショウクイ			○		○	○	○			VU	X
137	カササギヒタキ	サンコウチョウ			○		○	○	○				A
138	モズ	チゴモズ			○		○	○	○			CR	X
139		アカモズ					○				内	EN	X
140	カラス	カケス			○		○	○	○				D
141	ヒバリ	ヒバリ	○		○		○	○	○				D
142	ツバメ	コシアカツバメ	○		○		○	○	○				B
143		イワツバメ			○		○	○	○				D
144	ウグイス	ヤブサメ			○		○	○	○				C
145	ムシクイ	オオムシクイ							○			DD	
146		センダイムシクイ			○		○	○	○				C
147		イイジマムシクイ						○	○	天		VU	
148	センニュウ	ウチヤマセンニュウ					○					EN	

表3.1.13-7 (5) 鳥類の重要な種

No	科名	種名	文献番号							選定根拠				
			1	5	7	8	9	10	11	I	II	III	IV	
149	センニュウ	オオセッカ					○		○			内	EN	A
150	ヨシキリ	オオヨシキリ	○		○		○	○	○					D
151		コヨシキリ			○		○	○	○					D
152	セッカ	セッカ	○		○		○	○	○					D
153	ミソサザイ	ミソサザイ			○		○	○	○					C
154	ヒタキ	トラツグミ			○		○	○	○					A
155		クロツグミ			○		○		○					A
156		アカコッコ					○	○	○	天	内	EN		A
157		コサメビタキ			○		○	○	○					A
158		キビタキ			○		○	○	○					A
159		オオルリ			○		○	○	○					B
160	イワヒバリ	カヤクグリ					○							D
161	セキレイ	キセキレイ	○		○		○	○	○					B
162	アトリ	ハギマシコ			○		○	○	○					C
163		イカル			○		○	○	○					D
164	ホオジロ	ホオジロ	○		○		○	○	○					C
165		ホオアカ	○		○		○	○	○					C
166		ノジコ					○	○	○			NT		
167		クロジ			○		○	○	○					D
168		コジュリン					○		○				VU	A
169		オオジュリン	○		○		○	○	○					D
計	48科	169種	30	2	96	0	144	120	150	13	20	83	146	

注1：文献番号は、表3.1.13-1の番号に対応する。

注2：選定根拠の категория は、表3.1.13-5に示すとおりである。

注3：種の分類及び配列は、「日本鳥類目録改訂第8版」（令和6年9月 日本鳥学会）を参考とした。

表3.1.13-8 爬虫類の重要な種

No	科名	種名	文献番号					選定根拠			
			1	7	8	9	10	I	II	III	IV
1	インガメ	ニホンインガメ				○				NT	A
2	スッポン	ニホンスッポン				○				DD	※4
3	ヤモリ	ニホンヤモリ				○					D
4	カナヘビ	ニホンカナヘビ	○	○	○	○	○				D
5	ナミヘビ	シマヘビ	○			○	○				C
6		アオダイショウ				○	○				D
7		ジムグリ				○	○				B
8		ヒバカリ	○	○		○	○				D
9		ヤマカガシ				○	○				D
10	クサリヘビ	ニホンマムシ	○			○	○				B
計	6科	10種	4	2	1	10	7	0	0	2	10

注1：文献番号は、表3.1.13-1の番号に対応する。

2：選定根拠の категорияは、表3.1.13-5に示すとおりである。

3：種の分類及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省ホームページ、最終閲覧月：令和7年8月）を参考とした。

4：千葉県レッドデータブックでは、ニホンスッポンは「情報不足」に該当する。

表3.1.13-9 両生類の重要な種

計	科名	種名	文献番号					選定根拠			
			1	7	8	9	10	I	II	III	IV
1	サンショウウオ	トウキョウサンショウウオ		○	○	○	○		内	VU	A
2	イモリ	アカハライモリ		○	○	○	○			NT	A
3	ヒキガエル	アズマヒキガエル	○	○	○	○					C
4	アカガエル	ニホンアカガエル	○	○	○		○				A
5		ヤマアカガエル					○				C
6		トウキョウダルマガエル		○	○	○	○			NT	B
7		ツチガエル		○		○	○				A
8	アオガエル	シュレーゲルアオガエル		○	○	○	○				D
9		カジカガエル			○						B
計	5科	9種	2	7	7	6	7	0	1	3	9

注1：文献番号は、表3.1.13-1の番号に対応する。

2：選定根拠の категорияは、表3.1.13-5に示すとおりである。

3：種の分類及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省ホームページ、最終閲覧月：令和7年8月）を参考とした。

表3.1.13-10 (1) 昆虫類の重要な種

No	科名	種名	文献番号					選定根拠					
			1	7	8	9	10	13	I	II	III	IV	
1	シロイロカゲロウ	アカツキシロカゲロウ				○					NT	D	
2	ヒメシロカゲロウ	ミツトゲヒメシロカゲロウ				○						D	
3		ヒトリガカゲロウ				○					NT	A	
4	ヒラタカゲロウ	サトキハダヒラタカゲロウ				○						A	
5	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ				○					EN	X	
6		アオイトトンボ				○						C	
7		オツネイトンボ				○	○						A
8	イトトンボ	ホソミイトトンボ				○						B	
9		キイトトンボ				○						C	
10		ヒヌマイイトトンボ				○	○				EN	A	
11		モートンイトトンボ	○	○	○	○	○				NT	A	
12		クロイトトンボ	○			○							D
13		セスジイトトンボ		○	○	○	○						B
14		オオセスジイトトンボ				○						EN	A
15		ムスジイトトンボ		○	○	○	○						B
16		オオイトトンボ				○	○						A
17		モノサシトンボ	モノサシトンボ				○						C
18	オオモノサシトンボ					○					EN	A	
19	ヤンマ	アオヤンマ				○					NT	B	
20		クロスジギンヤンマ	○			○						D	
21		カトリヤンマ				○						B	
22		サラサヤンマ				○						D	
23		ネアカヨシヤンマ	○	○	○		○				NT	B	
24		コシボソヤンマ					○					C	
25		ヤブヤンマ	○	○	○		○					D	
26		サナエトンボ	ミヤマサナエ				○						A
27	ヤマサナエ					○	○					D	
28	キイロサナエ					○					NT	B	
29	ホンサナエ					○	○					B	
30	ウチワヤンマ		○	○		○						D	
31	ナゴヤサナエ					○						VU	A
32	コサナエ					○							A
33	エゾトンボ	トラフトンボ	○	○	○	○	○					A	
34	トンボ	ハラビロトンボ	○			○						B	
35		チョウトンボ				○	○					D	
36		コノシメトンボ	○	○		○	○					D	
37		キトンボ	○	○	○	○	○					X	
38		マイコアカネ	○			○	○					D	
39		ヒメアカネ				○						A	
40		リスアカネ				○						B	
41		オオゴキブリ	オオゴキブリ				○						D

表3.1.13-10 (2) 昆虫類の重要な種

No	科名	種名	文献番号						選定根拠				
			1	7	8	9	10	13	I	II	III	IV	
42	カマキリ	ヒメカマキリ				○							C
43		ウスバカマキリ			○	○						DD	※4
44	クツワムシ	クツワムシ				○							C
45	キリギリス	オオクサキリ		○	○	○	○						A
46		カスミササキリ		○		○	○						A
47	マツムシ	クチキコオロギ				○							D
48		カヤコオロギ				○							A
49		マツムシ		○	○	○	○						D
50	コオロギ	クロツヤコオロギ				○							C
51	ヒバリモドキ	リュウキュウチビスズ		○									B
52	バッタ	イナゴモドキ				○							A
53		ツマグロバッタ				○							D
54	イナゴ	セグロイナゴ				○							A
55	セミ	ハルゼミ				○							A
56	ツノカメムシ	オオツノカメムシ				○							D
57		ヨコヅナツチカメムシ				○							C
58	カメムシ	イネカメムシ				○							C
59		ルリクチブトカメムシ				○							C
60	アメンボ	オオアメンボ				○							D
61		エサキアメンボ				○						NT	B
62	イトアメンボ	イトアメンボ				○	○					VU	A
63	ミズムシ	ミヤケミズムシ				○						NT	
64	コオイムシ	コオイムシ			○	○	○					NT	
65		タガメ	○								内	VU	A
66		コバンムシ				○						EN	A
67	センブリ	ヤマトセンブリ				○						DD	
68	カマキリモドキ	ヒメカマキリモドキ				○							B
69	ツノトンボ	ツノトンボ				○	○						C
70	シリアゲムシ	キシタトゲシリアゲ				○							B
71	カクツツトビケラ	トウヨウカクツツトビケラ				○							D
72	エグリトビケラ	セグロトビケラ				○							B
73	ボクトウガ	ハイイロボクトウ				○						NT	
74	セセリチョウ	アオバセセリ本土亜種		○		○	○						B
75		ミヤマセセリ	○	○		○	○						B
76		ホソバセセリ				○							B
77		ギンイチモンジセセリ			○	○						NT	
78		ミヤマチャバネセセリ		○	○	○	○						C
79		オオチャバネセセリ	○	○	○	○	○						B
80	シジミチョウ	ミズイロオナガシジミ				○							C
81		コツバメ				○							B
82		オオミドリシジミ			○	○							C
83		アカシジミ	○	○		○	○						C

表 3.1.13-10 (3) 昆虫類の重要な種

No	科名	種名	文献番号						選定根拠					
			1	7	8	9	10	13	I	II	III	IV		
84	シジミチョウ	ウラナミアカシジミ			○	○	○					C		
85		ミドリシジミ				○						C		
86		シルビアシジミ	○	○	○	○	○				EN	B		
87	タテハチョウ	コムラサキ				○						C		
88		ミドリヒョウモン	○	○	○	○	○					C		
89		アサマイチモンジ	○	○		○						C		
90		ジャノメチョウ	○	○	○	○	○					C		
91		クモガタヒョウモン				○						A		
92		ミスジチョウ				○						C		
93		ヒオドシチョウ				○	○					B		
94		オオムラサキ	○		○	○					NT	B		
95		ゴマダラチョウ	○		○		○					C		
96		アゲハチョウ	オナガアゲハ		○		○	○					C	
97	シロチョウ	ツマグロキチョウ			○	○	○				EN	X		
98	ヒトリガ	ヒトリガ				○						B		
99		キバラヒトリ				○						X		
100	ヤママユガ	オナガミズアオ						○			NT			
101	スズメガ	スキバホウジャク				○						VU		
102	ヒトリガ	ヤネホソバ				○						NT		
103		シロホソバ				○						NT		
104	ドクガ	スゲドクガ				○		○				NT		
105	ヤガ	ウスズミケンモン				○						NT	C	
106		ガマヨトウ				○						VU	C	
107		コシロシタバ				○						NT		
108		カギモンハナオイアツバ				○	○						NT	
109		ホソバオビキリガ				○							D	
110		ウスミモンキリガ				○							NT	
111		クスジウスキヨトウ				○							VU	
112		キンタアツバ				○							NT	
113		ミスジキリガ				○							NT	B
114		ツマグロキヨトウ				○							C	
115		オオチャバネヨトウ				○			○				VU	C
116		ギンモンアカヨトウ				○							VU	
117		マガリスジコヤガ				○							VU	
118		イチモジヒメヨトウ				○							VU	C
119		ヨスジキンメアブ				○							D	
120	ハタケヤマアブ				○							D		
121	ハナアブ	マガリモンハナアブ				○							B	
122		カクモンハラブトハナアブ				○							C	
123	クロバエ	ミドリバエ				○							D	
124	ヒメイエバエ	ホリヒメイエバエ				○							B	

表3.1.13-10 (4) 昆虫類の重要な種

No	科名	種名	文献番号						選定根拠					
			1	7	8	9	10	13	I	II	III	IV		
125	ヒメイエバエ	ホホヒゲヒメイエバエ				○							B	
126	イエバエ	ノサシバエ				○							X	
127		ウミベカトリバエ				○							B	
128		クロイエバエ				○							X	
129		ミドリイエバエ				○							X	
130		コミドリイエバエ				○							X	
131		ニクバエ	キーガンニクバエ				○							C
132	ホソクビゴミムシ	アオバネホソクビゴミムシ				○							D	
133		コホソクビゴミムシ		○		○	○						C	
134	オサムシ	クロカタピロオサムシ				○							A	
135		コクロナガオサムシ 東北地方南部亜種			○								C	
136		マイマイカブリ 関東・中部地方亜種			○								D	
137		アカガネオサムシ 本州亜種			○								B	
138		セアカオサムシ				○						NT	B	
139		クマガイクロアオゴミムシ				○							NT	A
140		コアトワアオゴミムシ				○								C
141		オオサカアオゴミムシ				○							DD	C
142		クビナガキベリアオゴミムシ				○							DD	C
143		ツヤキベリアオゴミムシ				○	○						VU	C
144		チビアオゴミムシ		○		○							EN	A
145		オオキベリアオゴミムシ				○	○							D
146		タナカツヤハネゴミムシ				○							DD	C
147		チョウセンゴモクムシ				○							VU	B
148		キベリマルクビゴミムシ				○							EN	B
149		フタモンマルクビゴミムシ				○							EN	
150		ハガクビナガゴミムシ				○							DD	B
151		エチゴトックリゴミムシ				○							NT	B
152		オオトックリゴミムシ				○							NT	C
153		イグチケブカゴミムシ				○							NT	C
154		トネガワナガゴミムシ				○								B
155		カジムラヒメナガゴミムシ		○		○	○							C
156		クビナガヨツボシゴミムシ				○							DD	B
157	オサムシモドキ		○	○		○							C	
158	キイロホソゴミムシ		○									EN	A	
159	コハンミョウモドキ					○						EN	A	
160	ヒョウタンゴミムシ			○		○							D	
161	ハンミョウ	ホソハンミョウ				○							VU	A
162		コハンミョウ				○								C
163	ゲンゴロウ	トダセスジゲンゴロウ				○							VU	B

表3.1.13-10 (5) 昆虫類の重要な種

No	科名	種名	文献番号						選定根拠			
			1	7	8	9	10	13	I	II	III	IV
164	ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ				○					VU	A
165		シャープゲンゴロウモドキ				○				内	CR	A
166		シマゲンゴロウ				○					NT	D
167		オオイチモンジシマゲンゴロウ				○				内	EN	A
168		ケンゲンゴロウ				○					NT	D
169		キベリクロヒメゲンゴロウ				○					NT	B
170		ルイスツブゲンゴロウ				○					VU	B
171		シャープツブゲンゴロウ				○					NT	A
172		ミズスマシ	オオミズスマシ				○					NT
173	コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ				○					VU	B
174	カワラゴミムシ	カワラゴミムシ		○		○	○					C
175	ガムシ	コガムシ				○					DD	D
176		ガムシ				○	○				NT	C
177		コガタガムシ				○					VU	A
178		シジミガムシ				○	○				EN	
179	エンマムシ	ツヤハマベエンマムシ					○					B
180		ニセハマベエンマムシ					○					B
181	シデムシ	ベッコウヒラタシデムシ				○						D
182		ヤマトモンシデムシ				○					NT	B
183		オニヒラタシデムシ				○						C
184	ハネカクシ	オオツノハネカクシ				○					DD	C
185	ムネアカセンチコガネ	ムネアカセンチコガネ				○						D
186	クワガタムシ	オオクワガタ				○					VU	A
187		ヒラタクワガタ本土亜種				○						B
188	アカマダラセンチコガネ	アカマダラセンチコガネ				○						B
189	コガネムシ	ヒゲブトハナムグリ				○						C
190		セマルオオマグソコガネ									DD	A
191		オオフタホシマグソコガネ				○						B
192		キバネマグソコガネ				○					NT	A
193		クロモンマグソコガネ				○					NT	A
194		ダルマルマグソコガネ				○						A
195		アラメエンマコガネ		○		○					NT	A
196		シロスジコガネ			○	○	○					C
197	コブスジコガネ	オオコブスジコガネ		○							VU	A
198	ホタル	ゲンジボタル				○	○					B
199		ヘイケボタル		○		○	○					C
200		クロマドボタル		○		○						C
201	カミキリムシ	ハンノキカミキリ				○						A
202		アカアシオオアカミキリ				○						B
203		ベーツヒラタカミキリ				○						B
204		ベニバハナカミキリ				○						C

表3.1.13-10 (6) 昆虫類の重要な種

No	科名	種名	文献番号						選定根拠				
			1	7	8	9	10	13	I	II	III	IV	
205	カミキリムシ	チャイロヒメハナカミキリ				○							D
206		ネジロカミキリ				○							C
207		ヨツボシカミキリ				○						EN	A
208		アサカミキリ				○						VU	A
209	ハムシ	オオルリハムシ				○						NT	B
210		キアシネクイハムシ				○							C
211		フトネクイハムシ				○							C
212		イネネクイハムシ				○							C
213		ジュンサイハムシ				○							D
214		キイロネクイハムシ				○						EX	X
215	イネゾウムシ	ウキクサミズゾウムシ				○							B
216	コンボウハバチ	ホシアシブトハバチ				○						DD	
217	ヤドリキバチ	トサヤドリキバチ				○						DD	C
218	キバチ	ヒゲジロキバチ				○							C
219	クキバチ	モンクキバチ				○							C
220	コマユバチ	シブオナガコマユバチ				○							A
221	セイボウ	フジセイボウモドキ				○							B
222		セイドウマルセイボウ				○							C
223	ドロバチ	ハグロフタオビドロバチ				○							B
224	スズメバチ	キボシトックリバチ				○							C
225		ヤマトアシナガバチ				○						DD	
226		モンズズメバチ				○						DD	
227	ベッコウバチ	アケボノベッコウ				○						DD	
228		ムツボシベッコウ				○						NT	
229		スギハラベッコウ				○						DD	
230		フタモンベッコウ			○	○						NT	
231		アオスジベッコウ				○						DD	
232	ギングチバチ	アカオビケラトリバチ				○						NT	B
233		ニッポントゲアナバチ				○							C
234		コウライクモカリバチ				○							B
235		フクイジガバチモドキ				○						DD	B
236	ドロバチモドキ	ハクサンツヤアナバチ				○							C
237		ニッポントゲアワフキバチ				○							C
238		ニッポンハナダカバチ				○						VU	
239		キアシハナダカバチモドキ				○						VU	B
240	アリマキバチ	カラトイスカバチ				○						DD	
241	ヒメハナバチ	ヤスマツヒメハナバチ				○						DD	B
242	ミツバチ	クロマルハナバチ				○						NT	C
243		ウスルリモンハナバチ		○		○	○						A
244		シロスジコシブトハナバチ		○	○	○							A
245	コハナバチ	チバヤドリコハナバチ				○							C

表3.1.13-10 (7) 昆虫類の重要な種

No	科名	種名	文献番号					選定根拠				
			1	7	8	9	10	13	I	II	III	IV
246	ハキリバチ	フルカワフトハキリバチ				○					DD	A
247		クズハキリバチ				○					DD	
248	ケアシハナバチ	シロスジフデアシハナバチ				○						C
計	90科	248種	21	35	27	233	52	3	0	2	104	218

注1：文献番号は、表3.1.13-1の番号に対応する。

2：選定根拠のカテゴリーは、表3.1.13-5に示すとおりである。

3：種の分類及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省ホームページ、最終閲覧月：令和7年8月）を参考とした。

4：千葉県レッドデータブックではウスバカマキリは「情報不足」に該当する。

表3.1.13-11 魚類の重要な種

No	科名	種名	文献番号					選定根拠				
			1	7	8	9	10	I	II	III	IV	
1	ヤツメウナギ	カワヤツメ	○		○					VU		
2	ウナギ	ニホンウナギ	○		○	○	○			EN	C	
3	コイ	ゲンゴロウブナ <sup>※1</sup>	○		○		○			EN		
4		キンブナ	○			○	○			VU	B	
5		ギンブナ	○		○	○					D	
6		ヤリタナゴ <sup>※1</sup>			○	○				NT	B	
7		タナゴ	○		○					EN	A	
8		アカヒレタビラ			○					EN	A	
9		ゼニタナゴ			○					CR	X	
10		ワタカ	○		○					CR		
11		ハス	○		○		○			VU		
12		モツゴ	○		○	○	○				D	
13		シナイモツゴ			○					CR		
14		ゼゼラ <sup>※1</sup>			○					VU		
15		カマツカ	○		○						B	
16		ツチフキ			○					EN		
17		ニゴイ	○		○		○				C	
18		スゴモロコ <sup>※1</sup>	○		○					VU		
19		ドジョウ	ドジョウ	○		○	○	○			NT	
20			ヒガシシマドジョウ					○				C
21	フクドジョウ	ホトケドジョウ			○	○	○			EN	C	
22	ギギ	ギバチ					○			VU	B	
23	ナマズ	ナマズ	○		○	○					B	
24	シラウオ	シラウオ	○		○		○				C	
25	メダカ	ミナミメダカ <sup>※1</sup>	○		○	○	○			VU	B	
26	サヨリ	クルマサヨリ	○		○					NT	C	
27	ハゼ	シロウオ	○				○			VU	D	
28		マサゴハゼ			○					VU	B	
29		ヌマチチブ	○								D	
30		ヘビハゼ					○			DD		
31		ビリンゴ	○		○		○				D	
32		ジュズカケハゼ			○		○			NT	B	
33		エドハゼ			○		○			VU	C	
計		11科	33種	20	0	27	9	17	0	0	24	23

注1：「千葉県外来生物リスト2020年改訂版」（2020年 千葉県）において、千葉県内の外来生物として記載されている種であることを示す。

2：文献番号は、表3.1.13-1の番号に対応する。

3：選定根拠のカテゴリーは、表3.1.13-5に示すとおりである。

4：種の分類及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省ホームページ、最終閲覧月：令和7年8月）を参考とした。

表3.1.13-12 底生動物の重要な種

No	科名	種名	文献番号						選定根拠				
			1	7	8	9	10	13	I	II	III	IV	
1	ヌマエビ	ヌカエビ					○						C
2	テナガエビ	テナガエビ					○						D
3	サワガニ	サワガニ		○									C
4	モクズガニ	モクズガニ					○						D
5	タニシ	オオタニシ										NT	
6	モノアラガイ	モノアラガイ		○	○		○	○				NT	A
7	イシガイ	カラスガイ					○	○				EN	A
8		イシガイ		○	○		○	○					D
9	シジミ	ヤマトシジミ <sup>*1</sup>	○	○	○		○	○				NT	B
10		マシジミ	○				○	○				VU	A
計	8科	10種	2	4	3	0	8	5	0	0	5	9	

注1：「千葉県の外來生物リスト 2020年改訂版」（2020年 千葉県）において、千葉県内の外來生物として記載されている種であることを示す。

2：文献番号は、表3.1.13-1の番号に対応する。

3：選定根拠のカテゴリーは、表3.1.13-5に示すとおりである。

4：種の分類及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省ホームページ、最終閲覧月：令和7年8月）を参考とした。

イ. 注目すべき生息地

a. 調査方法

注目すべき生息地の選定根拠を表 3. 1. 13-13 に示す。

表 3. 1. 13-13 (1) 注目すべき生息地の選定根拠

番号	選定根拠	カテゴリー
I	「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号) 「千葉県文化財保護条例」(昭和 30 年 条例第 8 号) 「銚子市文化財保護条例」(昭和 41 年 条例第 14 号) 「旭市文化財保護条例」(平成 17 年 条例第 141 号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：千葉県指定天然記念物 銚子市天：銚子市指定天然記念物 旭市天：旭市指定天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	生息：生息地等保護区
III	「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号) 「千葉県自然環境保全条例」 (昭和 48 年 千葉県条例第 1 号)	原生：原生自然環境保全地域 国自：自然環境保全地域 県自：県自然環境保全地域 県郷：県郷土環境保全地域 県緑：県緑地環境保全地域
IV	「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」 (1975 年発効)	基準1：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準3：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地 基準6：水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地 基準7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 基準8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準9：湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1パーセントを定期的に支えている湿地

表 3.1.13-13 (2) 注目すべき生息地の選定根拠

番号	選定根拠	カテゴリー
V	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」 (環境省ホームページ)	基準1: 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準2: 希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準3: 多様な生物相を有している場合 (ただし、外来種を除く) 基準4: 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準5: 生物の生活史の中で不可欠な地域 (採餌場、繁殖場等) である場合
VI	「生物多様性保全上重要な里地里山」 (環境省)	基準1: 多様で優れた二次的自然環境を有する 基準2: 里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する 基準3: 生態系ネットワークの形成に寄与する以上3つの基準のうち2つ以上の基準に該当すること
VII	「重要野鳥生息地 (IBA)」 (BirdLife InterNational、(財)日本野鳥の会)	基準1: 世界的に絶滅の危機にある種が生息している 基準2: 限定された地域に生息する種、または固有種が生息している 基準3: あるバイオームに特徴的な種の相当種が生息している 基準4: 多くの渡り鳥が利用/生息している
VIII	「Key Biodiversity Area (KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域)」 (CONSERVATION INTERNATIONAL JAPAN)	危機性: 国際自然保護連合 (IUCN) が作成している IUCN レッドリストにおいて「深刻な危機 (CR)、危機 (EN)」に該当する種が1個体でも存在するサイト、または「危急 (VU)」に該当する種が30個体、あるいは10ペア以上存在するサイト 非代替性a: 世界で50,000km <sup>2</sup> 以下の限られた範囲にしか分布しない種の個体数の5%が集中して分布するサイト 非代替性b: 世界的個体数の5%以上が集まるサイト 非代替性c: 世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイト 非代替性d: 他の個体群への個体の供給数が、全世界の個体数の1%以上を占める個体群がいるサイト
IX	「イヌワシ・クマタカ_生息分布」 (環境省)	確認: 生息確認 推定: 生息推定 一時: 一時滞在
X	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年 法律第88号)	鳥獣: 鳥獣保護区
XI	海鳥コロニーデータベース (環境省ホームページ)	該当する2次メッシュ内で確認された海鳥の種名を記載

b. 調査結果

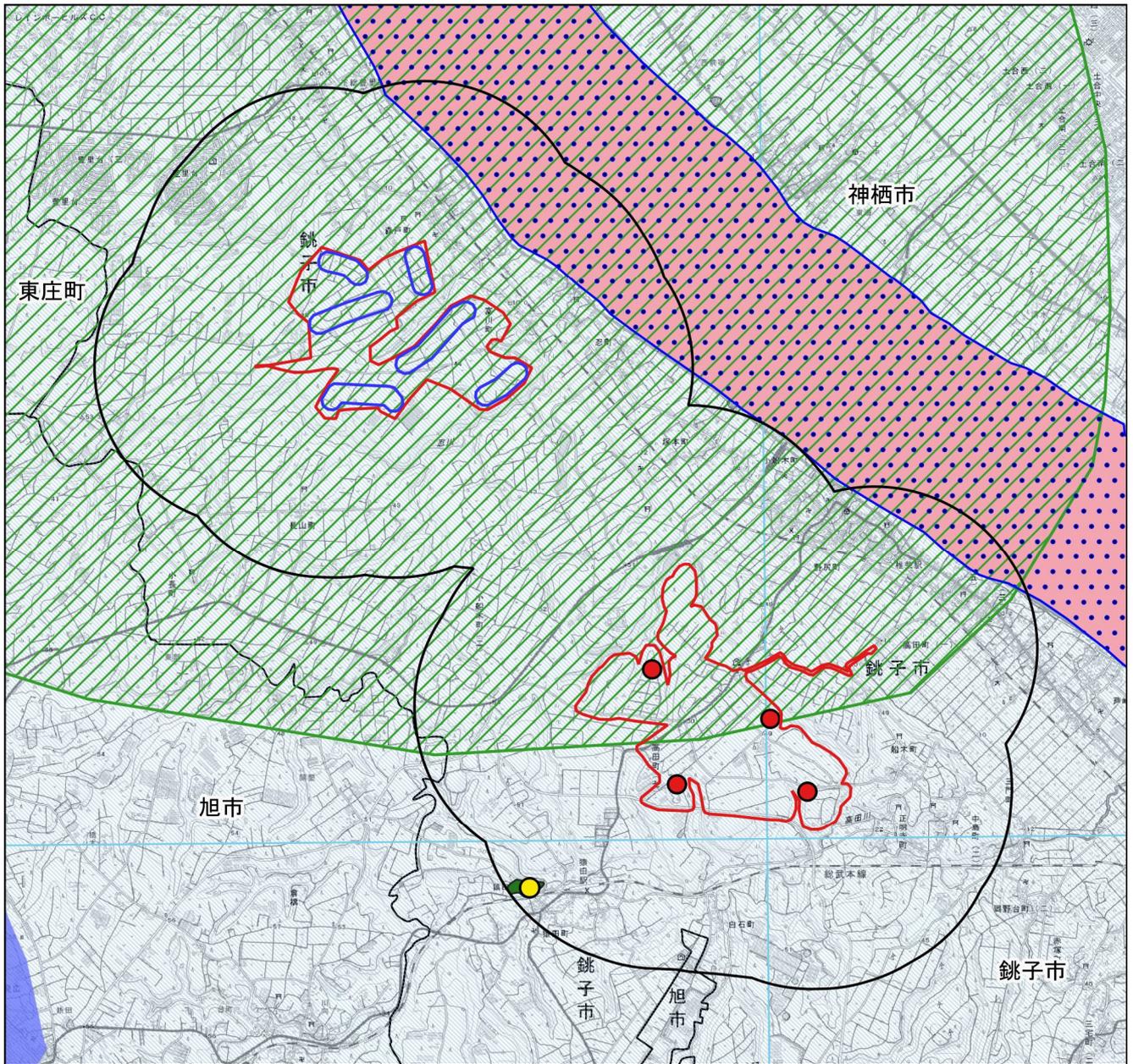
注目すべき生息地の調査結果を表 3. 1. 13-14 及び図 3. 1. 13-4 に示す。

基本的な調査対象範囲には、千葉県指定天然記念物である猿田神社の森、千葉県自然環境保全条例に基づく猿田神社の森郷土環境保全地域、生物多様性保全上重要な里地里山、重要野鳥生息地（IBA）、Key Biodiversity Area（KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域）及び海鳥繁殖地が存在している。なお、白石鳥獣保護区は基本的な調査対象範囲には存在しない。

表 3. 1. 13-14 注目すべき生息地の選定結果

名称等	選定根拠										
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI
猿田神社の森	県天										
猿田神社の森郷土環境保全地域			県郷								
霞ヶ浦・浮島及び利根川下流域と周辺水田地域						基準1 基準2 基準3					
利根川河口域							基準4				
利根川下流域								危機性			
海鳥繁殖地 2次メッシュ番号 534045, 534046 534055, 534056											【534045】 カワウ ウミウ ヒメウ 【534046】 コアジサシ カワウ ウミウ ヒメウ 【534055】 カワウ ウミウ ヒメウ 【534056】 コアジサシ カワウ ウミウ ヒメウ
白石鳥獣保護区										鳥獣	

注：選定根拠は、表 3. 1. 13-13 の番号に対応する。



凡例

- 天然記念物
- ▨ 生物多様性保全上重要な里地里山
- 郷土環境保全地域
- ▨ 重要野鳥生息地 (IBA)
- 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)
- 鳥獣保護区
- ▨ 海鳥繁殖地

- ▨ 対象事業実施区域
- ▨ 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- ▭ 基本的な調査対象範囲
- ▭ 行政区域

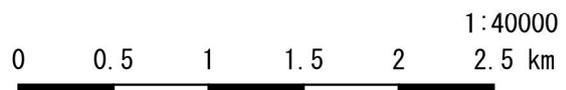


図 3.1.13-4 注目すべき生息地の位置

出典等：「環境省アセスメントデータベース EADAS」(環境省ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月) を使用して作成した。

注：海鳥繁殖地は図面全域に分布している。

### 3.1.14 生態系の状況

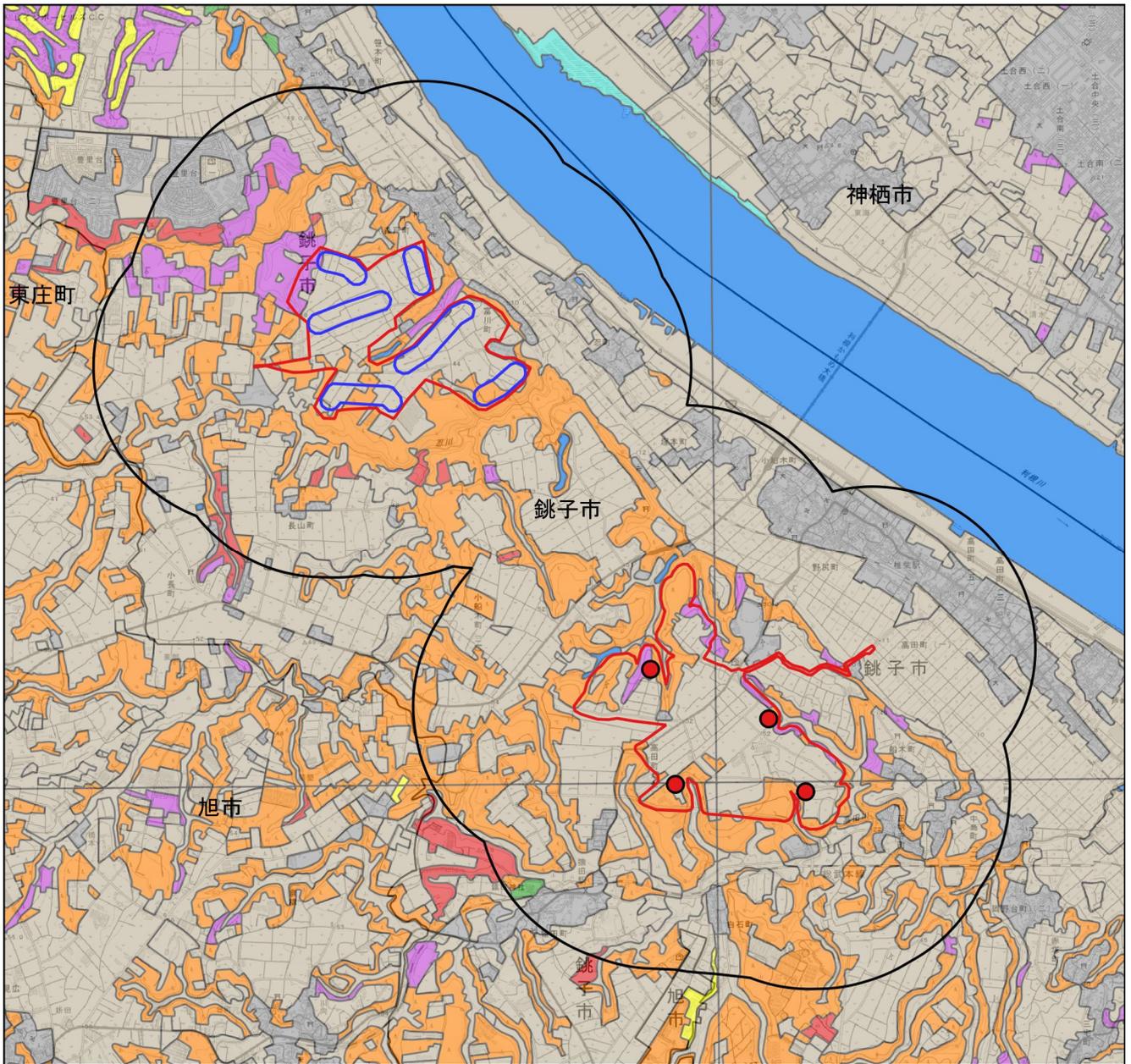
#### ①環境類型区分

現存植生を踏まえ、基本的な調査対象範囲における環境類型を区分した結果を表3.1.14-1及び図3.1.14-1に示す。

基本的な調査対象範囲は、主に常緑広葉樹二次林及び耕作地が分布している。対象事業実施区域は、主に耕作地が分布しており、この他、常緑広葉樹二次林及び植林地等が分布している。

表 3.1.14-1 環境類型区分一覧

環境類型区分	主な植物群落等
常緑広葉樹林	ヤブコウジースダジイ群集
常緑広葉樹林二次林	シイ・カシ二次林
落葉広葉樹林二次林	オニシバリーコナラ群集、伐採跡地（Ⅶ）、低木群落
湿原・河川・池沼植生	ヨシクラス
植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林、アカマツ植林、竹林
牧草地・ゴルフ場・芝地	ゴルフ場・芝地、自然裸地
耕作地	路傍・空地雑草群落、畑雑草群落、放棄畑雑草群落、果樹園、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
市街地等	市街地、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
開放水面	開放水域



凡例

環境類型区分

- 常緑広葉樹
- 常緑広葉樹二次林
- 落葉広葉樹二次林
- 湿原・河川・池沼植生
- 植林地
- 牧草地・ゴルフ場・芝地
- 耕作地
- 市街地
- 開放水面

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

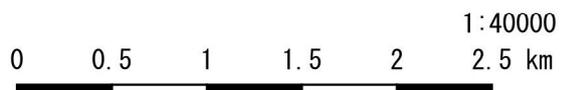


図 3.1.14-1 環境類型区分

出典等：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査」（環境省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

注：基本的な調査対象範囲には湿原・河川・池沼植生は分布していない。

## ②重要な自然環境のまとまりの場

### 7. 調査方法

重要な自然環境のまとまりの場は、環境影響を受けやすい場や環境保全の観点から法令等により指定された場等について、表 3.1.14-2 の選定根拠に基づいて把握した。

表 3.1.14-2 (1) 重要な自然環境のまとまりの場の選定根拠

番号	選定根拠	カテゴリー
I	「自然環境保全基礎調査」(環境省)において、右記に該当する自然植生	自10: 自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区(植生自然度10) 自9: 自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区(植生自然度9)
II	「自然環境保全基礎調査」(環境省)において、右記の「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落	A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群
III	「重要野鳥生息地 (IBA)」 ( BirdLife InterNational (財) 日本野鳥の会)	基準1: 世界的に絶滅の危機にある種が生息している。 基準2: 限定された地域に生息する種、または固有種が生息している。 基準3: あるバイオームに特徴的な種の相当種が生息している。 基準4: 多くの渡り鳥が利用/生息している。
IV	「Key Biodiversity Area (KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域)」 (CONSERVATION INTERNATIONAL JAPAN)	危機性: 国際自然保護連合 (IUCN) が作成しているIUCNレッドリストにおいて「深刻な危機 (CR)、危機 (EN)」に該当する種が1個体でも存在するサイト、または「危急 (VU)」に該当する種が30個体、あるいは10ペア以上存在するサイト 非代替性a: 世界で50,000km <sup>2</sup> 以下の限られた範囲にしか分布しない種の個体数の5%が集中して分布するサイト 非代替性b: 世界的個体数の5%以上が集まるサイト 非代替性c: 世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイト 非代替性d: 他の個体群への個体の供給数が、全世界の個体数の1%以上を占める個体群がいるサイト
V	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「千葉県県文化財保護条例」(昭和30年 条例第8号) 「銚子市文化財保護条例」(昭和41年 条例第14号) 「旭市文化財保護条例」(平成17年 条例第141号)	特天: 国指定特別天然記念物 国天: 国指定天然記念物 県天: 千葉県指定天然記念物 銚子市天: 銚子市指定天然記念物 旭市天: 旭市指定天然記念物
VI	「自然公園法」 (昭和32年 法律第161号) 「千葉県立自然公園条例」 (昭和35年 条例第15号)	国立: 国立公園 国定: 国定公園 県立: 県立自然公園

表 3.1.14-2 (2) 重要な自然環境のまとまりの場の選定根拠

番号	選定根拠	カテゴリー
VII	「自然環境保全法」(昭和47年 法律第85号) 「千葉県自然環境保全条例」(昭和48年 条例第1号)	原生：原生自然環境保全地域 国自：自然環境保全地域 県自：県自然環境保全地域
VIII	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年 法律第88号)	国鳥：国指定鳥獣保護区 県鳥：県指定鳥獣保護区
IX	「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」(1975年 発効)	基準1：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準3：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地 基準6：水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地 基準7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 基準8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準9：湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1パーセントを定期的に支えている湿地
X	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省)	基準1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準3：多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く) 基準4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合
XI	「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省)	基準1：多様で優れた二次的自然環境を有する 基準2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する 基準3：生態系ネットワークの形成に寄与する以上3つの基準のうち2つ以上の基準に該当すること
XII	「森林法」(昭和26年 法律第249号)	保：保安林
XIII	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年 法律第75号)	国保：国指定生息地等保護区 県保：県指定希少野生動植物保護地区
XIV	「イヌワシ・クマタカ_生息分布」(環境省)	確認：生息確認 推定：生息推定 一時：一時滞在

#### 4. 調査結果

基本的な調査対象範囲における重要な自然環境のまとまりの場の状況を表 3.1.14-3 に、位置を図 3.1.14-2 に示す。

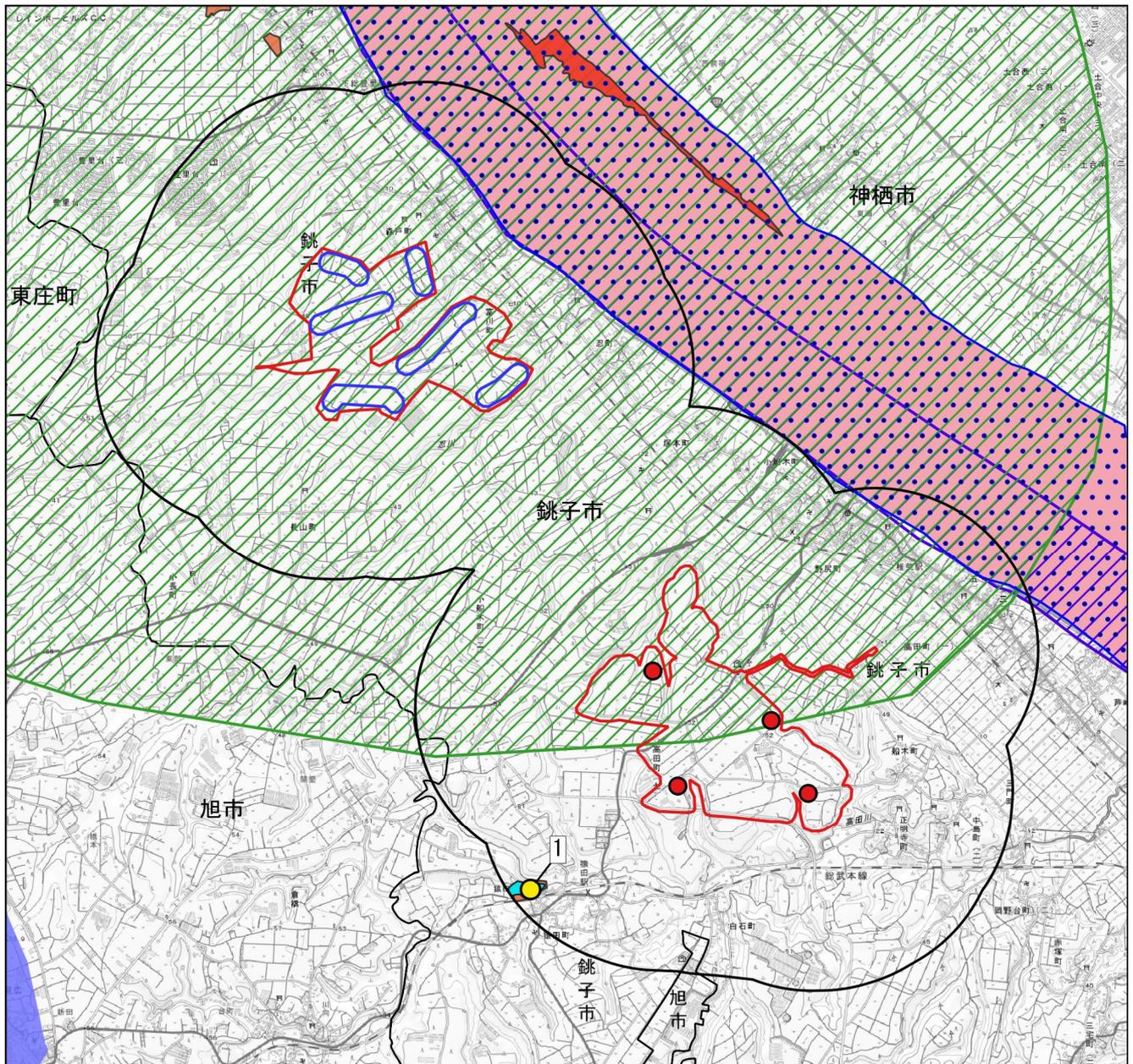
基本的な調査対象範囲には、植生自然度が9の植生（ヤブコウジ-スダジイ群集）、特定植物群落（猿田神社の森）、重要野鳥生息地（IBA）（利根川河口域）、Key Biodiversity Area（KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域）（利根川下流域）、千葉県指定天然記念物（猿田神社の森）、自然公園（水郷筑波国定公園）、千葉県自然環境保全地域（猿田神社の森郷土環境保全地域）、生物多様性保全上重要な里地里山（霞ヶ浦・浮島及び利根川下流域と周辺水田地域）が存在している。

表 3.1.14-3 重要な自然環境のまとまりの場の選定結果

重要な自然環境のまとまりの場	選定根拠								
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
植生自然度9及び10									
ヤブコウジ-スダジイ群集	自9								
特定植物群落									
猿田神社の森		E							
重要野鳥生息地（IBA）									
利根川河口域			基準4						
Key Biodiversity Area（KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域）									
利根川下流域				危機性					
県天然記念物									
猿田神社の森					県天				
自然公園									
水郷筑波国定公園						国定			
千葉県自然環境保全地域									
猿田神社の森郷土環境保全地域							県自		
生物多様性保全上重要な里地里山									
霞ヶ浦・浮島及び利根川下流域と周辺水田地域								基準1 基準2 基準3	

注1：選定根拠のカテゴリーは、表 3.1.14-2 に示すとおりである。

2：該当のない選定根拠については記載していない。



凡例

- 植生自然度9
- 植生自然度10
- 特定植物群落
- 重要野鳥生息地 (IBA)
- 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)
- 天然記念物
- 国定公園
- 千葉県自然環境保全地域
- 鳥獣保護区
- 生物多様性保全上重要な里地里山

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

1:40000



図 3.1.14-2 重要な自然環境の  
まとまりの場の状況

出典等:「環境アセスメントデータベース EADAS」(環境省  
ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を使用  
して作成した。

### ③対象事業実施区域周辺の食物連鎖

地域の生態系を総合的に把握するため、文献その他の資料調査より確認された基本的な調査対象範囲の動植物種の生息・生育状況を基に、生物間の相互関係を整理した。基本的な調査対象範囲における食物連鎖図を図3.1.14-3に示す。

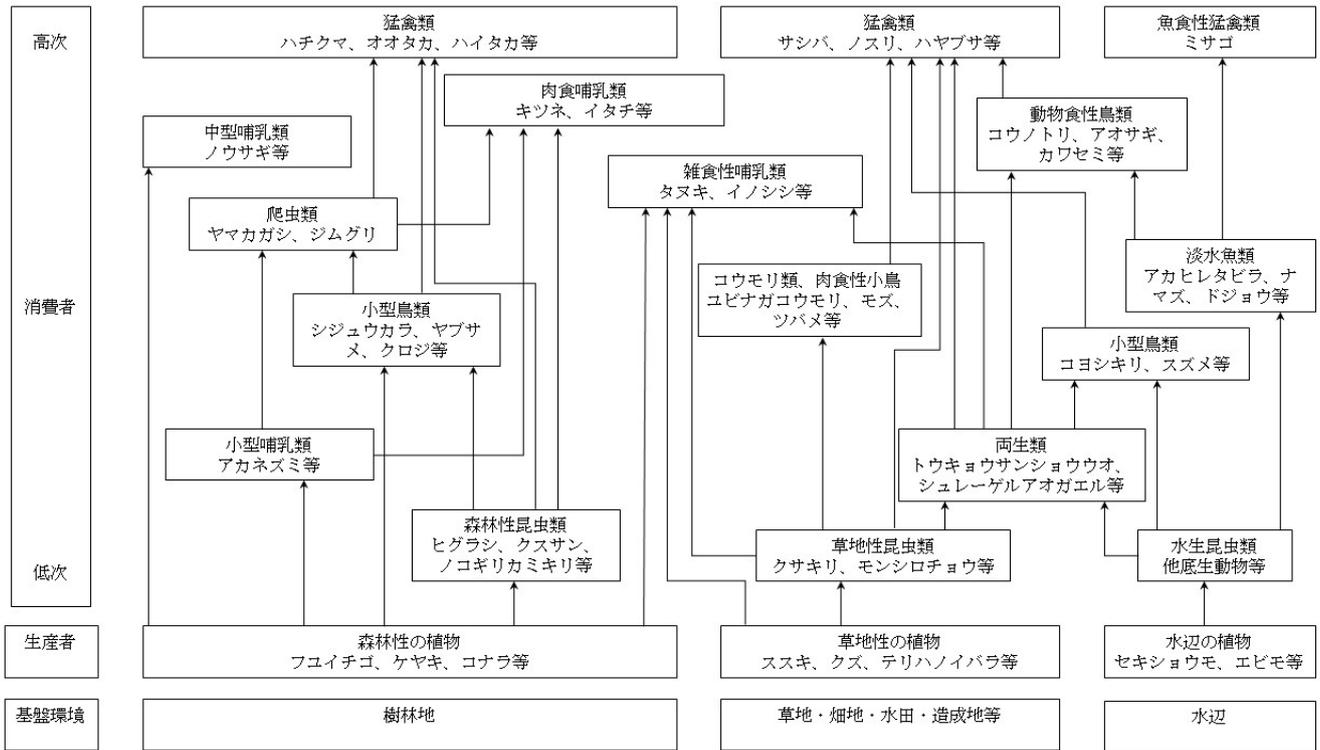


図 3.1.14-3 基本的な調査対象範囲における食物連鎖図

## 7. 樹林地

基本的な調査対象範囲は、オニシバリ・コナラ群集、シイ・カシ二次林植林、スギ・ヒノキ・サワラ二次林が存在する。このような環境では、一次消費者としてヒグラシ、クスサン、ノコギリカミキリ等の昆虫類が、二次消費者としてアカネズミ等の小型哺乳類、シジュウカラ、ヤブサメ、クロジ等の鳥類、三次消費者としてヤマカガシ、ジムグリ等の爬虫類、上位捕食者としてキツネ、イタチ等の哺乳類、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ等の猛禽類が生息している。

## 4. 草地・畑地

基本的な調査対象範囲には、畑雑草群落、水田雑草群落、果樹園、路傍・空地雑草群落が存在する。一次消費者としては、クサキリ、モンシロチョウ等の昆虫類が、二次消費者としてユビナガコウモリ等のコウモリ類、モズ、ツバメ等の小型鳥類、上位捕食者としてサシバ、ノスリ、ハヤブサ等の猛禽類が生息している。

## ウ. 水辺

基本的な調査対象範囲には、河川、人工池等の水域や水田等の人工的な湿地環境が存在する。一次消費者としてユスリカ類、トビケラ類、カゲロウ類、淡水産貝類等の昆虫類、底生動物、二次消費者にはアカヒレタビラ、ナマズ、ドジョウ等の淡水魚類が生息しており、上位捕食者としてミサゴ、コウノトリ、アオサギ、カワセミ等が生息している。

### 3.1.15 景観及び眺望点の状況

#### ①景観資源

表3.1.15-1に示す資料により景観資源の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における景観資源を表3.1.15-2、位置を図3.1.15-1に示す。なお、基本的な調査範囲とは、「千葉県環境影響評価技術細目」（令和3年3月 千葉県）を参考とし、対象事業実施区域内及び当該対象事業による建築物、工作物、緑地等を近景又は中景として望むことが可能と推測される地域を基本とした範囲である。

基本的な調査対象範囲には3箇所の景観資源が存在しているが、いずれも対象事業実施区域には該当しない。

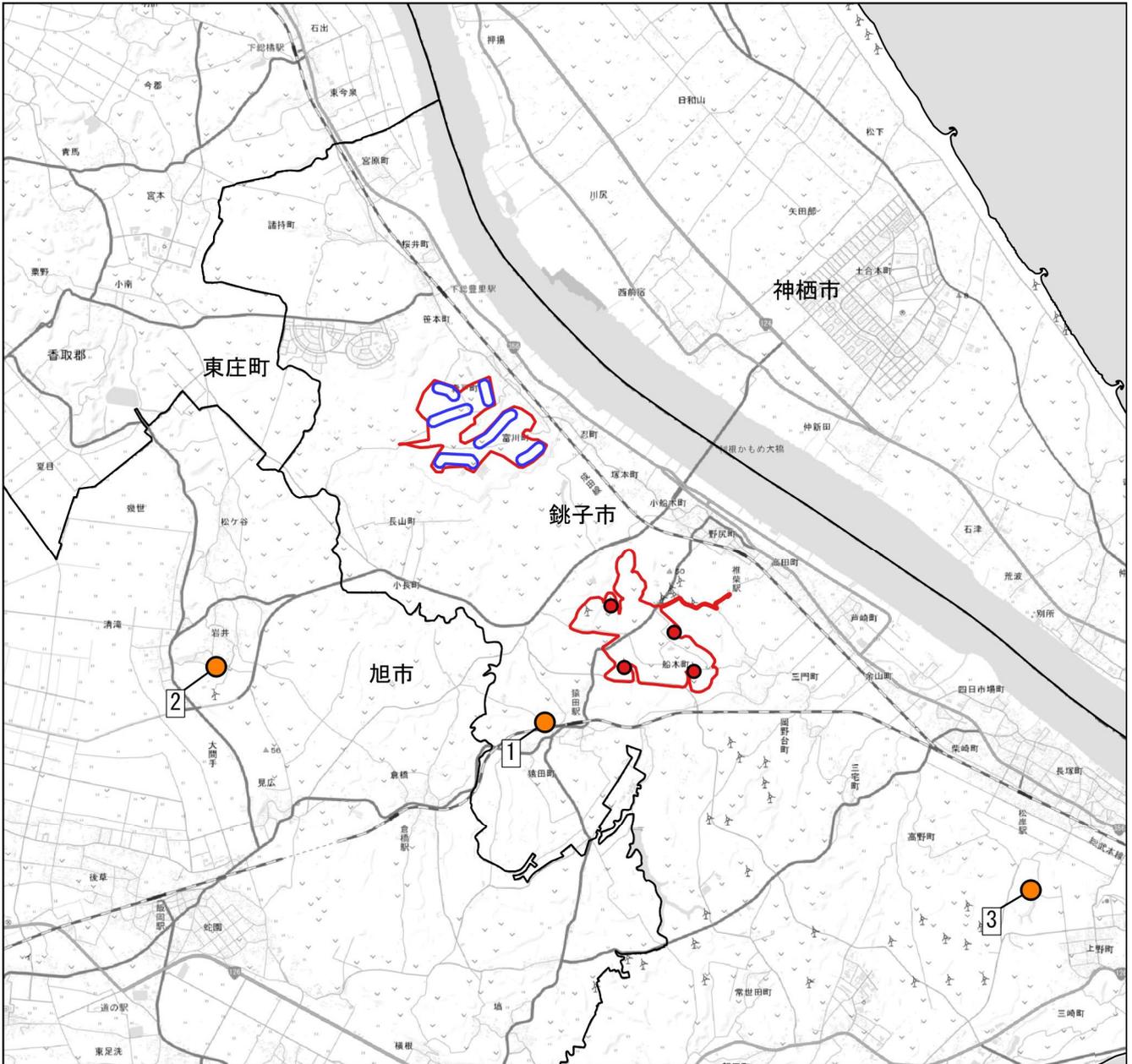
表 3.1.15-1 景観資源の選定に用いた資料等

番号	資料の名称	発行等
I	文化財保護法 千葉県文化財保護条例 銚子市文化財保護条例 旭市文化財の保護に関する条例 東庄町文化財の保護に関する条例	昭和25年 法律第214号 昭和30年 条例第8号 昭和41年 条例第14号 平成17年 条例第141号 昭和51年 条例第6号
II	自然環境保全基礎調査（自然景観資源調査報告書）	平成元年 環境庁
III	環境アセスメントデータベース（EADAS）	環境省ホームページ（最終閲覧月：令和7年8月）
IV	ちば観光ナビ	千葉県ホームページ（最終閲覧月：令和7年8月）
V	銚子市観光協会オフィシャルウェブサイト	銚子市観光協会ホームページ（最終閲覧月：令和7年8月）
VI	銚子市観光情報	銚子市ホームページ（最終閲覧月：令和7年8月）
VII	旭市はこんなところです	旭市ホームページ（最終閲覧月：令和7年8月）
VIII	東庄町観光協会	東庄町役場ホームページ（最終閲覧月：令和7年8月）

表 3.1.15-2 景観資源の抽出結果

番号	名称	概要	資料等
1	猿田神社の照葉樹林	周囲の森は社叢として保護され自然環境がよく保たれ県環境保全地域及び千葉県の天然記念物に指定されている。	I, II, III, IV, VII
2	龍福寺の照葉樹林	竜福寺周辺のスダジイ林が極相状態となり、すぐれた自然環境を形成している。	I, II, III, IV
3	七ッ池	かつて銚子でお花見と言えば七ッ池と称されていた。「七ッ池再生委員会」が設置されるなど、地元住民に親しまれている池である。	II, III

注：文献番号は、表 3.1.15-1 の番号に対応する。



凡例

● 景観資源

▭ 対象事業実施区域

▭ 風力発電機設置想定範囲

● 更新する風力発電機

▭ 行政区域

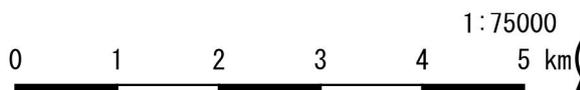


図 3.1.15-1 景観資源の位置

※図中の数字は表 3.1.15-2 の番号を示す。

出典等:表 3.1.15-1 に示した資料を参照して作成した。

## ②眺望点

表3.1.15-3に示す資料により眺望点の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における眺望点を表3.1.15-4、位置を図3.1.15-2に示す。基本的な調査対象範囲には3箇所の眺望点が存在しているが、いずれも対象事業実施区域には該当しない。

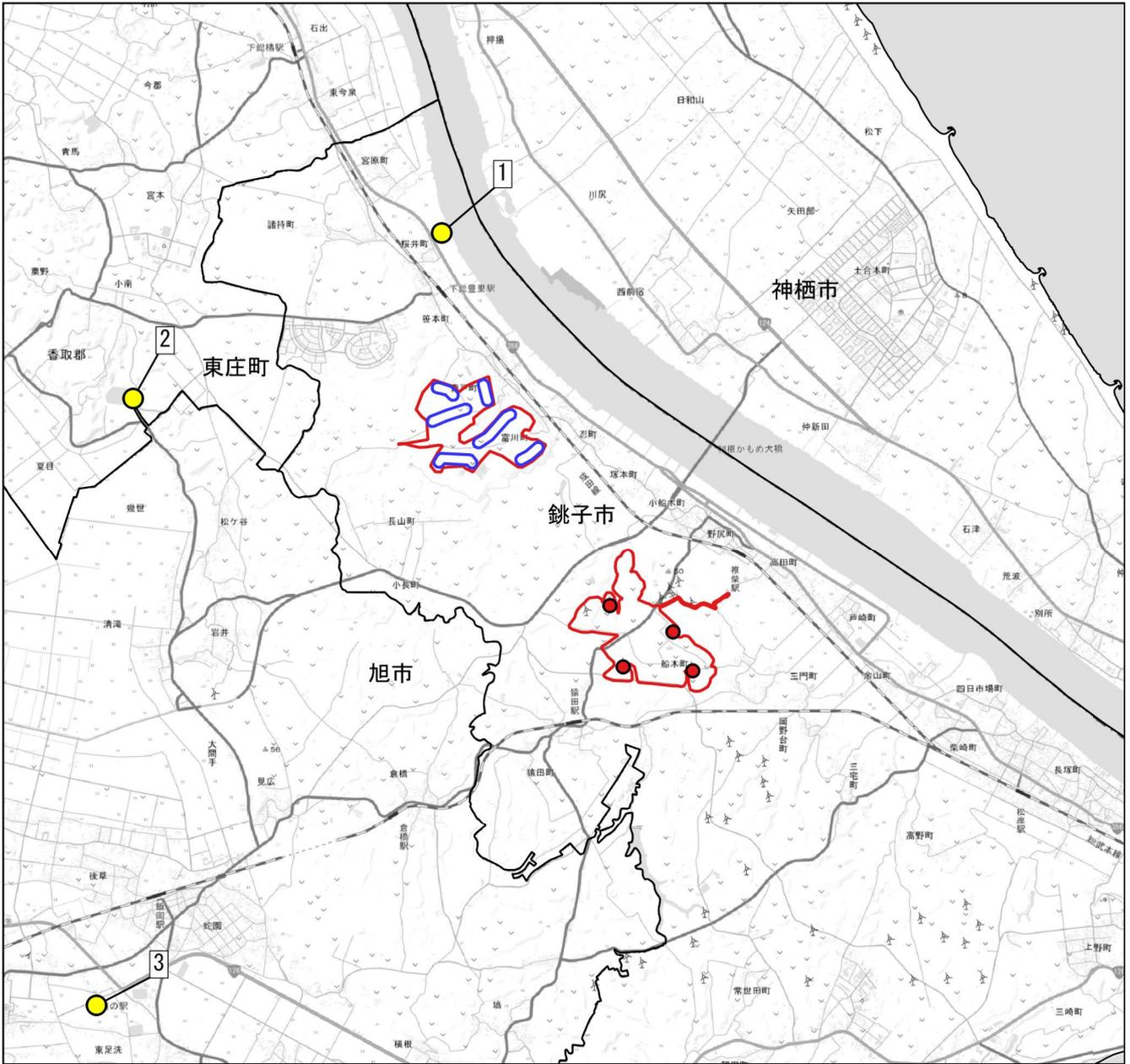
表 3.1.15-3 眺望点の選定に用いた資料

番号	資料	発行等
I	全国観るなび	(公社)日本観光振興協会ホームページ(最終閲覧月:令和7年8月)
II	ちば観光ナビ	公益社団法人千葉県観光物産協会ホームページ(最終閲覧月:令和7年8月)
III	いばナビ	株式会社日宣メディアックスホームページ(最終閲覧月:令和7年8月)
IV	銚子市公式観光情報サイト 銚子市観光協会	一般社団法人銚子市観光協会ホームページ(最終閲覧月:令和7年8月)
V	旭市観光	旭市ホームページ(最終閲覧月:令和7年8月)
VI	東庄町観光協会	東庄町役場ホームページ(最終閲覧月:令和7年8月)

表 3.1.15-4 眺望点の概要

番号	名称	概要	資料番号
1	桜井町公園	国道356線沿いにある銚子市の最北端の公園である。駐車場、遊具、広い芝生があり、家族連れに人気の公園である。	IV
2	夏目の堰	毎年冬になると数千羽のマガモ、コガモ、白鳥などが飛来する。隣接する県民の森には水鳥観察舎が設置され、じっくりバードウォッチングが楽しめる。	VI
3	道の駅 季楽里あさひ	農畜水産物の生産高が全国トップクラスを誇る旭市ならではの、さまざまな特産品が手に入る道の駅である。	II

注:資料番号は、表3.1.15-3の番号に対応する。



凡例

● 眺望点

- ▭ 対象事業実施区域
- ▭ 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- ▭ 行政区域

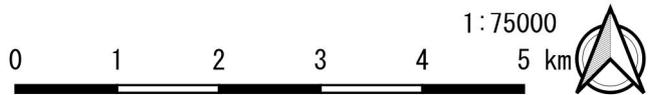


図 3.1.15-2 眺望点の位置

※図中の数字は表 3.1.15-4 の番号を示す。

出典等：表 3.1.15-3 に示した資料を参照して作成した。

### 3.1.16 人と自然の触れ合いの活動の場の状況

表3.1.16-1に示す資料により人と自然との触れ合いの活動の場の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における自然との触れ合いの活動の場の概要を表3.1.16-2に、位置を図3.1.16-1に示す。

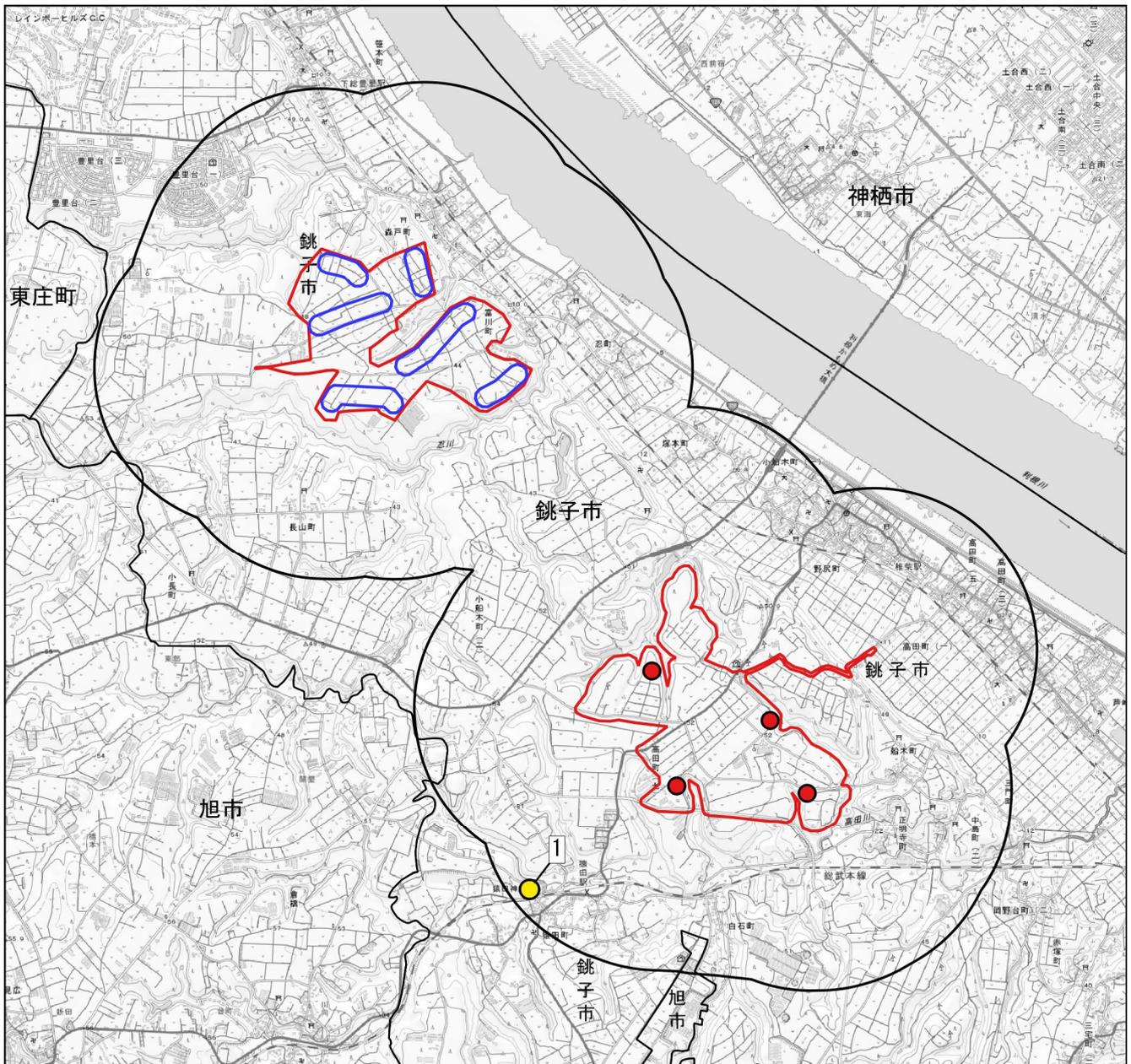
表 3.1.16-1 人と自然との触れ合いの活動の場の選定に用いた資料

番号	資料	発行等
I	全国観るなび	(公社)日本観光振興協会ホームページ(最終閲覧月:令和7年8月)
II	ちば観光ナビ	公益社団法人千葉県観光物産協会ホームページ(最終閲覧月:令和7年8月)
III	銚子市公式観光情報サイト 銚子市観光協会	一般社団法人銚子市観光協会ホームページ(最終閲覧月:令和7年8月)
IV	旭市観光	旭市ホームページ(最終閲覧月:令和7年8月)

表 3.1.16-2 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

番号	名称	選定根拠及び概要	資料番号
1	猿田神社の 照葉樹林	周囲の森は社叢として保護され自然環境がよく保たれ県環境保全地域及び千葉県の天然記念物に指定されている。	II, IV

注:資料番号は、表3.1.16-5の番号に対応する。



凡例

● 人と自然のふれあいの活動の場

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

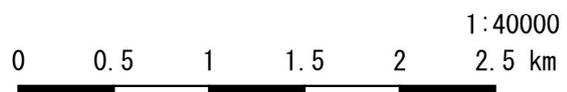


図 3.1.16-1 人と自然との触れ合いの活動の場

出典等：表 3.1.16-1 に示した資料を参照して作成した。

### 3.2 社会的状況

社会的状況の調査対象範囲を表 3.2-1 に示す。

社会的状況の基本的な調査対象範囲は、自然的状況と同様、対象事業実施区域及びその周囲 1km を含む範囲とした。

ただし、人口、産業、下水道の整備状況、その他の環境保全に関する施策の内容、一般廃棄物は広域に整理されていることから、千葉県、銚子市、旭市など広域な調査対象範囲を適宜設定し、地域概況の把握を行った。なお、「3.2.9 その他の事項 (2) 廃棄物の処理等の状況」の産業廃棄物については、広域の状況を把握するため「対象事業実施区域及びその周囲 50km の範囲」を基本的な調査対象範囲とした。

表 3.2-1 既存資料に基づく社会的状況の調査対象範囲

調査項目	基本的な調査対象範囲
人口の状況	銚子市、旭市
産業の状況	銚子市、旭市
土地利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲
河川、湖沼の利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲
海域の利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲
地下水の利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲
交通の状況	対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲
学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲
下水道の整備状況	銚子市、旭市
環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容 その他の環境の保全に関する施策の内容	
地域の指定の状況	対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲
その他の環境の保全に関する施策の内容	千葉県、銚子市、旭市
その他の事項	
資源の利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲
一般廃棄物	銚子市、旭市
産業廃棄物	対象事業実施区域及びその周囲 50km の範囲
その他の法令等	対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲

### 3.2.1 人口の状況

「千葉県毎月常住人口調査」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて人口の状況を整理した。銚子市及び旭市における人口及び世帯数の推移を表 3.2.1-1 及び図 3.2.1-1 に示す。

銚子市では人口、世帯数ともに減少傾向である。旭市では人口は減少傾向であるが、世帯数は増加している。

表 3.2.1-1 人口及び世帯数の推移

(世帯数及び人口総数は各年3月1日現在、人口密度は各年1月1日現在)

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
銚子市	世帯数(世帯)	25,525	25,070	25,129	25,009	25,100
	人口総数(人)	58,012	56,326	55,152	53,871	53,085
	男(人)	28,056	27,242	26,778	26,216	25,892
	女(人)	29,956	29,084	28,374	27,655	27,193
	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	691.3	673.2	658.8	642.8	631.1
旭市	世帯数(世帯)	24,380	24,451	24,771	25,012	25,272
	人口総数(人)	63,508	62,777	62,175	61,474	60,904
	男(人)	31,271	30,908	30,630	30,330	30,055
	女(人)	32,237	31,869	31,545	31,144	30,849
	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	487.5	482.3	477.6	472.6	466.8

出典等：「千葉県毎月常住人口調査」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

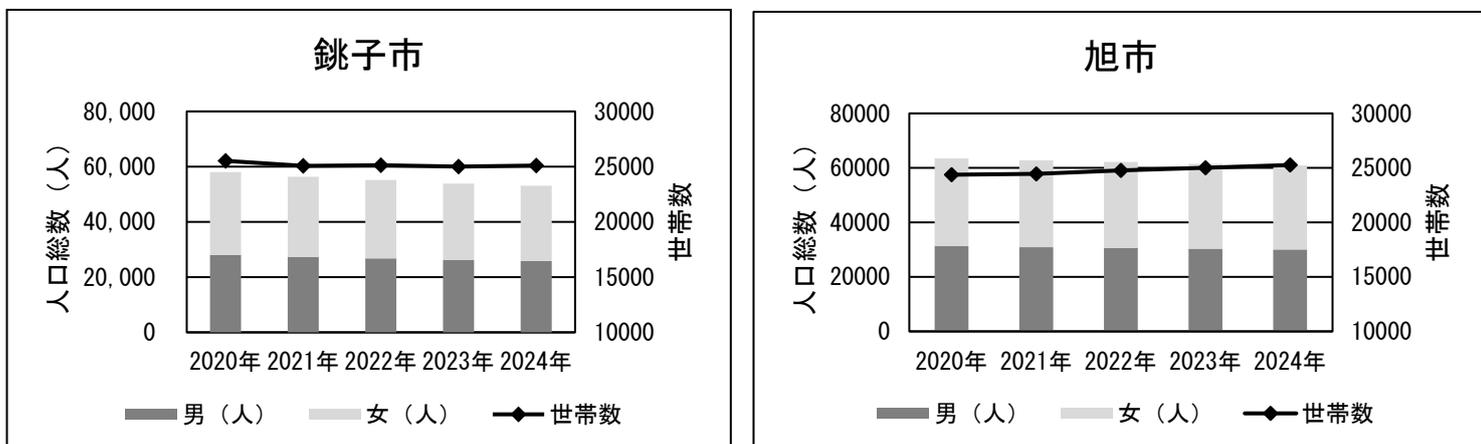


図 3.2.1-1 人口及び世帯数の推移

### 3.2.2 産業の状況

「令和2年国勢調査 就業状態等基本統計」（令和4年5月 総務省）を用いて、銚子市及び旭市における産業大分類別就業者数を整理した結果は、表3.2.2-1のとおりである。

銚子市では「製造業」に占める割合が最も高く、次いで「卸売業、小売業」に占める割合が高い。旭市では「農業」に占める割合が最も高く、次いで「製造業」に占める割合が高い。

表3.2.2-1 産業大分類別就業者数（令和2年）

産 業	銚子市		旭市	
	就業者数（人）	構成比（%）	就業者数（人）	構成比（%）
第一次産業	707	10.85	1,723	17.23
農業	473	9.16	1,560	16.46
林業	1	0.01	7	0.02
漁業	233	1.38	156	0.63
第二次産業	7,120	29.17	6,586	24.16
鉱物、採石業、砂利採取業	2	0.01	7	0.03
建設業	1,356	6.68	1,923	8.41
製造業	5,762	21.69	4,656	15.56
第三次産業	13,746	59.98	16,250	58.61
電気・ガス・熱供給・水道業	160	0.57	105	0.34
情報通信業	107	0.47	119	0.42
運輸業、郵便業	1,460	5.50	1,681	5.55
卸売業、小売業	3,572	15.82	3,636	13.47
金融業、保険業	651	2.40	443	1.44
不動産業、物品賃貸業	170	0.80	201	0.79
学術研究、専門・技術サービス業	287	1.49	354	1.53
宿泊業、飲食サービス業	1,044	5.55	942	4.27
生活関連サービス業、娯楽業	504	3.25	661	3.31
教育、学習支援業	862	3.40	1,008	3.40
医療、福祉	2,778	10.67	4,586	15.03
複合サービス事業	360	1.31	416	1.32
サービス業（他に分類されないもの）	1,087	4.61	1,223	4.61
公務（他に分類されるものを除く）	704	2.52	875	2.75
分類不能の産業	237	2.72	107	0.65
総 数	21,810	100.00	24,666	100.00

出典等：「令和2年国勢調査 就業状態等基本統計」（令和4年5月 総務省）を使用して作成した。

① 農業

「令和5年市町村別農業産出額（推計）」（令和7年3月 農林水産省）を用いて農業の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における農業の状況を表3.2.2-2に示す。

銚子市では野菜の産出額の占める割合が高く、旭市では豚の産出額の占める割合が高い。

表3.2.2-2 農業の状況（令和5年）

（単位：1,000万円）

項目		銚子市	旭市
耕種	米	53	354
	麦類	-	x
	雑穀	-	-
	豆類	3	16
	いも類	2	16
	野菜	1,448	1,602
	果実	3	20
	花き	10	x
	工芸農作物	0	0
	その他作物	x	x
畜産	肉用牛	191	282
	乳用牛	133	128
	豚	115	2,263
	鶏	381	705
	その他畜産物	-	17
加工農産物		-	-
農業産出額		2,338	5,594

注1：統計表で合計と内訳の合計が一致しないのは、表示単位未満を四捨五入しているためである。

2：「-」は事実のないもの、「0」は単位に満たないもの（例：0.4千円→0千円）、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

出典等：令和5年市町村別農業産出額（推計）」（令和7年3月 農林水産省）を使用して作成した。

## ② 林業

「2020年農林業センサス」（農林水産省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて林業の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における林業の状況を表3.2.2-3に示す。

銚子市及び旭市の両市において私有林が最も多く、それぞれ1,378ha及び1,173haとなっている。

表 3.2.2-3 林業の状況（令和2年）

(単位：ha)

項 目		銚子市	旭市	
国有林	官庁所管	林野庁	39	-
		林野庁以外の官庁	1	-
	総数	40	-	
民有林	公有林	県	2	50
		市町村	33	33
		財産区	-	-
	私有林	1,378	1,173	
	独立行政法人	-	-	
総数	1,413	1,256		

出典等：「2020年農林業センサス」（農林水産省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

### ③ 水産業

「海面漁業生産統計調査（農林水産省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて平成30年の水産業の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における水産業の状況を表3.2.2-4に示す。

銚子市及び旭市ではそれぞれ沖合底びき網のうち1そうびきによる及び大中型まき網のうち2そうまき網による漁獲量の占める割合が最も高くなっている。

表 3.2.2-4 水産業の状況（平成30年）

				(単位：t)	
項 目				銚子市	旭市
底引き網	遠洋底びき網			-	-
	以西底びき網			-	-
	沖合底びき網	1 そうびき		831	-
		2 そうびき		-	-
小型底びき網			236	174	
船引き網				11	7
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ	-	-
			近海かつお・まぐろ	-	-
		その他	x	-	
	2 そうまき網		x	24,470	
中・小型まき網			-	-	
刺網	さけ・ます流し網			-	-
	かじき等流し網			x	-
	その他刺し網			12	53
敷網	さんま棒受網			x	-
定置網	大型定置網			-	-
	さけ定置網			-	-
	小型定置網			-	-
その他網漁業				-	-
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄		x	-
		近海まぐろはえ縄		x	-
		沿岸まぐろはえ縄		x	-
	その他はえ縄		90	-	
はえ縄以外の釣	かつお一本釣り	遠洋かつお一本釣り		-	-
		近海かつお一本釣り		-	-
		沿岸かつお一本釣り		-	-
	いか釣り	遠洋いか釣り		-	-
		近海いか釣り		-	-
		沿岸いか釣り		-	-
	ひき縄釣り			63	-
その他釣り			523	3	
採貝・採藻				2	-
その他漁業				x	-
漁獲量計				52,266	24,707

- 注1：統計数値については、表示単位未満を四捨五入しており、合計値と内訳が一致しない場合がある。
- 2：「0」は単位に満たないもの（0.4t→0t）、「-」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。
- 3：統計表で合計と内訳の合計が一致しないのは、漁獲量計が非公開の項目があるため
- 出典等：「海面漁業生産統計調査」（農林水産省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて作成した。

#### ④ 商業

「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）」（令和5年3月 経済産業省）を用いて、基本的な調査対象範囲の商業の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における商業の状況を表3.2.2-5に示す。

銚子市及び旭市における卸売業と小売業の合計年間商品販売額は約155,713百万円及び約172,357百万円である。

表3.2.2-5 商業の状況（令和3年）

業種	区分	銚子市	旭市
卸売業	事業所数	196	119
	従業者数（人）	1,138	924
	年間商品販売額（百万円）	93,573	100,659
小売業	事業所数	637	525
	従業者数（人）	3,636	3,963
	年間商品販売額（百万円）	62,140	71,698
合計	事業所数	833	644
	従業者数（人）	4,774	4,887
	年間商品販売額（百万円）	155,713	172,357

出典等：「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）」（令和5年3月 経済産業省）を使用して作成した。

#### ⑤ 工業

「統計あさひ（旭市統計書）令和6年度版」（旭市ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）、「銚子市統計書 令和6年度版」（銚子市ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて工業の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における工業の状況を表3.2.2-6に示す。

銚子市及び旭市における製造品出荷額等はそれぞれ約16,076,940百万円及び約13,088,612百万円である。

表3.2.2-6 工業の状況

項目	銚子市（令和4年）	旭市（令和2年）
事業所数	150	105
従業者数（人）	4,362	3,458
製造品出荷額等（百万円）	16,076,940	13,088,612

出典等：「統計あさひ（旭市統計書）令和6年度版」（旭市ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）、「銚子市統計書 令和6年度版」（銚子市ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

## ⑥ 用水の使用状況

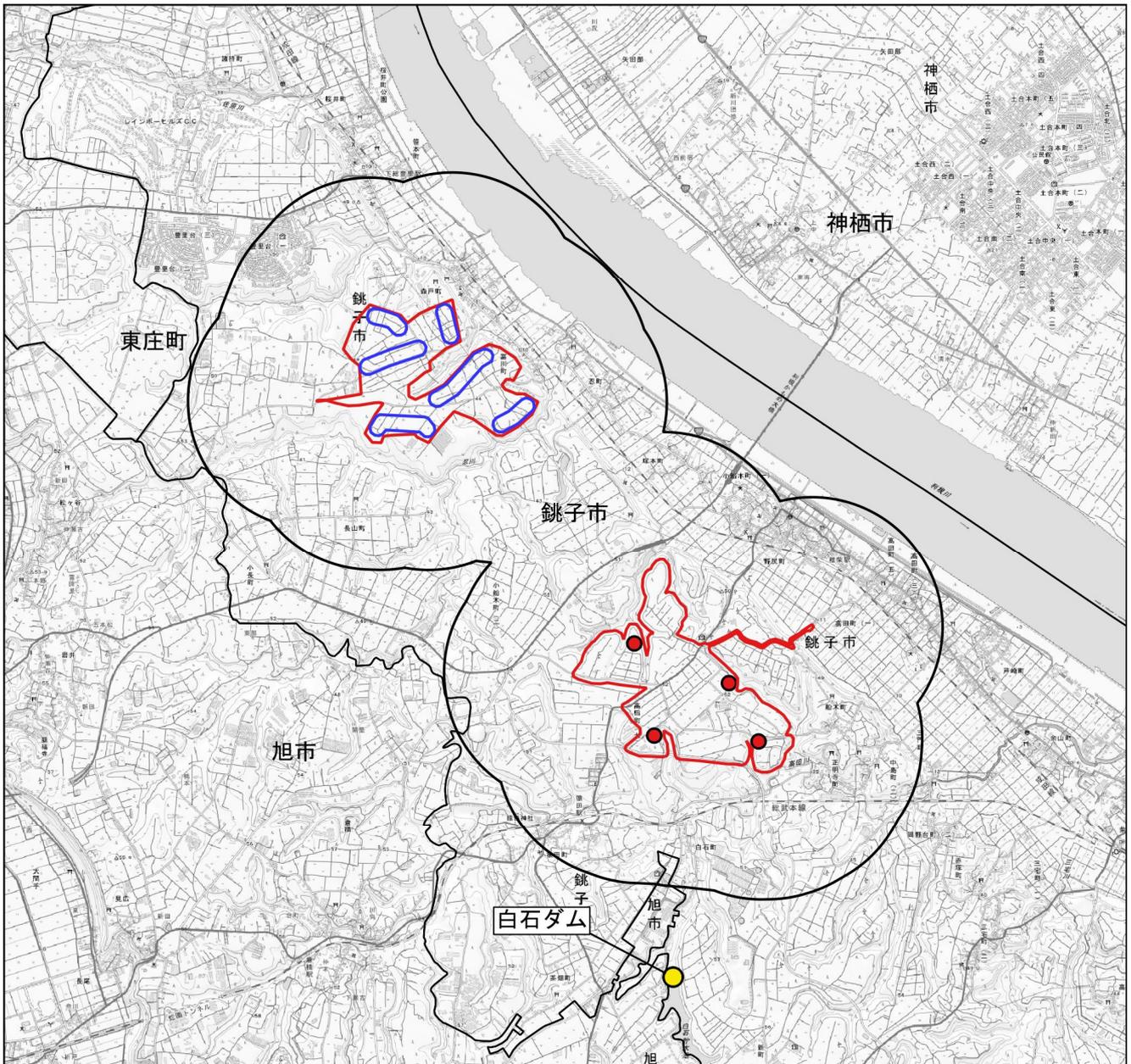
「県内の水源施設」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて用水の使用状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における用水の使用状況を表 3.2.2-7 に示し、位置を図 3.2.2-1 に示す。なお、生活用水用ダムである白石ダムは、基本的な調査範囲及び対象事業実施区域には存在していない。

表 3.2.2-7 用水の使用状況

名称	完成年度	有効貯水量（万m <sup>3</sup> ）	開発水量（m <sup>3</sup> /秒）	利用目的	備考
白石ダム	1958	80	0.092	銚子市水道	揚水式

出典等：「県内河川の水資源施設」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。



凡例

● 生活用水用ダム

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

0 0.5 1 1.5 2 2.5 km

1:50000



図 3.2.2-1 用水の使用状況

出典等:「県内河川の水資源施設」(千葉県ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を使用して作成した。

### 3.2.3 土地利用の状況

#### (1) 土地利用の状況

##### ① 地目別土地利用の状況

「千葉県統計年鑑(令和5年)」(千葉県ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を用いて地目別土地利用の状況を整理した。銚子市及び旭市における地目別土地利用の状況を表3.2.3-1に示す。

銚子市の総面積は8,420haで、その他の土地が最も面積を占めている。旭市の総面積は13,048haで、田が最も面積を占めている。

表 3.2.3-1 地目別土地利用の状況 (令和5年)

(単位: ha)

自治体名	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
銚子市	8,420	896.0	2,042.1	1,336.6	1,113.3	56.5	363.2	2,606.5
旭市	13,048	4,169.9	2,946.7	1,886.6	1,154.1	55.5	618.5	2,212.3

出典等:「千葉県統計年鑑(令和5年)」(千葉県ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を使用して作成した。

##### ② 土地利用規制の状況

#### 7. 国土利用計画法に基づく地域の指定状況

「国土数値情報 森林地域・農業地域・自然公園地域・自然保全地域・都市地域」(国土交通省ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を用いて「国土利用計画法」(昭和49年 法律第92号)に基づく地域の指定状況を整理した。

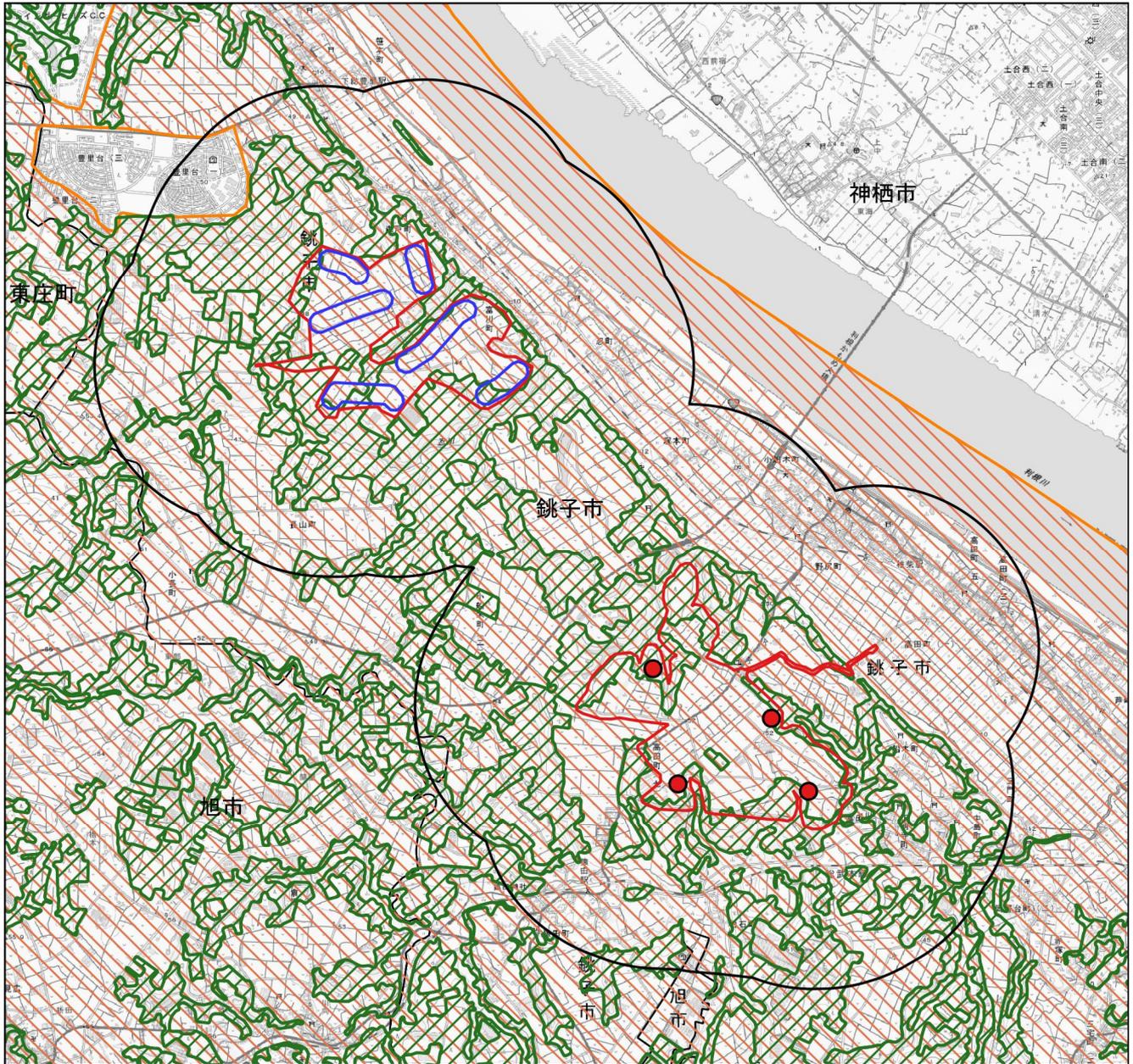
基本的な調査対象範囲における土地利用基本計画図を図3.2.3-1に示す。

基本的な調査対象範囲は、森林地域、農業地域、自然公園地域、都市地域に指定されており、対象事業実施区域は、全域が農業地域及び都市地域に、一部が森林地域に該当している。

#### 4. 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

「国土数値情報 用途地域」(国土交通省ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を用いて「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)に基づく用途地域の指定状況を整理した。

基本的な調査対象範囲において、用途地域の指定はない。



凡例

-  森林地域
-  農業地域

-  対象事業実施区域
-  風力発電機設置想定範囲
-  更新する風力発電機
-  基本的な調査対象範囲
-  行政区域

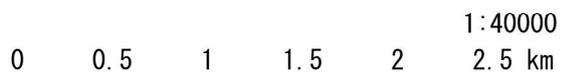
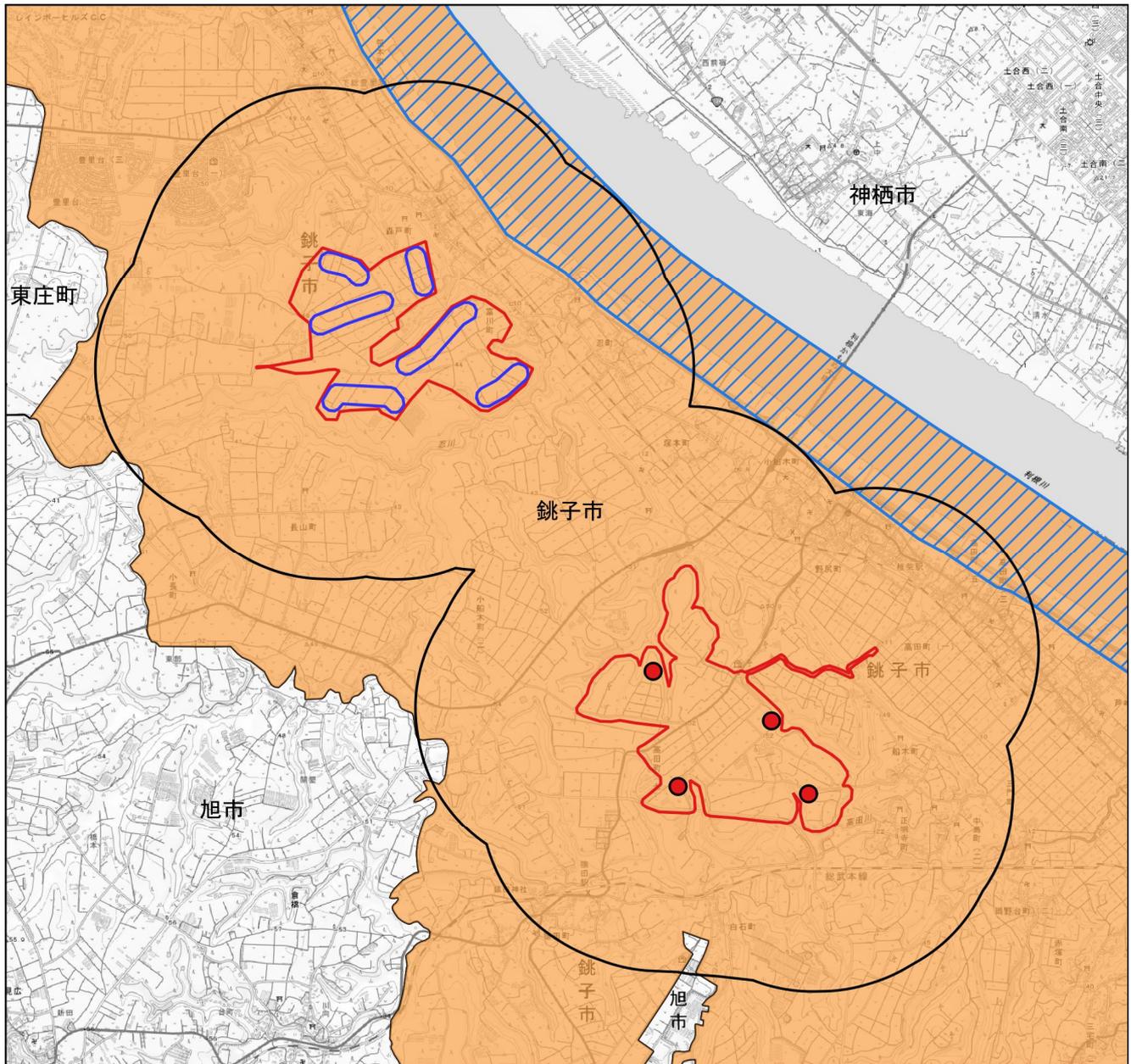


図 3.2.3-1 (1) 土地利用の状況

出典等：「国土数値情報 森林地域・農業地域」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月）を用いて作成した。



凡例

-  自然公園地域
-  都市地域

-  対象事業実施区域
-  風力発電機設置想定範囲
-  更新する風力発電機
-  基本的な調査対象範囲
-  行政区域

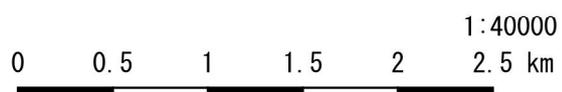


図 3.2.3-1 (2) 土地利用の状況

出典等：「国土数値情報 自然公園地域・都市地域」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月）を用いて作成した。

### 3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

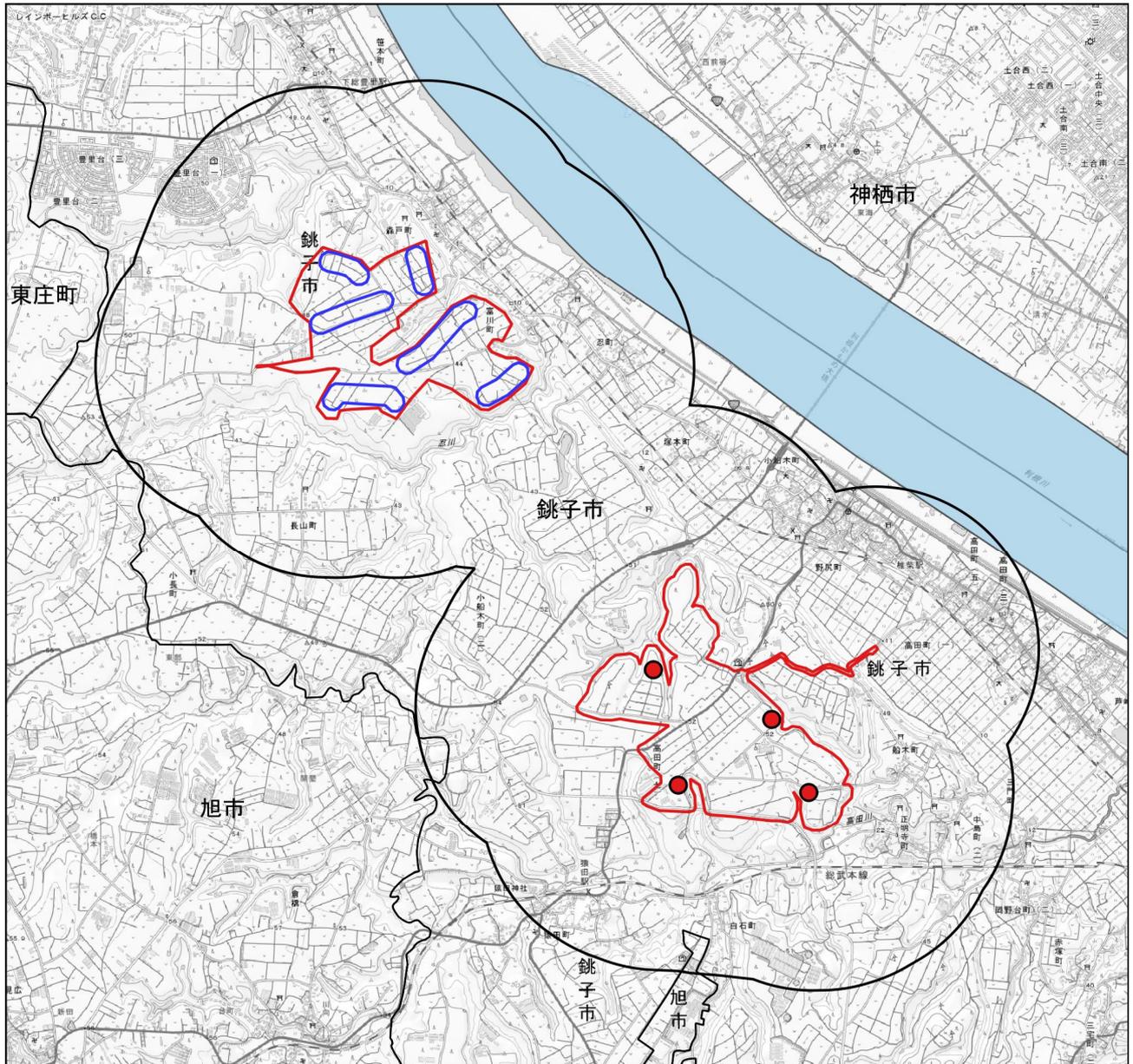
#### (1) 河川、湖沼の利用状況

##### ① 漁業の状況

「漁業制度・漁業権」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて漁業の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における内水面漁業権の設定状況を図3.2.4-1に示す。

基本的な調査対象範囲においては、利根川にて第1種共同漁業権が設定されており、内共第12号ではかき、あさり、はまぐり、餌むしを対象に、採捕（遊魚）を制限している。



凡例

内共第12号 (利根川)

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域



図 3.2.4-1 内水面漁業権の設定状況

出典等：「漁業制度・漁業権」(千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月)を使用して作成した。

## ② 水道の状況

「令和5年度 千葉県的水道」（令和7年3月 千葉県）を用いて、水道の状況を整理した。

銚子市及び旭市における令和5年度の水道普及率を表3.2.4-1に示す。

銚子市及び旭市の水道普及率はそれぞれ99.2%及び92.4%となっていた。

表 3.2.4-1 水道普及率（令和5年度）

自治体名	行政区域内総人口	上水道			簡易水道			専用水道		
					上段：公営			上段：自己水源のみのもの		
		箇所数	計画給水人口	現在給水人口	下段：非公営			下段：それ以外		
箇所数	計画給水人口				現在給水人口	箇所数	計画給水人口	現在給水人口		
銚子市	53,741	1	80,000	53,107	0	0	0	1	170	217
					0	0	0	2	1641	0
旭市	61,198	1	58,723	56,273	0	0	0	3	319	281
					0	0	0	1	5570	2983
自治体名	行政区域内総人口	飲用水供給施設			合計					
		上段：公営 下段：非公営			箇所数	計画給水人口	現在給水人口	普及率 (%)		
箇所数	計画給水人口	現在給水人口								
銚子市	53,741	0	0	0	4	80,170	53,324	99.2		
		0	0	0						
旭市	61,198	0	0	0	5	59,042	56,554	92.4		
		1	91	80						

注1：箇所数は、複数の市町村にまたがる水道はそれぞれの市町村ごとに計上し、上水道の下欄は、複数の市町村にまたがる水道の数（企業団の事務所の所在地を除く）とした。

2：合計欄のうち、箇所数は、上水道、公営・非公営簡易水道及び専用水道の合計値であり、計画給水人口及び現在給水人口は、上水道、公営・非公営簡易水道及び専用水道（自己水源のみ）の合計値である。

出典等：「令和5年度 千葉県的水道」（令和7年3月 千葉県）を用いて作成した。

## (2) 海域の利用の状況

基本的な調査対象範囲に海域は存在しない。

### (3) 地下水の利用の状況

「令和5年度 千葉県の水道」（令和7年3月 千葉県）により、地下水の利用状況を整理した。銚子市及び旭市における令和4年度の年間取水量を表3.2.4-2に示す。

基本的な調査対象範囲において、地下水の利用は行われていない。

表 3.2.4-2 年間取水量（令和5年度）

水源	項目	自治体名	
		銚子市	旭市
		取水量 (千 m <sup>3</sup> )	取水量 (千 m <sup>3</sup> )
表流水		7,370	0
地下水等		0	0
浄水受水		1,775	6,294
合 計		9,145	6,294

出典等：「令和5年度 千葉県の水道」（令和7年3月 千葉県）を使用して作成した。

### 3.2.5 交通の状況

#### (1) 道路の利用状況

「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」(国土交通省ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)による交通の状況の調査結果を表3.2.5-1に、主要な道路の位置を図3.2.5-1に示す。

基本的な調査対象範囲内の主要な道路は一般国道356号であり、昼間12時間交通量は多い区間で11,199台、24時間自動車類交通量は14,895台である。

表 3.2.5-1 交通の状況

基本区間番号	路線名	昼間 12 時間交通量			24 時間自動車類交通量		
		上下合計			上下合計		
		小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
12303560030	国道 356 号	10,688	511	11,199	13,685	1,210	14,895
12303560040	国道 356 号	10,688	511	11,199	13,685	1,210	14,895
12303560045	国道 356 号	10,688	511	11,199	13,685	1,210	14,895
12303560050	国道 356 号	10,688	511	11,199	13,685	1,210	14,895
12303560060	国道 356 号	6,159	1,133	7,292	7,958	1,522	9,480
12303560450	国道 356 号	-	-	-	-	-	-
12303560460	国道 356 号	-	-	-	-	-	-
12303560470	国道 356 号	-	-	-	-	-	-
12303560490	国道 356 号	-	-	-	-	-	-
12400740200	多古笹本	2,713	152	2,865	3,283	241	3,524
12400740210	多古笹本	2,713	152	2,865	3,283	241	3,524
12400710010	銚子旭	637	76	713	764	99	863
12400710020	銚子旭	637	76	713	764	99	863
12400710030	銚子旭	637	76	713	764	99	863
12400730010	銚子海上	1,915	404	2,319	2,407	492	2,899
12400730020	銚子海上	1,915	404	2,319	2,407	492	2,899
12400730030	銚子海上	1,915	404	2,319	2,407	492	2,899
12400730080	銚子海上	-	-	-	-	-	-
12601980010	銚子波崎(利根かもめ大橋有料道路)	3,159	410	3,569	3,953	443	4,396
12602110010	飯岡猿田停車場	926	58	984	1,110	90	1,200
12602110020	飯岡猿田停車場	926	58	984	1,110	90	1,200
12602110030	飯岡猿田停車場	926	58	984	1,110	90	1,200
12602160030	飯岡松岸停車場	2,142	235	2,377	2,576	300	2,876
12602160040	飯岡松岸停車場	3,957	319	4,276	4,925	506	5,431

注1:表中の基本区間番号は、図中の番号に対応する。

2:交通量の「-」はデータなしを示す。

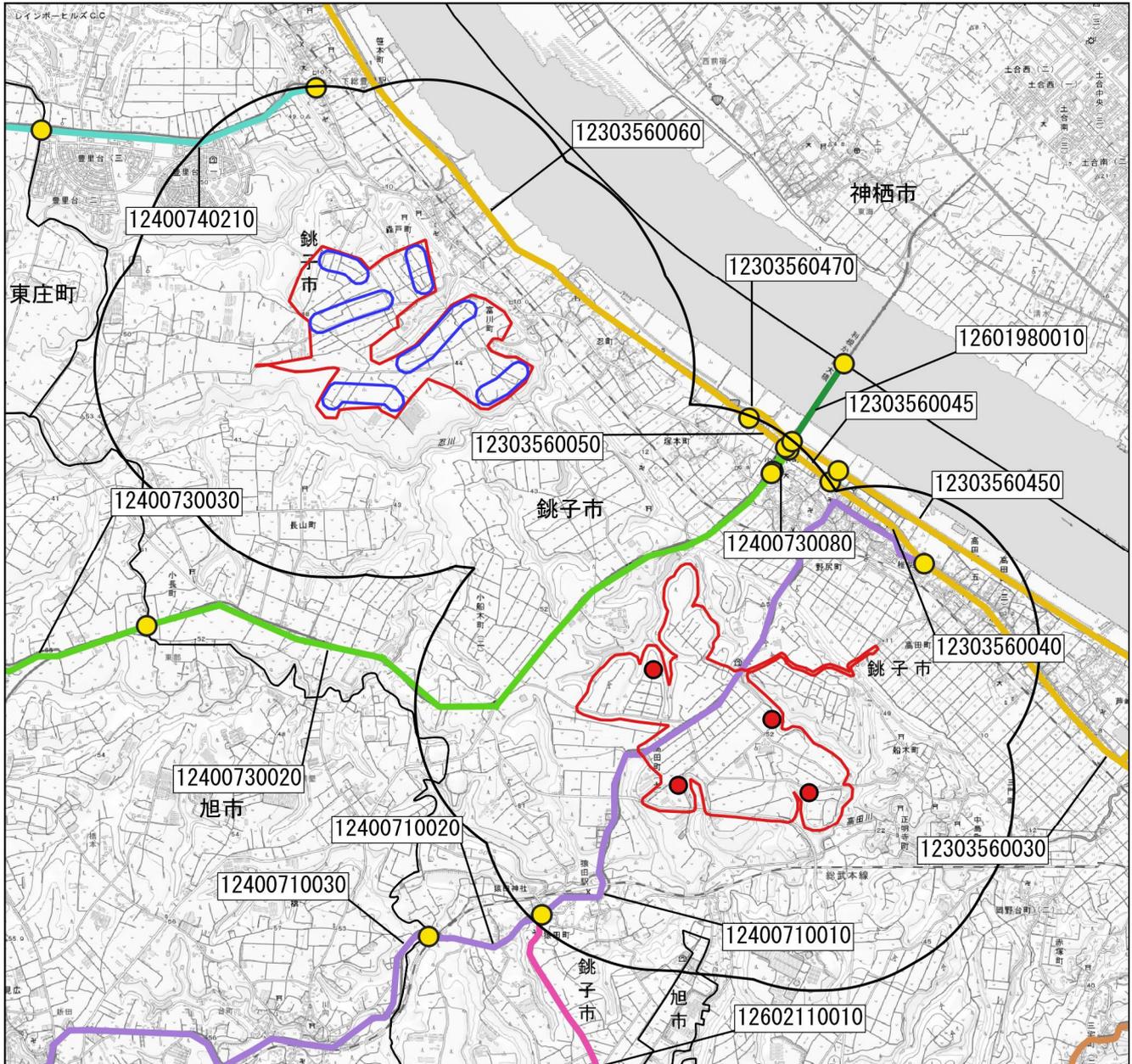
3:交通量の斜体は推計値を示す。

出典等:「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」(国土交通省ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を使用して作成した。

## (2) 鉄道の利用状況

基本的な調査対象範囲における鉄道駅の位置を図3.2.5-2に示す。

基本的な調査対象範囲における鉄道駅は、JR成田線の椎柴駅、下総豊里駅及びJR総武線の猿田駅である。3駅とも無人駅であるため、平均乗車人員は不明である。



凡例

- 交通量調査区間開始点及び終点
- 国道356号
- 多古笹本
- 銚子旭
- 銚子海上
- 飯岡猿田停車場
- 飯岡松岸停車場
- 銚子波崎（利根かもめ大橋有料道路）

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

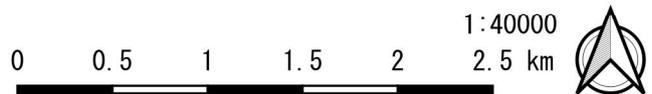
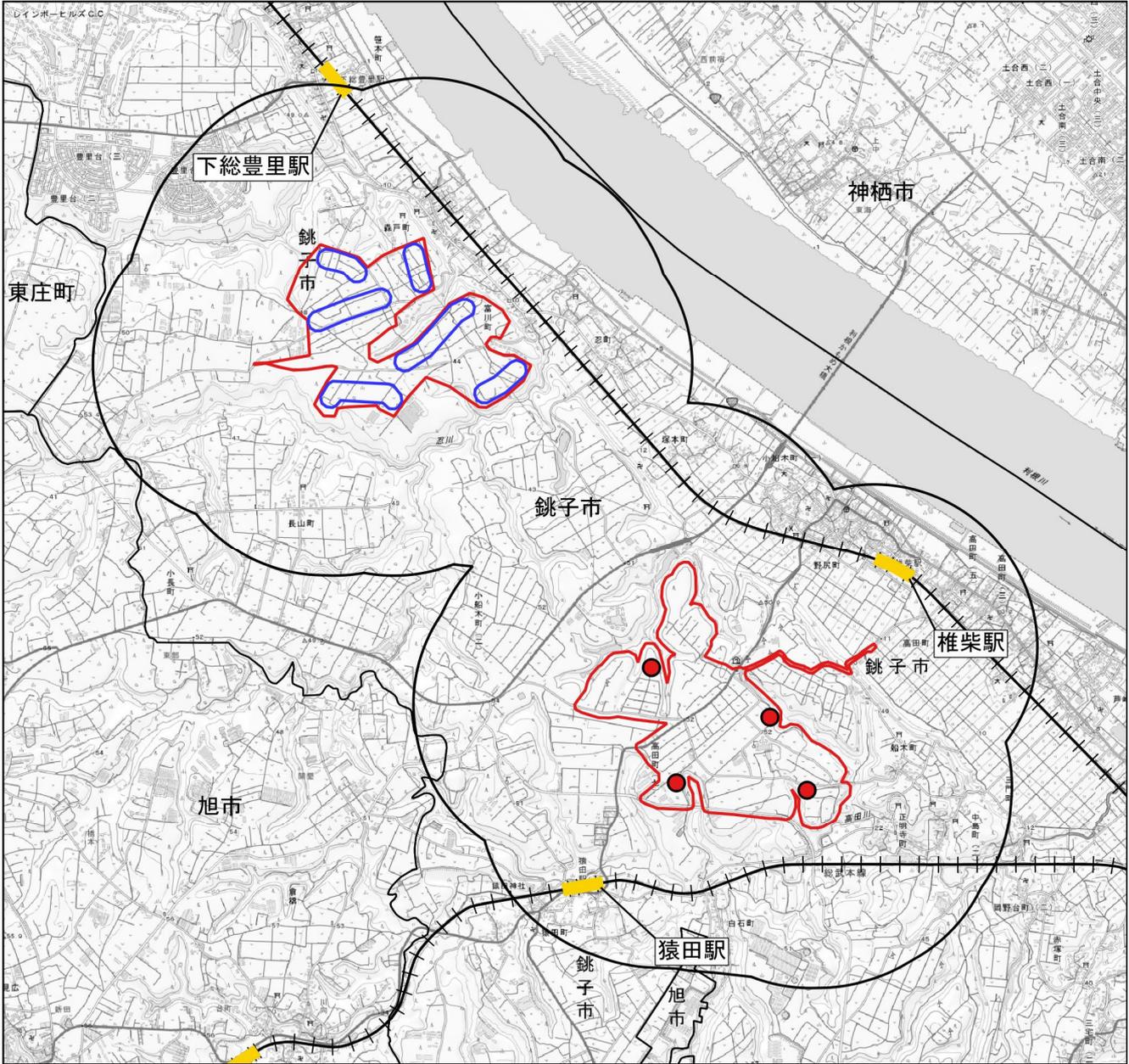


図 3.2.5-1 主要道路の位置

出典等：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（可視化ツール）」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）」を使用して作成した。



- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <p>凡例</p> <p>■ 鉄道駅</p> <p>— 鉄道</p> | <p>□ 対象事業実施区域</p> <p>□ 風力発電機設置想定範囲</p> <p>● 更新する風力発電機</p> <p>□ 基本的な調査対象範囲</p> <p>□ 行政区域</p> |
|------------------------------------|---|

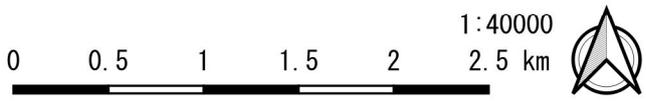


図 3.2.5-2 鉄道の位置

### 3.2.6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

#### (1) 配慮が特に必要な施設の配置の状況

「国土数値情報 学校・医療施設・福祉施設」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて以下の配慮が特に必要な施設の配置の状況を整理した。

- ・教育施設……学校教育法（昭和22年 法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校
- ・医療施設……医療法（昭和23年 法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- ・社会福祉施設……児童福祉法（昭和22年 第164号）第7条に規定する保育所、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成17年 法律第77号）第2条に規定する認定こども園、「老人福祉法」（昭和38年 法律第133号）を根拠として老人福祉を行う施設

基本的な調査対象範囲における配慮が特に必要な施設の配置の状況を表3.2.6-1及び図3.2.6-1に示す。

対象事業実施区域内には配慮が特に必要な施設は存在しないが、基本的な調査対象範囲には、教育施設が2施設、医療施設が5施設、社会福祉施設が7施設存在する。

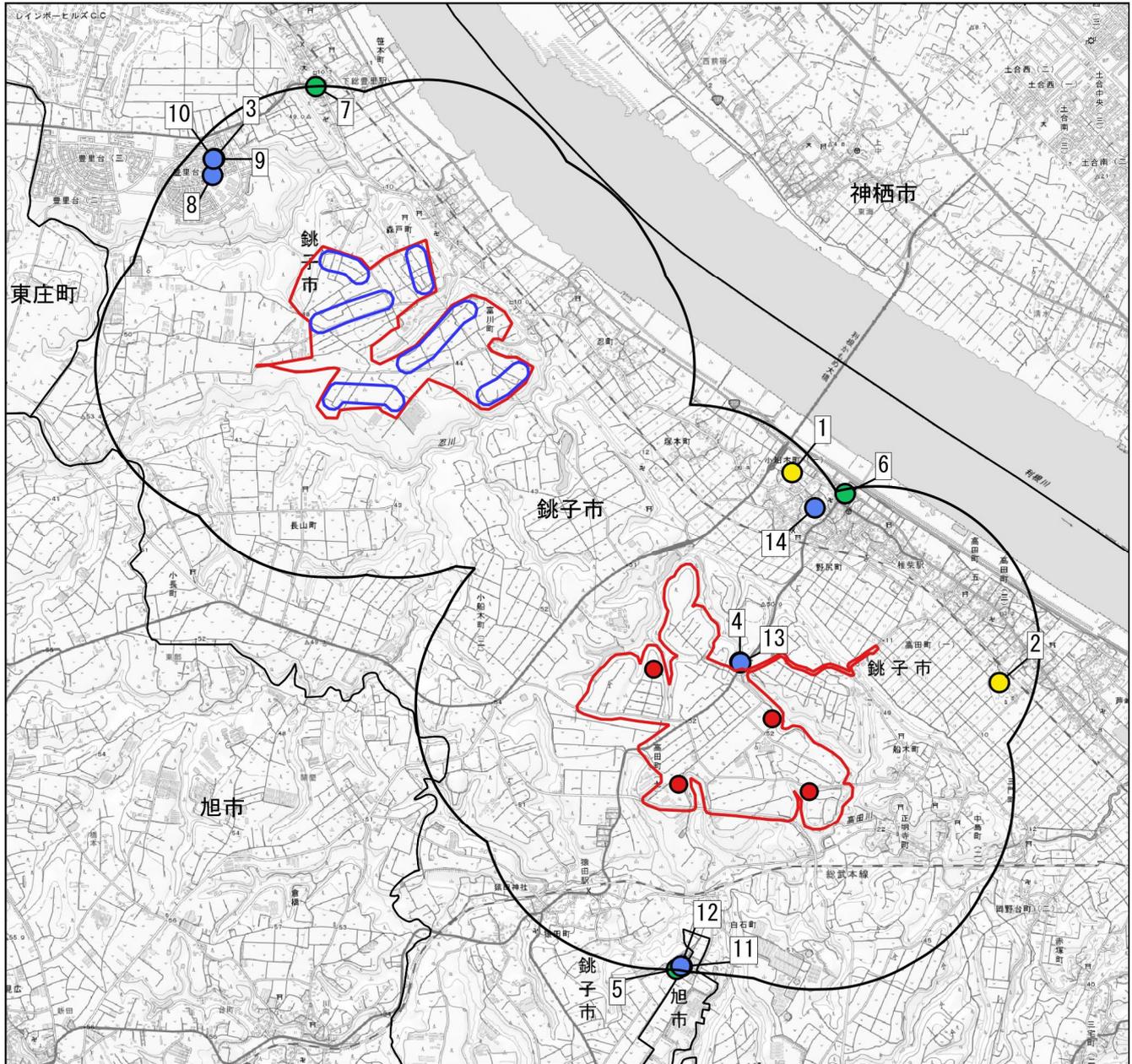
表 3.2.6-1 配慮が特に必要な施設の配置の状況

No.	区分	施設名	所在地
1	教育施設	銚子市立椎柴小学校	千葉県銚子市小船木町 1-385
2		銚子市立船木小学校	千葉県銚子市船木町 140
3	医療施設	特別養護老人ホーム シオン銚子医務室	銚子市豊里台 1 丁目 1044 番 745
4		特別養護老人ホーム 松籟の丘医務室	銚子市野尻町 1472 番地 1
5		社会福祉法人恩賜財団済生会 支部千葉県済生会救護施設盲養護老人ホーム 猿田の丘 なでしこ	銚子市猿田町 440 番地
6		長谷川歯科診療所	銚子市野尻町 9-9
7		とよさと歯科	銚子市笹本町 405
8		介護老人保健施設とよさと	銚子市豊里台 1-1044-746
9		特別養護老人ホームシオン銚子	銚子市豊里台 1-1044-745
10	社会福祉施設	地域密着型特別養護老人ホームシオン銚子	銚子市豊里台 1-1044-745
11		救護施設猿田の丘なでしこ	銚子市猿田町 440
12		盲養護老人ホーム猿田の丘なでしこ	銚子市猿田町 440
13		特別養護老人ホーム松籟の丘	銚子市野尻町 1472-1
14		東光保育園	銚子市小船木町 1-863-2

出典等：「国土数値情報 学校・医療施設・福祉施設」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

## (2) 住宅の配置の状況

「基盤地図情報ダウンロードサービス 建築物の外周線」（国土地理院ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）により住宅等の配置の状況を整理した結果を図3.2.6-2に示す。



- 凡例
- 教育施設
  - 医療施設
  - 社会福祉施設

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

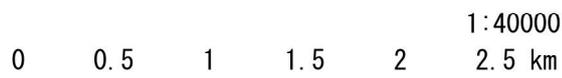
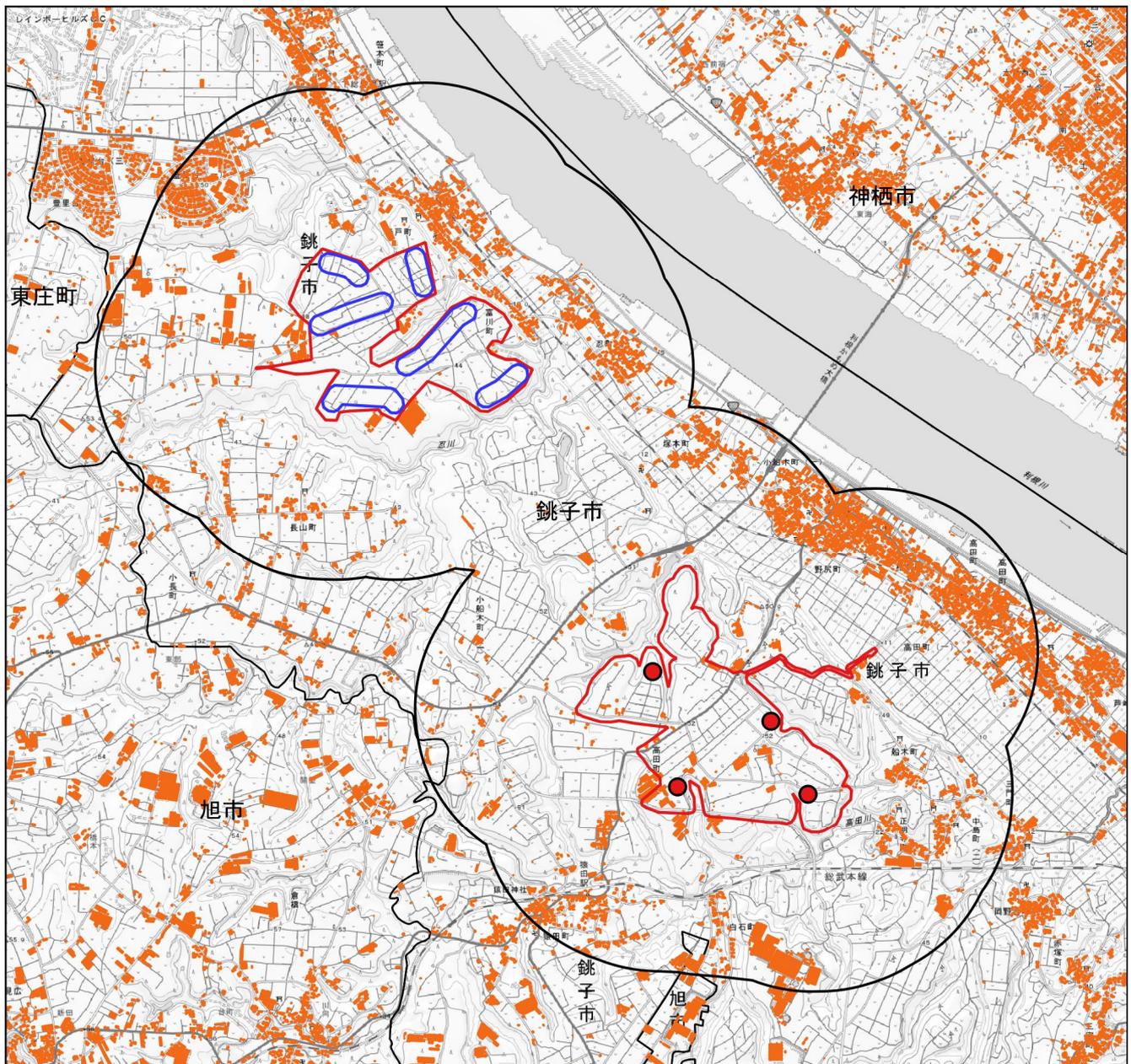


図 3.2.6-1 配慮が特に必要な施設の配置の状況

出典等：「国土数値情報 学校・医療施設・福祉施設」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。



凡例

■ 住宅等

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区

1:40000

0 0.5 1 1.5 2 2.5 km



図 3.2.6-2 住宅等の位置

出典等: 「基盤地図情報ダウンロードサービス 建築物の外周線」(国土地理院ホームページ 最終閲覧月: 令和7年8月) を使用して作成した。

### 3.2.7 下水道の整備の状況

#### (1) 下水道の整備状況

「銚子市生活排水処理基本計画」（令和4年3月 銚子市）及び「旭市污水適正処理構想（概要版）」（令和5年3月 旭市）を用いて、基本的な調査対象範囲における令和2年度の下水道の整備状況を整理した。

銚子市及び旭市における污水処理人口普及率を表3.2.7-1に示す。

銚子市及び旭市における污水処理人口普及率はそれぞれ53.8%及び58.7%である。

表 3.2.7-1 污水処理人口普及率（令和2年度）

自治体名	行政人口 (人)	下水道		農業集落排水		合併処理浄化槽		コミュニティ プラント		污水処理人口	
		処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)
銚子市	58,614	22,552	38.5	0	0.0	6,743	11.5	2,266	3.9	31,561	53.8
旭市	64,384	6,609	10.3	1,697	2.6	29,484	45.8	0	0.0	37,790	58.7

出典等：「銚子市生活排水処理基本計画」（令和4年3月 銚子市）及び「旭市污水適正処理構想（概要版）」（令和5年3月 旭市）を使用して作成した。

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

① 環境基準等

7. 大気汚染

「環境基本法」（平成5年 法律第91号）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年 環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年 環境庁告示第38号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示第4号）及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年 環境省告示第33号）により定められている大気汚染に係る環境基準を表3.2.8-1に示す。

表3.2.8-1 (1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示) 日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。(S54.8告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

3：二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。また、千葉県が独自に設定した行政目標で定められた基準（日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること）についても記載した。

4：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典等：「大気汚染に係る環境基準」（環境省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）、「二酸化窒素に係る環境目標値について（千葉県環境部長通知）」（昭和54年8月）を使用して作成した。

表 3.2.8-1 (2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H30.11.19告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20告示)	

注1:環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2:ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典等:「大気汚染に係る環境基準」(環境省ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を使用して作成した。

表 3.2.8-1 (3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

注1:環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2:微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典等:「大気汚染に係る環境基準」(環境省ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を使用して作成した。

#### 4. 騒音

「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づく「騒音に係る環境基準について」(平成10年 環境庁告示第64号)により騒音に係る環境基準が定められており、規制地域の指定においては県(町村部)及び市によって定められている。同法に基づく、基準値及び銚子市、旭市における該当地域の区分を表3.2.8-2に示す。

基本的な調査対象範囲に指定区域は存在しない。

表 3.2.8-2 (1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	該当地域		基準値	
	銚子市	旭市	昼間	夜間
AA 特に静穏を要する地域	-	-	50デシベル以下	40デシベル以下
A 専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居 専用地域 第1種中高層住 居専用地域	第1種中高層住 居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B 主として住居の用に供される地域	第1種住居地域 第2種住居地域	第1種住居地域 第2種居住地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業専用地域	60デシベル以下	50デシベル以下

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2：AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3：Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4：Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5：Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典等：「騒音に係る環境基準について」（平成10年 環境庁告示第64号）、「環境基本法第16条第2項の規定による騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」（平成24年3月30日銚子市告示第35号）、「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（平成24年3月30日銚子市告示第32号）、「環境基本法第16条第2項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定について」（平成27年4月1日旭市告示第62号）及び「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（令和6年8月1日旭市告示第108号）を使用して作成した。

表 3.2.8-2 (2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6：00～22：00）	夜間（22：00～6：00）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注1：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典等：「騒音に係る環境基準について」（平成10年 環境庁告示第64号）を使用して作成した。

表 3.2.8-2 (3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間（6：00～22：00）	夜間（22：00～6：00）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

出典等：「騒音に係る環境基準について」（平成10年 環境庁告示第64号）を使用して作成した。

#### ウ. 水質汚濁

「環境基本法」（平成5年 法律第91号）に基づく「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年 環境庁告示59号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示10号）により定められている水質に係る環境基準を表3.2.8-3に示す。

また、基本的な調査対象範囲における水域の類型指定状況を図3.2.8-1に示す。基本的な調査対象範囲の類型指定された公共用水域として、河川では利根川下流と高田川が類型Aに指定されている。

表 3.2.8-1(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒 <sup>3</sup> 素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5に定める方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>	

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号）を使用して作成した。

表 3.2.8-3 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川(湖沼を除く。))

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級・自然環境保 全・及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	第1の2の (2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2級・水産1級・ 水浴・及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水道3級・水産2級・ 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下	
C	水産3級・工業用水1 級・及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水2級・農業用 水・及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水3級・環境保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/L 以上	-	
測定 方法	水素イオン濃度：規格 K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 生物化学的酸素要求量：規格 K0102-1 18に定める方法 浮遊物質：付表8に掲げる方法 溶存酸素量：規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 大腸菌数：規格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は除く。)に定める方法 (ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)						
備考	<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))とする。</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。))。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。))。</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。))については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。))。</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3：水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5：環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。))において不快感を生じない限度

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号)を使用して作成した。

表 3.2.8-3 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川(湖沼を除く。))

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法	全亜鉛：規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法 ノニルフェノール：付表9に掲げる方法 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩：規格K0102-4 6.2.5に定める方法				
備考	1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号)を使用して作成した。

表 3.2.8-3 (4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖））

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌 数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級・水産2級・及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法	水素イオン濃度：規格 K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 生物化学的酸素要求量：K0102-1 17.2に定める方法 浮遊物質：付表8に掲げる方法 溶存酸素量：規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 大腸菌数：規格 K0102-5 5.6.（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）						
備考	1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。 5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3：水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号）を使用して作成した。

表 3.2.8-3 (5) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖））

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）・水産1種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法	全窒素：規格K0102-2 17.3、17.4又は17.5（17.5.3.2を除く。）に定める方法 全燐規格K0102-2 18.4（18.4.1.4のb）を除く。）に定める方法			
備考				
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。</li> <li>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</li> <li>3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。</li> </ol>				

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3：水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号）を使用して作成した。

表 3.2.8-3 (6) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖））

ウ

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノ ール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸 及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/ 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/ 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/ 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/ 以下	
測定方法	全亜鉛：規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法 ノニルフェノール：付表9に掲げる方法 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩：規格 K0102-4 6.2.5に定める方法				

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号）を使用して作成した。

表 3.2.8-3 (7) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖））

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適 応性	基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上		
測定方法	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法			
備考	1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号）を使用して作成した。

表 3.2.8-3 (8) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出されないこと。	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
B	水産 2 級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格 K0102-12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-17.2 に定める方法（ただし、B 類型の工業用水及び水産 2 級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格 K0102-121.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学又は隔膜電極による水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-5 5.6. (5.6.2.7 は除く。) に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9 時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。）	規格 K0102-1 22.5 に定める方法	
備考							
<p>1 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1mL とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。</p> $\text{COD (0.2mg/L)} = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f_{\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3} \times 1000 / 50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)                  (b) : 蒸留水について行った空試験値 (mL)  <math>f_{\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3}</math> : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価</p> <p>2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。</p> <p>3 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

注 1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2：水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用  
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）を使用して作成した。

表 3.2.8-3 (9) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の (2)により水域 類型ごとに指定する 水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 K0102-2 17.4 又は17.5(17.5.3.2 を除く。)に定める 方法	規格 K0102-2 18.4 (18.4.1.4 の b) を除く。)に定める 方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2：水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3：生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号）を使用して作成した。

表 3.2.8-3 (10) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ウ

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第1の2の (2)により水域 類型ごとに指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号）を使用して作成した。

表 3.2.8-3 (11) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法	

注 1：基準値は、日間平均値とする。

2：底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）を使用して作成した。

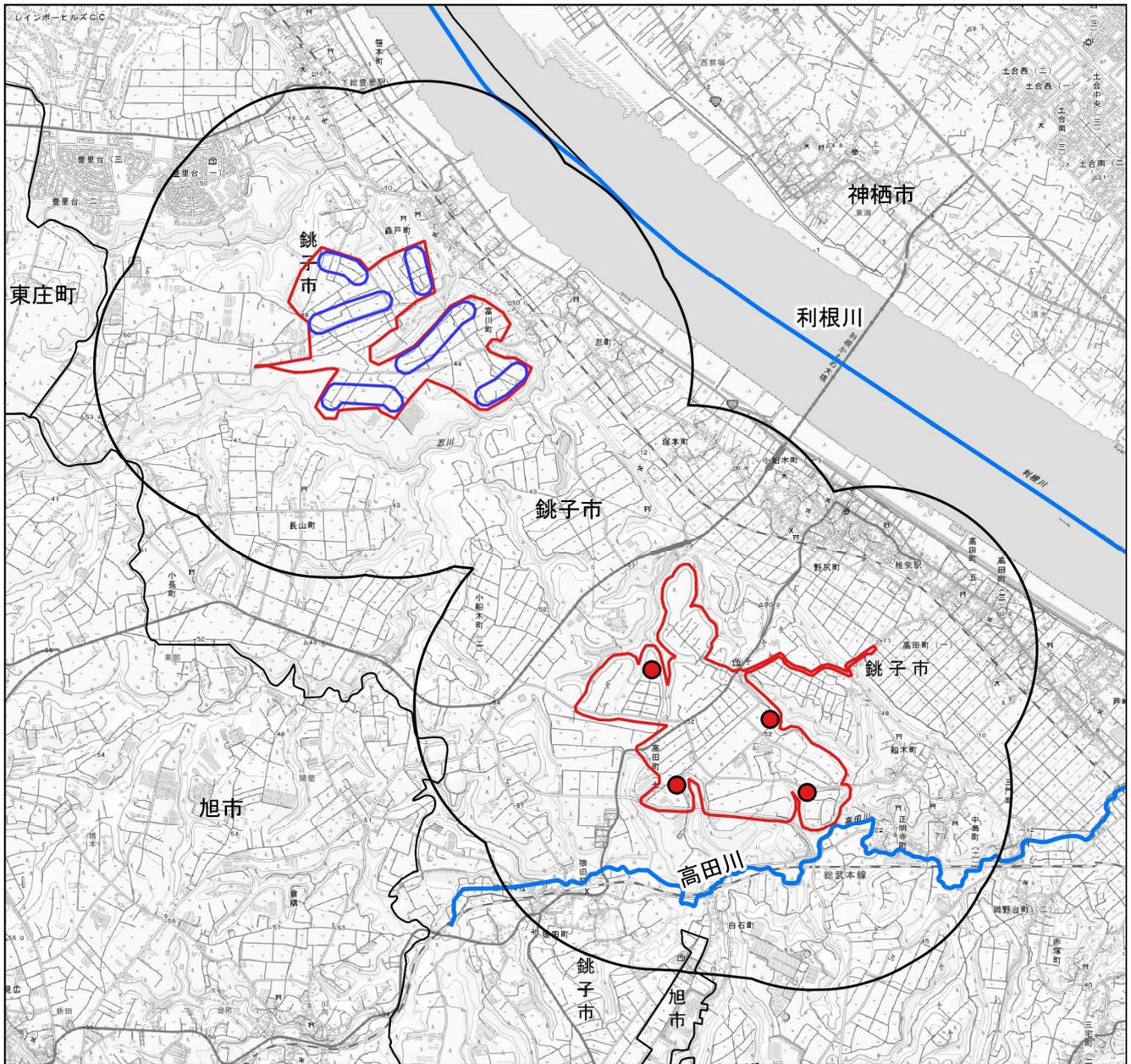
表 3.2.8-3 (12) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法

表 3.2.8-3 (13) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン 溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び5.5に定める方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は 5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

出典等：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示10号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第41号）を使用して作成した。



凡例

類型指定された公共用水

— 類型A

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

0 0.5 1 1.5 2 2.5 km

1:40000



図 3.2.8-1 水質汚濁に係る環境基準  
指定地域

出典等：「国土数値情報 用途地域」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

## Ⅰ. 土壌

「環境基本法」（平成 5 年 法律第 91 号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 環境庁告示第 46 号）により定められている土壌に係る環境基準を表 3. 2. 8-4 に示す。

表 3. 2. 8-4 (1) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機磷（りん）	検液中に検出されないこと。	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法

出典等：「土壌の汚染にかかる環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 37 号）を使用して作成した。

表 3. 2. 8-4 (2) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0. 006mg以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0. 01mg以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0. 01mg以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0. 002mg以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0. 006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0. 003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0. 02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0. 01mg以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0. 01mg以下であること。	規格K0102-3 26. 2、26. 3又は26. 4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0. 8mg以下であること。	規格K0102-2 5. 2及び5. 3、5. 2及び5. 4 (妨害となる物質としてロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1, 000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、5. 2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び5. 5又は5. 2及び5. 6に定める方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格K0102-3 5. 2、5. 5又は5. 6に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液1Lにつき0. 05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものには付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (H) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0. 003mg、0. 01mg、0. 05mg、0. 01mg、0. 0005mg、0. 01mg、0. 8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0. 009mg、0. 03mg、0. 15mg、0. 03mg、0. 0015mg、0. 03mg、2. 4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2より測定されたシス体の濃度と規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

出典等：「土壌の汚染にかかる環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第37号)を使用して作成した。

オ. ダイオキシン類

「環境基本法」（平成 5 年 法律第 91 号）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 環境庁告示第 68 号）により定められているダイオキシン類に係る環境基準を表 3.2.8-5 に示す。

表 3.2.8-5 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考		
<p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>		

出典等：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）を使用して作成した。

## ② 規制基準等

### 7. 大気汚染

「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号）に基づき硫黄酸化物の排出基準を規定している。排出基準は以下の式により算出した硫黄酸化物の量とされ、「事業者のための大気汚染防止法のとびき（令和7年3月版）」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）によると、基本的な調査対象範囲にあたる銚子市及び旭市では、それぞれ  $K=14.5$  及び  $17.5$  とされる。

$$q=K \times 10^{-3} H e^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量（単位；温度零度・圧力1気圧の状態に換算した  $m^3$  毎時）

K：地域別に定める定数（銚子市： $K=14.5$ 、旭市： $K=17.5$ ）

He：補正された排出口の高さ（煙突実高+煙上昇高）

また、「大気汚染防止法」（昭和43年 法律第97号）に基づき工場・事業場に設置されているばい煙・粉じん発生施設等に対し、排出基準又は構造等に関する基準を定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙・粉じん発生施設等は設置しない。

#### 4. 騒音

「騒音規制法」（昭和 43 年 法律第 98 号）に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び道路交通騒音の要請限度が定められており、規制地域の指定においては県及び市によって定められている。

環境省が定める特定工場等において発生する騒音の規制に関する規制基準を表 3.2.8-6 に、銚子市及び旭市が定める規制基準等及び規制地域の区分を表 3.2.8-7～3.2.8-14 に示す。

基本的な調査対象範囲において、銚子市及び旭市が定める規制地域は存在しない。

表 3.2.8-6 特定工場等において発生する騒音の規制に関する規制基準（環境省）

時間の区分 区域の区分	昼間	朝 夕	夜間
第 1 種区域	45 デシベル以上 50 デシベル以下	40 デシベル以上 45 デシベル以下	40 デシベル以上 45 デシベル以下
第 2 種区域	50 デシベル以上 60 デシベル以下	45 デシベル以上 50 デシベル以下	40 デシベル以上 50 デシベル以下
第 3 種区域	60 デシベル以上 65 デシベル以下	55 デシベル以上 65 デシベル以下	50 デシベル以上 55 デシベル以下
第 4 種区域	65 デシベル以上 70 デシベル以下	60 デシベル以上 70 デシベル以下	55 デシベル以上 65 デシベル以下

注 1: 昼間とは、午前 7 時又は 8 時から午後 6 時、7 時又は 8 時までとし、朝とは、午前 5 時又は 6 時から午前 7 時又は 8 時までとし、夕とは、午後 6 時、7 時又は 8 時から午後 9 時、10 時又は 11 時までとし、夜間とは、午後 9 時、10 時又は 11 時から翌日の午前 5 時又は 6 時までとする。

注 2: 第 1 種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、  
第 2 種区域とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域、  
第 3 種区域とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域、  
第 4 種区域とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。

出典等: 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（平成 27 年 4 月 環境省告示第 67 号）を使用して作成した。

表 3.2.8-7 特定工場等において発生する騒音の規制に関する規制基準（銚子市、旭市）

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00～19:00)	朝 (6:00～8:00) 夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域 <sup>注3</sup>	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

注1：上表は、銚子市及び旭市が騒音規制法に基づき設定している基準値である。

2：第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50メートルの区域内における規制基準値は、上表のそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

3：その他の地域とは、表 3.2.8-7 に記載の第1種低層住居専用地域等以外の地域をいう。

出典等：「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（平成 24 年 銚子市告示第 32 号）及び「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（令和 6 年 8 月 旭市告示第 108 号）を使用して作成した。

表 3.2.8-8 工場・事業場騒音の指定地域

区域の区分	該当地域（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた地域）	
	銚子市	旭市
第1種区域	第1種低層住居専用地 第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域	第1種住居地域 第2種住居地域
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	工業地域	工業専用地域

出典等：「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（平成 24 年 銚子市告示第 32 号）及び「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（令和 6 年 8 月 旭市告示第 108 号）を使用して作成した。

表 3.2.8-9 千葉県町村部における特定建設作業において発生する騒音に係る規制基準

規制種別	第1号区域	第2号区域
	(第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち、学校・病院等の周囲80メートル以内の区域)	(第4種区域のうち、学校・病院等の周囲80メートル以内の区域)
基準値	85 デシベル以下	
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00
1日当たりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

出典等：「特定建設作業の騒音規制について」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

表 3.2.8-10 銚子市における特定建設作業において発生する騒音に係る規制基準

規制内容	規制基準
基準値	85 デシベル以下
作業禁止時間	19:00～7:00
1日当たりの作業時間	10 時間以内
作業期間	連続 6 日以内
作業禁止日	日曜日その他の休日

出典等：「銚子市環境保全条例施行規則」（平成13年 銚子市規則第29号）を使用して作成した。

表 3.2.8-11 旭市における特定建設作業において発生する騒音に係る規制基準

規制内容	規制基準
基準値	85 デシベル以下
作業禁止時間	19:00～7:00
1日当たりの作業時間	10 時間以内
作業期間	連続 6 日以内
作業禁止日	日曜日その他の休日

出典等：「旭市環境保全条例施行規則」（平成17年 旭市規則第95号）を使用して作成した。

表 3. 2. 8-12 特定建設作業において発生する騒音の指定地域

区域の区分	該当地域（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた地域）	
	銚子市	旭市
第1号区域	第1種低層住居専用地 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域のうち、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業専用地域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
第2号区域	工業地域のうち、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以外の区域	工業専用地域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以外の区域

出典等：「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（平成 24 年 銚子市告示第 32 号）及び「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（平成 27 年 旭市告示第 59 号）を使用して作成した。

表 3. 2. 8-13 道路交通騒音の要請限度

（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
・A区域及びB区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	65以下	55以下
・A区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70以下	65以下
・B区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域 ・C区域のうち、車線を有する道路に面する区域	75以下	70以下

注1：A区域：表3. 2. 8-13に示した第1種区域

2：B区域：表3. 2. 8-13に示した第2種区域

3：C区域：表3. 2. 8-13に示した第3種区域及び第4種区域

出典等：「2024（令和6）年版千葉県環境白書 資料編」（令和7年 千葉県）を使用して作成した。

表 3.2.8-14 道路交通騒音の指定地域

区域の区分	該当地域（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた地域）	
	銚子市	旭市
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域	第1種住居地域 第2種住居地域
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	工業地域	工業専用地域

出典等：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の指定について」（平成27年4月 旭市告示第61号）及び「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の指定について」（平成24年3月 銚子市告示第34号）を使用して作成した。

## ウ. 振動

「振動規制法」（昭和 51 年 法律第 64 号）に基づき、特定工場振動に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められており、規制地域の指定においては県及び市によって定められている。

銚子市及び旭市によって設定された規制基準等及び規制地域の区分を表 3. 2. 8-15～3. 2. 8-22 に示す。

基本的な調査対象範囲に規制地域は存在しない。

表 3. 2. 8-15 振動の区域区分と都市計画の用途地域

区域の区分	該当地域（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた地域）	
	銚子市	旭市
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域

出典等：「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（平成24年 銚子市告示第32号）及び「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（令和6年 旭市告示第109号）を使用して作成した。

表 3. 2. 8-16 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注 1：銚子市、旭市ともに上表の基準値が設定されている。

出典等：「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（平成 24 年 銚子市告示第 32 号）及び「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（令和 6 年 旭市告示第 109 号）を使用して作成した。

表 3.2.8-17 千葉県町村部における特定建設作業において発生する  
振動の規制に関する基準

規制内容	区域区分	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号区域	75デシベル以下
	2号区域	
作業可能時刻	1号区域	午前7時から午後7時
	2号区域	午前6時から午後10時
最大作業時間	1号区域	1日あたり10時間
	2号区域	1日あたり14時間
最大連続作業日数	1号区域	連続6日間
	2号区域	
作業日	1号区域	日曜その他の休日を除く日
	2号区域	

注:第1号区域とは、第1種区域、工業地域を除く第2種区域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲80メートル以内の区域をいう。第2号区域とは、工業地域のうち、学校・病院等の周囲80メートルより外の区域をいう。

出典等:「特定建設作業の振動規制について」(千葉県ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を使用して作成した。

表 3.2.8-18 銚子市における特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準

規制内容	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	75デシベル以下
作業可能時刻	午前7時から午後7時
最大作業時間	1日あたり10時間
最大連続作業日数	連続6日間
作業日	日曜その他の休日を除く日

出典等:「銚子市環境保全条例施行規則」(平成13年 銚子市規則第29号)を使用して作成した。

表 3.2.8-19 旭市における特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準

規制内容	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	75デシベル以下
作業可能時刻	午前7時から午後7時
最大作業時間	1日あたり10時間
最大連続作業日数	連続6日間
作業日	日曜その他の休日を除く日

出典等:「旭市環境保全条例施行規則」(平成17年 旭市規則第95号)を使用して作成した。

表 3.2.8-20 特定建設作業において発生する振動の指定地域

区域の区分	該当地域（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた地域）	
	銚子市	旭市
第1号区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域のうち、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
第2号区域	工業地域のうち、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以外の区域	工業地域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以外の区域

出典等：「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定について」（平成24年 銚子市告示第38号）及び「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定について」（平成27年 旭市告示第99号）を使用して作成した。

表 3.2.8-21 道路交通振動の要請限度

（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～8:00
第1種区域	65以下	60以下
第2種区域	70以下	65以下

注1：第1種区域：表3.2.8-21に示した第1種区域

2：第2種区域：表3.2.8-21に示した第2種区域

出典等：「2024（令和6）年版環境白書 資料編」（令和7年 千葉県）、「道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間の設定について」（平成24年 銚子市告示第39号）及び「道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間について」（平成27年 旭市告示第66号）を使用して作成した。

表 3. 2. 8-22 道路交通振動の指定地域

区域の区分	該当地域（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた地域）	
	銚子市	旭市
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域

出典等：「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（平成24年 銚子市告示第37号）及び「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」（平成27年 旭市告示第66号）を使用して作成した。

## I. 悪臭

「悪臭防止法」（昭和46年 法律第91号）第3条及び第4条に基づき、規制が行われている。

銚子市及び旭市によって設定された規制基準等及び規制地域の区分を表3.2.8-23～3.2.8-26に示す。

基本的な調査対象範囲に規制地域は存在しない。

表 3.2.8-23 悪臭規制地域の区域区分

自治体名	規制地域の区域区分
銚子市	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域並びに小浜町及び三崎町3丁目の一部の区域
旭市	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域

出典等：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」（平成24年 銚子市告示第40号）及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」（平成27年 旭市告示第67号）を使用して作成した。

表 3.2.8-24 特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質の種類	規制基準値 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

注1：銚子市、旭市ともに上表の基準値が設定されている。

出典等：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」（平成24年 銚子市告示第40号）及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」（平成27年 旭市告示第67号）を使用して作成した。

表 3. 2. 8-25 銚子市における悪臭に係る規制基準

自治体名	規制基準
銚子市	悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。

出典等：「銚子市環境保全条例施行規則」（平成13年 銚子市規則第29号）を使用して作成した。

表 3. 2. 8-26 旭市における悪臭に係る規制基準

自治体名	規制基準
旭市	悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。

出典等：「旭市環境保全条例施行規則」（平成17年 旭市規則第95号）を使用して作成した。

オ. 水質汚濁

「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づく工場及び事業所からの排水についての一律排水基準を表3.2.8-27に示す。

また、千葉県においては、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年 条例第50号）により、区域に応じた上乘せ排水基準が設定されている。同法に基づく規制基準等を表3.2.8-28に示す。

表 3.2.8-27 (1) 一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mgCd/L
シアン化合物		1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mgPb/L
六価クロム化合物		0.2mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	10mgB/L
	海域に排出されるもの：	230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	8mgF/L
	海域に排出されるもの：	15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

備考 1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典等：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和6年1月25日環境省令第4号）を使用して作成した。

表 3.2.8-27 (2) 一律排水基準 (その他の項目)

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの :	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの :	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌数		日間平均800CFU/mL
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量		16mg/L (日間平均8mg/L)
備考		
<ol style="list-style-type: none"> <li>「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</li> <li>この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</li> <li>水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</li> <li>水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</li> <li>生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</li> <li>窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</li> <li>リン(りん)含有量についての排水基準は、リン(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</li> </ol>		

出典等：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和6年1月25日環境省令第4号）を使用して作成した。

表 3.2.8-28 (1) 千葉県が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）

上乘せ排水基準早見表		
項目	分類	表 3.2.8-27 枝番
BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質	一律基準（下記以外）	(2) (3)
	印旛沼・手賀沼流域 日平均排水量 10 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	(4)
pH、フェノール類、Cu、Zn、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、大腸菌数	一律基準（下記以外）	(5)
	印旛沼・手賀沼流域 日平均排水量 10 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	(6)
有害物質（カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン）	（排水量、水域問わず）	(7)
有害物質（ほう素及びその化合物）	一律基準/暫定基準	(8)
有害物質（ふっ素及びその化合物）	一律基準/暫定基準	(9)
有害物質（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物）	一律基準/暫定基準	(10)
窒素含有量、磷含有量	窒素・磷規制に係る指定湖沼流域（一律基準）	(11)
	印旛沼、手賀沼、常総利根川流域	(12)
	東京湾流域（一律基準） 日平均排水量 50 m <sup>3</sup> 以上	(13)
	東京湾流域（上乘せ基準） 日平均排水量 30 m <sup>3</sup> 以上	(14)

注1：有害物質（表3.2.8-28(7)～(10)）は、排水量に関係なく、排水基準が適用される。

2：生活環境項目（表3.2.8-28(2)～(6)、(11)～(14)）については、各表の「適用規模」に該当しない場合は、排水基準は適用されない。

出典等：「水質汚濁防止法のとびき」（令和7年 千葉県）を使用して作成した。

表 3.2.8-28 (2) 千葉県が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）  
 （畜産関係特定施設及び1日当たりの平均排水量 30m<sup>3</sup>/日以上）

(単位：mg/L)

業種等	水域 項目等 1日当たりの 平均排水量	区分	新設既設の 区分	第1種水域				第2種水域				第3種水域				特定施設 の番号 (政令別 表第1の 番号)	
				BOD 又は COD	SS	ノルマル ヘキサン 抽出物質		BOD 又は COD	SS	ノルマル ヘキサン 抽出物質		COD	SS	ノルマル ヘキサン 抽出物質			
						鉍 物 油	動 植 物 油			鉍 物 油	動 植 物 油			鉍 物 油	動 植 物 油		
食料品製造業, 皮革製造業, 死 亡獣畜取扱業, と畜業及び洗び ん施設	30m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	イ	A	新設	25	70	3	30	25	70	3	30	25	70	3	30	2~10、13 ~18の 2、52、63 の2、69
			B	旧条例の新 設扱い	25	70	3	30	25	70	3	30	25	70	3	30	
			C	既設	80	70	3	30	130	70	3	30	130	70	3	30	
	500m <sup>3</sup> 以上	ロ	A	新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	
			C	既設	25	50	3	10	25	50	3	10	25	50	3	10	
旅館業, 共同調 理場, 弁当仕出 屋, 弁当製造業 及び飲食店	30m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	ハ	A	新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	66の3~ 66の8
			C	既設	60	70	3	15	60	70	3	15	60	70	3	15	
	500m <sup>3</sup> 以上	ハ	A	新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	
			C	既設	60	50	3	10	60	50	3	10	60	50	3	10	
し尿処理施設 (東京湾流域に おける201人~ 500人まで)	30m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	レ	A	新設	20	50	3	20	20	50	3	20	—	—	—	—	指定地域 特定施設
	500m <sup>3</sup> 以上	レ	A	新設	20	50	2	20	20	50	2	20	—	—	—	—	
	30m <sup>3</sup> 以上	レ	C	既設	60	110	3	20	90	150	3	20	—	—	—	—	
し尿処理施設 (501人から 2,000人まで並 びに印旛沼, 手 賀沼流域及び常 陸利根川流域に おける201人か ら500人まで)	30m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	ニ	A	新設	10	20	3	5	10	20	3	5	10	20	3	5	72、湖沼 法のみな し浄化槽
			B	旧条例の新 設扱い	30	70	3	15	30	70	3	15	30	70	3	15	
			C	既設	60	110	3	15	90	150	3	15	90	150	3	15	
	500m <sup>3</sup> 以上	ニ	A	新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	
			B	旧条例の新 設扱い	30	70	3	10	30	70	3	10	30	70	3	10	
			C	既設	60	110	3	10	90	150	3	10	90	150	3	10	
し尿処理施設 (2,001人上 )	30m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	ホ	A	新設	10	20	3	5	10	20	3	5	10	20	3	5	
			B	旧条例の新 設扱い	30	70	3	15	30	70	3	15	30	70	3	15	
			C	既設	30	80	3	15	60	110	3	15	60	110	3	15	
	500m <sup>3</sup> 以上	ホ	A	新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	
			B	旧条例の新 設扱い	30	70	3	10	30	70	3	10	30	70	3	10	
			C	既設	30	80	3	10	60	110	3	10	60	110	3	10	
浄水施設	30m <sup>3</sup> 以上	へ	A	新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	64の2
			C	既設	20	50	3	10	20	50	3	10	20	50	3	10	
下水道終末処理 施設	30m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	ト	A	新設	20	70	3	30	20	70	3	30	20	70	3	30	73
	500m <sup>3</sup> 以上	ト	A	新設	20	70	2	30	20	70	2	30	20	70	2	30	
	30m <sup>3</sup> 以上	ト	C	既設	20	70	3	30	20	70	3	30	20	70	3	30	
動物系飼料等製 造業	30m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	チ	A	新設	10	40	3	3	10	40	3	3	10	40	3	3	11
			C	既設	80	70	3	30	80	70	3	30	80	70	3	30	
	500m <sup>3</sup> 以上	チ	A	新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	
			C	既設	80	50	3	30	80	50	3	30	80	50	3	30	

表 3.2.8-28 (3) 千葉県が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）  
 （畜産関係特定施設及び1日当たりの平均排水量 30m<sup>3</sup>/日以上）

(単位：mg/L)

業種等	水域 項目等 1日当たりの 平均排水量	区分	新設既設の 区分	第1種水域				第2種水域				第3種水域				特定施設 の番号 (政令別 表第1の 番号)	
				BOD 又は COD	SS	ノルマル ヘキサン 抽出物質		BOD 又は COD	SS	ノルマル ヘキサン 抽出物質		COD	SS	ノルマル ヘキサン 抽出物質			
						鉱 物 油	動 植 物 油			鉱 物 油	動 植 物 油			鉱 物 油	動 植 物 油		
天然ガス鉱業及 び天然ガス汲み 上げに付随する 塩水を原料とす る無機化学工業 製品製造業 (沃素を製造する ものに限る。)	30m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	リ	A	新設	70	90	3	5	70	90	3	5	70	90	3	5	1、27
			C	既設	70	90	3	15	70	90	3	15	70	90	3	15	
	500m <sup>3</sup> 以上	リ	A	新設	70	90	2	3	70	90	2	3	70	90	2	3	
			C	既設	70	90	3	10	70	90	3	10	70	90	3	10	
水産物に係る卸 売市場	30m <sup>3</sup> 以上	ル	A	新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	69の2
			C	既設	30	50	3	10	30	50	3	10	30	50	3	10	
畜産関係特定施 設*	15m <sup>3</sup> 未満	オ	A	新設	300	150	—	—	300	150	—	—	300	150	—	—	1の2、74 (畜産排 水のみを 処理する もの*)
			C	既設	300	150	—	—	300	150	—	—	300	150	—	—	
	15m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	オ	A	新設	120	150	—	—	120	150	—	—	120	150	—	—	
			C	既設	120	150	—	—	120	150	—	—	120	150	—	—	
500m <sup>3</sup> 以上	オ	A	新設	120	150	5	30	120	150	5	30	120	150	5	30		
		C	既設	120	150	5	30	120	150	5	30	120	150	5	30		
病院施設(300 床以上、印旛 沼、手賀沼及び 常陸利根川流域 にあっては120 床以上)	30m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	ワ	A	新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	68の2、 湖沼法 のみなし 病院施設
			C	既設	60	70	3	15	60	70	3	15	60	70	3	15	
	500m <sup>3</sup> 以上	ワ	A	新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	
			C	既設	60	50	3	10	60	50	3	10	60	50	3	10	
ごみ焼却施設及 び産業廃棄物処 理施設	30m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	カ	A	新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	71の3、 71の4
			C	既設	25	70	3	15	25	70	3	15	25	70	3	15	
	500m <sup>3</sup> 以上	カ	A	新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	
			C	既設	25	50	3	10	25	50	3	10	25	50	3	10	
その他の業種又 は施設	30m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	ヨ	A	新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	1、12、18 の3~51 の3、53 ~63、63 の3、 64、65、 66、66の 2、67、 68、70~ 71の2、 71の5、 71の6、 74
			B	旧条例の新 設扱い	25	70	3	15	25	70	3	15	25	70	3	15	
			C	既設	25	70	3	15	25	70	3	15	50	70	3	15	
	500m <sup>3</sup> 以上	夕	A	新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	
			C	既設	25	50	3	10	25	50	3	10	25	50	3	10	

注1：「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表6（「水質汚濁防止法のでびき、P48」（令和7年 千葉県））のとおりである。

2：水域区分は以下のとおりである。

第1種水域：富津岬以北の東京湾流域・水域並びに印旛沼・手賀沼流域・水域

第2種水域：第1種以外の東京湾流域（富津岬以南）と、それ以外の陸水域（全県）

第3種水域：それ以外の海域（外房など）

3：BODの排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する排出水に限って適用され、CODの排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用される。

4：\*印の施設は、政令別表第1第1号の2に掲げる特定施設（畜舎）及び畜舎に係る汚水等のみを処理する同表第74号に掲げる特定施設（特定事業場から排出される水の処理施設、畜産関係排水処理施設）をいう。

また、畜産関係排水処理施設には、当該業種・施設の項では、BOD、COD及びSSの基準が適用になり、ノルマルヘキサン抽出物質については、その他の業種又は施設の基準が適用になる。

5：一つの特定期事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとにもっとも厳しい基準が適用される。（上乘せ条例第9条第1項）

表 3.2.8-28 (4) 千葉県が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）

(印旛沼、手賀沼流域の日平均排水量が 10m<sup>3</sup> 以上 30m<sup>3</sup> 未満の特定事業場)

(単位：mg/L)

業種等	水域項目等	区分	新規・既存の区分	印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用				特定施設の番号 (政令別表第1の号)	適用規模 (日平均排水量)
				BOD 又は COD	SS	ノルマル ヘキサン 抽出物質			
						鉱油	動植物油		
食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	ソ	A	新規	40	90	5	30	2～10、13～18の2、52、63の2、69	10 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> 未満
		C	既存	100	90				
旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業、飲食店	ツ	A	新規	30	60	5	30	66の3～66の8	
		C	既存	80	90				
し尿処理施設 (501人以上) (201人から500人まで)*	ネ	A	新規	10	20	5	30	72、湖沼法のみなし浄化槽	
		C	既存	60	110				
浄水施設	ナ	A	新規	15	30	5	30	64の2	
		C	既存	30	70				
動物系飼料等製造業	ラ	A	新規	15	60	5	30	11	
		C	既存	100	90				
水産物に係る卸売市場	ム	A	新規	15	30	5	30	69の2	
		C	既存	40	70				
病院施設 (300床以上) (120床から299床まで)*	ウ	A	新規	30	60	5	30	68の2、湖沼法のみなし病院施設	
		C	既存	80	100				
その他の業種又は施設 (畜舎を除く)	ノ	A	新規	30	60	5	30	1、12、18の3～51の3、53～63、63の3、64、65、66、66の2、67、68、70～71の6、73、74**	
		C	既存	40	90				

- 注1：この表の基準は、印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域に排水を排出し、かつ、1日当たりの平均排水量が10m<sup>3</sup>以上30m<sup>3</sup>未満の特定事業場に適用される。（政令別表第1第1号の2に掲げる特定施設（畜舎）を除く。）
- 2：「新規」「既存」の区別は特定事業場の設置年月日により区分され、「新規」区分は、平成11年4月1日以降特定事業場となった事業場に適用され、「既存」の区分は、平成11年4月1日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。
- 3：印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域は「水質汚濁防止法のとびき、P58、別図4」（令和7年 千葉県）のとおりである。
- 4：\*印の施設は、みなし指定地域特定施設である。
- 5：BODの排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用され、CODの排水基準は海域及び湖沼に排出される排水に限り適用される。
- 6：一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。（上乘せ条例第9条第1項）
- 7：\*\*印の政令別表第1第74号に掲げる特定施設のうち、同表第1号の2に掲げる特定施設（畜舎）に係る汚水等のみを処理する同表第74号に掲げる特定施設（畜産関係排水処理施設）には、当該業種・施設の項では、ノルマルヘキサン抽出物質のみの基準が適用になる。BOD、COD及びSSについては、排水基準（その1の1）の畜産関係特定施設の基準が適用になる。（上乘せ条例別表第4）

表 3.2.8-28 (5) 千葉県が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）

(単位：mg/L 但し、pHは無単位、大腸菌数はCFU/mL)

区分		排水基準								
業種等		浄水施設、水産物に係る卸売市場、下水道終末処理施設			畜舎	その他の業種又は施設 (畜産関係排水処理施設については、排水があれば pHのみ適用)				
新設・既設の区分		新設	既設		新設 既設	新設		既設		
適用規模 (日平均排水量：m <sup>3</sup> )		30 以上	30 以上 50 未満	50 以上	50 以上 (pHは0 以上で適用)	30 以上 500 未満	500 以上	30 以上 50 未満	50 以上 500 未満	500 以上
pH	海域	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下
	海域 以外	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
フェノール類		0.5	0.5	0.5	◇5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
銅		1	1	1	◇3	1	1	3	3	1
亜鉛		1	3	2	◇2	1	1	5	*2	*2
溶解性鉄		1	5	5	◇10	5	1	10	10	5
溶解性マンガン		1	5	5	◇10	5	1	10	10	5
クロム		0.5	1	1	◇2	0.5	0.5	2	2	1
大腸菌数		800	800	800	日間平均 ◇800	800	800	800	800	800
特定施設の番号		64 の 2, 69 の 2, 73			1 の 2	左記以外のもの（指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設を含む）				

注1：「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表6（「水質汚濁防止法のとびき、P48」（令和7年 千葉県））のとおりである。

2：1つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、最も厳しい基準が適用される。（上乘せ条例第9条第1項）

3：◇は一律排水基準

\* 亜鉛含有量について、電気めっき業の既設事業場に関しては令和11年12月10日までの間は暫定排水基準（50m<sup>3</sup>/日以上500m<sup>3</sup>/日未満は4mg/L、500m<sup>3</sup>/日以上は3mg/L）が適用となる。

\* pH、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、昭和49年11月30日までにゆう出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場に係る排水水については適用されない。昭和49年12月1日以降昭和51年6月30日までにゆう出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場に係る排水水については排水基準を定める省令別表第2に掲げる基準が適用される。

表 3.2.8-28 (6) 千葉県が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）  
 （印旛沼、手賀沼流域の日平均排水量が 10m<sup>3</sup> 以上 30m<sup>3</sup> 未満の特定事業場）

（単位：mg/L 但し、pH は無単位、大腸菌数は CFU/mL）

業種等	全業種・施設（畜舎を除く）
適用規模（日平均排水量）	10m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 未満
pH	5.8 以上 8.6 以下
フェノール類	5
銅	3
亜鉛	5
溶解性鉄	10
溶解性マンガン	10
クロム	2
大腸菌数	800
特定施設の番号	1 の 2 を除くすべての特定施設

注 1：この表の基準は、印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域に排水を排出し、かつ、1 日当たりの平均排水量が 10m<sup>3</sup> 以上 30m<sup>3</sup> 未満の特定事業場に適用される。（政令別表第 1 第 1 号の 2 に掲げる特定施設（畜舎）を除く。）

2：「新規」「既存」の区別に関係なく適用される。

3：印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域は別図 4（「水質汚濁防止法のでびき、P58」（令和 7 年 千葉県））のとおりである。

表 3.2.8-28 (7) 千葉県が条例で定める排水基準（一律排水基準又は上乗せ排水基準）

(単位：mg/L)

業種等 項目等	千葉県内の排水基準（*は上乗せ排水基準）				
	浄水施設、病院施設（300床以上）、水産物に係る卸売市場、ごみ焼却施設、産業廃棄物処理施設、トリクロエチレン又はテトラクロエチレン洗浄施設又は蒸留施設、病院施設★（120床から299床まで）	その他の業種又は施設			
適用規模 (日平均排水量)	0m <sup>3</sup> 以上	0m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満		500m <sup>3</sup> 以上 5,000m <sup>3</sup> 未満	5,000m <sup>3</sup> 以上
新設・既設の区分	新設・既設	新設	既設	新設・既設	新設・既設
カドミウム	*0.01	*0.01	0.03	*0.01	*0.01
シアン	*不検出	*不検出	1	*不検出	*不検出
有機燐	*不検出	*不検出	1	*不検出	*不検出
鉛	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム	*0.05	*0.05	①0.2	*0.05	*0.05
ヒ素	②*0.05	②*0.05	②0.1	②*0.05	②*0.05
全水銀	*0.0005	*0.0005	0.005	*0.0005	*0.0005
アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	*不検出	*不検出	0.003	新設:*不検出 既設:0.003	*不検出
トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
特定施設の番号 (政令別表第1の号)	64の2、68の2、69の2、71の3、71の4、71の5、71の6、みなし病院施設	左記以外のもの (指定地域特定施設及びみなし浄化槽を含む)			

注1：有害物質の排水基準は排水のあるすべての特定事業場に適用される。

2：「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。（区分年月日は別表6（「水質汚濁防止法のとびき、P48」（令和7年 千葉県））のとおりである。）

3：★の病院施設は、湖沼水質保全特別措置法に定める指定地域内（印旛沼、手賀沼流域及び常陸利根川流域）のものに限る。

4：\*は上乗せ排水基準

5：①の六価クロムの排水基準は、以下のとおり暫定排水基準又は適用が猶予される。

・電気めっき業に属する特定事業場\*にあっては、令和9年3月31日までの間は、暫定排水基準（0.5mg/L）が適用される。

※電気めっき業に属する特定事業場に係る汚水等を処理する事業場及び電気めっき業と同時にそれ以外の業種にも属する特定事業場についても対象となる。

6：②のヒ素の排水基準は、昭和49年11月30日までにゆう出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場には適用されない。昭和49年12月1日以降昭和51年6月30日までにゆう出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場については、新設・既設、排水量に関係なく0.1mg/Lが適用される。

表 3.2.8-28 (8) 排水基準を定める省令（一律排水基準）

(ほう素の量に関して 単位：mg/L)

区分	業種等 (適用規模：排水のあるすべての特定事業場)	排水基準		
		排出先水域		
		海域以外	海域	
一般基準	暫定基準が適用されない全業種	10	230	
暫定基準	電気めっき業	30	-	
	ほうろう鉄器製造業	30	-	
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法上の特定事業場)から排出される水を受け入れており、かつ一定の条件*に該当するものに限る。)	40	-	
	金属鋳業	100	-	
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	(1Lにつき、ほう素500mg以下の温泉を利用するものに限る。)	300	300
		(1Lにつき、ほう素500mgを超える温泉を利用するものに限る。)	500	500

注1：「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。

2：この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

3：電気めっき業、ほうろう鉄器製造業及び金属鋳業の暫定基準は令和10年9月30日まで適用される。また、下水道業及び旅館業の暫定基準は当分の間、適用される。

\*「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において

$C_i$ ：当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場（以下「当該下水道」という。）に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの、排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、mg/L）

$Q_i$ ：当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位： $m^3$ /日）

$Q$ ：当該下水道から排出される排水の通常量（単位： $m^3$ /日）

表 3.2.8-28 (9) 千葉県が条例で定める排水基準（一律排水基準又は上乗せ排水基準）

(ふっ素の量に関して 単位：mg/L)

区分	業種等	適用規模等 (日平均排水量)(m <sup>3</sup> )		排水基準		
				排出先水域		
				河川・湖沼		海域
				印旛沼、手賀沼及びそれらの流域	印旛沼、手賀沼及びそれらの流域以外	
一般基準	畜産関係特定施設	0 以上		8	8	15
	その他の業種	0 以上 30 未満		8	8	15
		30 以上		8	8	*10
暫定基準	ほうろう鉄器製造業	0 以上 30 未満		12	12	◇15
		30 以上		*10	*10	*10
	電気めっき業	0 以上 10 未満		40	40	40
		10 以上 30 未満		*15	40	40
		30 以上		*10	*10	*10
	旅館業①(昭和 49 年 11 月 30 日までに湧出していた温泉を利用するもの)	0 以上	自然湧出	50	50	50
			それ以外	30	30	30
	旅館業②(昭和 49 年 12 月 1 日以降昭和 51 年 6 月 30 日までに湧出していた温泉を利用するもの)	0 以上 50 未満	自然湧出	50	50	50
			それ以外	30	30	30
		50 以上		15	15	◇15
	旅館業③(昭和 51 年 7 月 1 日以降に湧出した温泉を利用するもの)	0 以上 10 未満	自然湧出	50	50	50
			それ以外	30	30	30
		10 以上 30 未満	自然湧出	*15	50	50
それ以外			*15	30	30	
30 以上		*10	*10	*10		

注 1：「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。

2：この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

3：\*は上乗せ排水基準

4：◇は一律排水基準

5：ほうろう鉄器製造業及び電気めっき業の暫定基準（上乗せ排水基準含む）は令和 10 年 9 月 30 日まで適用される。また、旅館業の暫定基準は当分の間、適用される。

(上乗せ条例制定附則（経過措置）第 7 項)

表 3.2.8-28 (10) 排水基準を定める省令（一律排水基準）

(アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して単位：mg/L)

区分	業種等 (適用規模：排水のあるすべての特定 事業場)	排水基準 (全水域)
一般基準	暫定基準が適用されない全業種	100
暫定基準	畜産農業	400
	豚房施設	
	モリブデン化合物製造業	1,300
	バナジウム化合物製造業	1,350
	貴金属製造・再生業	2,800

注 1：「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。

2：この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

3：暫定基準は令和 10 年 9 月 30 日まで適用される。

表 3.2.8-28 (11) 排水基準を定める省令（一律排水基準）

(印旛沼、手賀沼及び常陸利根川を除く湖沼の流域)

(単位：mg/L)

区分	排水基準		適用規模 (日平均排水量)
	窒素含有量 (T-N) ( ) は日間平均値	燐含有量 (T-P) ( ) は日間平均値	
全業種	120 (60)	16 (8)	50m <sup>3</sup> 以上
排出先水域	古利根沼、作名ダム貯水池、宮城ダム貯水池、神余ダム貯水池、矢那川ダム貯水池、松部ダム貯水池、荒木根ダム貯水池、高滝ダム貯水池（高滝湖）、山倉ダム貯水池、金山ダム貯水池、第一袋倉ダム貯水池、片倉ダム貯水池、亀山ダム貯水池、小久保ダム貯水池、安房中央ダム貯水池、大谷川ダム貯水池、小向ダム貯水池、増間ダム貯水池及びこれらに流入する公共用水域	左記水域に加え、白石ダム貯水池、白浜ダム貯水池、雄蛇ヶ池、勝浦ダム貯水池、第二奥谷ダム貯水池、保台ダム貯水池、豊英ダム貯水池（豊英湖）、三島ダム貯水池（三島湖）、戸面原ダム貯水池、上池、東第二ダム貯水池、東ダム貯水池、岬ダム貯水池、小中池、平沢ダム貯水池、御宿ダム貯水池、佐久間ダム貯水池、鋸山ダム貯水池、元名ダム貯水池及びこれらに流入する公共用水域	

注 1：この表の基準は、排出先水域の欄に掲げる水域に排水を排出する特定事業場に適用される。

2：「新規」「既存」の区分に関係なく適用される。

3：排出先水域は「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和 60 年 5 月 30 日環境庁告示第 27 号）のうち、印旛沼、手賀沼、常陸利根川及び与田浦川（常陸利根川に流入する）を除いた水域。

表 3.2.8-28 (12) 千葉県が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）  
（印旛沼、手賀沼及び常陸利根川の流域）

(単位：mg/L)

業種等	適用規模 (日平均 排水量) (m³)	排水基準				特定施設の番 号 (政令別表第1 の号)	備考	
		既存		新規				
		窒素含 有量 (T-N)	燐含 有量 (T-P)	窒素含有 量 (T-N)	燐含有 量 (T-P)			
畜舎	0 以上 15 未満	120	16	40	5	1 の 2、74 (畜産関係特定 施設)		
	15 以上	40	6	30	4			
食料品製造業、皮革 製造業、死亡獣畜取 扱業、と畜業及び洗 びん施設	10 以上 30 未満	50	9	30	2	2～10、13～18 の 2、52、63 の 2、69	印旛沼・手賀 沼流域に限る	
	30 以上 500 未満	30	6	20	1			
	500 以上	20	4	10	0.5			
旅館業、共同調理 場、弁当仕出屋、弁 当製造業及び飲食店	10 以上 30 未満	60	10	30	5	66 の 3～8	印旛沼・手賀 沼流域に限る	
	30 以上 500 未満	30	4	20	2			
	500 以上	20	3	10	1			
病院施設	10 以上 30 未満	50	6	15	2	68 の 2	印旛沼・手賀 沼流域に限る	
	30 以上	30	4	10	1			
みなし病院施設	10 以上 30 未満	50	9	25	3	みなし指定地 域特定施設	印旛沼・手賀 沼流域に限る	
	30 以上	30	6	15	2			
みなし浄 化槽	し尿等のみ を処理する もの*1 上記以外の もの	10 以上 30 未満	120	16	30	4	みなし指定地 域特定施設	印旛沼・手賀 沼流域に限る
			70	7				
	30 以上	70	7	30 *2(20)	4 *2(2)			
し尿 処理 施設	し尿等のみ を処理する もの*1 上記以外の もの	10 以上 30 未満	120	16	20	2	72	印旛沼・手賀 沼流域に限る
			50	6				
	30 以上	50	6	20	2			
下水道終末処理施設	10 以上 30 未満	50	6	25	2	73	印旛沼・手賀 沼流域に限る	
	30 以上	30	4	20	2			
その他の業種又は施 設（畜産関係特定施 設を除く）	10 以上 30 未満	50	6	25	2	1、11、12、18 の 3～51 の 3、 53～ 63、63 の 3～ 66、66 の 2、 67、68、69 の 2～71 の 6、74	印旛沼・手賀 沼流域に限る	
	30 以上 500 未満	30	4	15	1			
	500 以上	20	3	10	0.5			

注1：この表の基準は、印旛沼、手賀沼及び常陸利根川並びにこれらに流入する公共用水域に排出水を排出する特定事業場に適用される。

2：「既存」「新規」の区分は特定事業場の設置年月日により区分される。

(1) 水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2及び第74号のうち同表第1号の2(畜舎)に係る汚水等のみを処理する特定施設(畜産関係排水処理施設)並びに1日当たりの平均排水量が30 m<sup>3</sup>以上の特定事業場については、「既存」の区分は、平成5年11月30日までに特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。また、「新規」の区分は、平成5年12月1日以降特定事業場となった事業場に適用される。

ただし、政令別表第1第71号の3及び第71号の4イに掲げる特定施設であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令269号)により新たに特定施設となったもの若しくは令別表第1第71号の4ロに掲げる特定施設のみを設置する特定事業場(別表6新設・既設の特定事業場の区分(P48)の注2参照)、又は畜産関係排水処理施設のみを設置する特定事業場については「既存」「新規」の区分の特定事業場設置年月日は平成11年4月1日である。

(2) 1日当たりの平均排水量が10 m<sup>3</sup>以上30 m<sup>3</sup>未満の特定事業場(水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2及び畜産関係排水処理施設を除く。)については、「既存」の区分は、平成11年4月1日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。また、「新規」の区分は、平成11年4月1日以降特定事業場となった事業場に適用される。

3：政令別表第1第71号の5(ジクロロメタンによる洗浄施設に限る。)及び第71号の6(ジクロロメタンによる蒸留施設に限る。)に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場については「既存」「新規」の区分の特定事業場設置年月日は平成12年3月1日、同表第63号の3に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場については「既存」「新規」の区分の特定事業場設置年月日は平成13年7月1日である。

4：一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。(上乘せ条例第9条第1項)

5：\*1の「し尿等のみを処理するもの」とは、し尿と併せて雑排水(住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第35条第1号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。)を処理するものをいう。(し尿のみを処理するものは含まない。)

6：\*2のカッコ内の基準は、平成11年4月1日以降みなし浄化槽を設置して特定事業場となった事業場に適用される。

表 3.2.8-28 (13) 排水基準を定める省令（一律排水基準）  
（東京湾流域）

(単位：mg/L)

区分	業種等	排水基準				適用規模 (日平均排水量)
		窒素含有量(T-N)		リン含有量(T-P)		
		最大値	日間 平均値	最大値	日間 平均値	
一般 基準	暫定基準が適用されない全業種	120	60	16	8	50m <sup>3</sup> 以上
暫定 基準	天然ガス鉱業	160	150	-	-	
	畜産農業（特定施設番号1の2のイを有するものに限る）	130	110	22	18	
	酸化コバルト製造業 バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4,100	3,100	-	-	

- 注 1：この表の基準は、東京湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場に適用される。ただし、排水基準（その4の1）（「水質汚濁防止法のとびき、P40」（令和7年 千葉県））の排出先水域（湖沼の流域）に排水を排出する特定事業場にあつては、暫定基準は適用されない。
- 2：「新規」「既存」の区分に関係なく適用される。
- 3：暫定基準は令和10年9月30日まで適用される。（「-」の項目については一般排水基準が適用される。）
- 4：一つの特定事業場が同時に複数の業種に該当し、異なる排水基準（暫定基準）が定められているときは、当該事業場の排水については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。
- 5：排水基準のうち「最大値」については、天然ガス鉱業に属する事業場を除き、この基準に替えて上乗せ排水基準（「水質汚濁防止法のとびき、P44」（令和7年 千葉県））が適用される。

表 3. 2. 8-28 (14) 千葉県が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）  
（東京湾流域）

(単位：mg/L)

業種等	適用規模 (日平均排水量) (m <sup>3</sup> )	排水基準				特定施設の番号 (政令別表第1の号)	
		既存		新規			
		窒素含有量 (T-N)	燐含有量 (T-P)	窒素含有量 (T-N)	燐含有量 (T-P)		
畜産関係特定施設	30 以上	120	16	120	16	1 の 2、74	
食料品製造業	30 以上 500 未満	40	6	25	3	2~10、13~18 の 2	
	500 以上	20	4	20	2		
化学工業	30 以上 500 未満	30	4	16	2	24~50	
	500 以上	20	2	16	1		
鉄鋼業	30 以上 500 未満	30	4	16	1.5	61	
	500 以上	20	2	16	1		
金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び電気めっき施設	30 以上 500 未満	40	4	25	1.5	63、65、66	
	500 以上	30	2	20	1		
その他の製造業及び全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設	30 以上 500 未満	40	4	20	2	11、12、18 の 3、19~23 の 2、51~58、62、64、66 の 2、71 の 5、71 の 6、74 **	
	500 以上	20	2	16	1		
指定浄化槽	し尿等のみを処理するもの*	30 以上	120	16	20	2	指定地域特定施設
	上記以外のもの	30 以上	70	7			
みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの*	30 以上	120	16	20	2	湖沼法のみなし指定地域特定施設
	上記以外のもの	30 以上	70	7			
し尿処理施設	し尿浄化槽以外のもの	30 以上	20	2	20	2	72
	し尿浄化槽	し尿等のみを処理するもの*	30 以上	120			
		上記以外のもの	30 以上	50	6	20	
下水道終末処理施設	30 以上	30	4	20	1	73	
その他の業種又は施設	30 以上	50	6	30	4	1、59、60、63 の 2、63 の 3、64 の 2、66 の 3~71 の 4、74	

- 注 1：この表の基準は、東京湾及びこれらに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場に適用される。
- 2：「既存」「新規」の区分は特定事業場の設置年月日により区分され、「既存」の区分は平成 11 年 3 月 31 日までに特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。また、「新規」の区分は、平成 11 年 4 月 1 日以降特定事業場となった事業場に適用される。
- 3：一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。（上乘せ条例第 9 条第 1 項）
- 4：\*印の「し尿等のみを処理するもの」とは、し尿のみを処理するもの及びし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第 35 条第 1 号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいい、「し尿浄化槽」とは浄化槽法第 2 条第 1 号に規定するものをいう。

- 5: \*\*印の 74 (全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設) は、2~10、13~18 の 2、24~50、61、63、11、12、18 の 3、19~23 の 2、51~58、62、64、71 の 5、71 の 6 の業種又は特定施設に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。
- 6: 天然ガスに係る令別表第 1 第 1 号に掲げる鉱業に係る特定施設を有する特定事業場が、天然ガスクみ上げに伴って排出する塩水、又は令別表第 1 第 27 号に掲げる業種に係る特定施設を有する特定事業場が、天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料として用いた後排出する塩水を、専用排水口を用いて排出する場合には、当該排水口の排水水についてはこの表の基準は適用されない。(上乗せ条例第 7 条の 2 第 4 項)

## カ. 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成14年 法律第53号）に基づく指定区域の規制基準を表3.2.8-29及び表3.2.8-30に示す。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）によると、基本的な調査対象範囲においては、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はなされていない。

表 3.2.8-29 指定区域の規制基準（溶出量基準）

項目	溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

出典等：「土壌汚染対策法施行規則 別表第四」（平成14年2月26日環境省令第29号、最終改正：令和6年環境省令第17号）を使用して作成した。

表 3.2.8-30 指定区域の規制基準（含有量基準）

項目	含有量基準
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下であること。
六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること。
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素4000mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素4000mg以下であること。

出典等：「土壌汚染対策法施行規則 別表第五」（平成14年2月26日環境省令第29号、最終改正：令和6年環境省令第17号）を使用して作成した。

#### キ. 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和31年 法律第146号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年 法律第100号）により地下水の採取について規制が定められており、さらに千葉県では「千葉県環境保全条例」（平成7年 条例第3号）によっても地下水の採取が規制されているが、基本的な調査対象範囲においては、規制地域の指定はなされていない。

#### ク. 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年 法律第137号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年 法律第104号）に基づき事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

## (1) 自然関係法令等

### ① 自然保護関係

#### ア. 自然公園法

基本的な調査対象範囲における自然公園の位置を図 3.2.8-2 に示す。基本的な調査対象範囲には、「自然公園法」（昭和 32 年 法律第 161 号）に基づく国定公園に指定されている水郷筑波国定公園が存在する。なお、対象事業実施区域は該当しない。

#### イ. 自然環境保全法

基本的な調査対象範囲における自然環境保全地域の位置を図 3.2.8-3 に示す。「自然環境保全法」（昭和 47 年 法律第 85 号）に基づく「千葉県自然環境保全条例」（昭和 49 年 条例第 16 号）により指定された、都道府県自然環境保全地域である「猿田神社の森郷土環境保全地域」が存在する。なお、対象事業実施区域は該当しない。

#### ウ. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

基本的な調査対象範囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 法律第 75 号）に基づく生息地等保護区は存在しない。

#### エ. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

基本的な調査対象範囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 法律第 88 号）に基づく県指定鳥獣保護区は存在しない。

#### オ. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

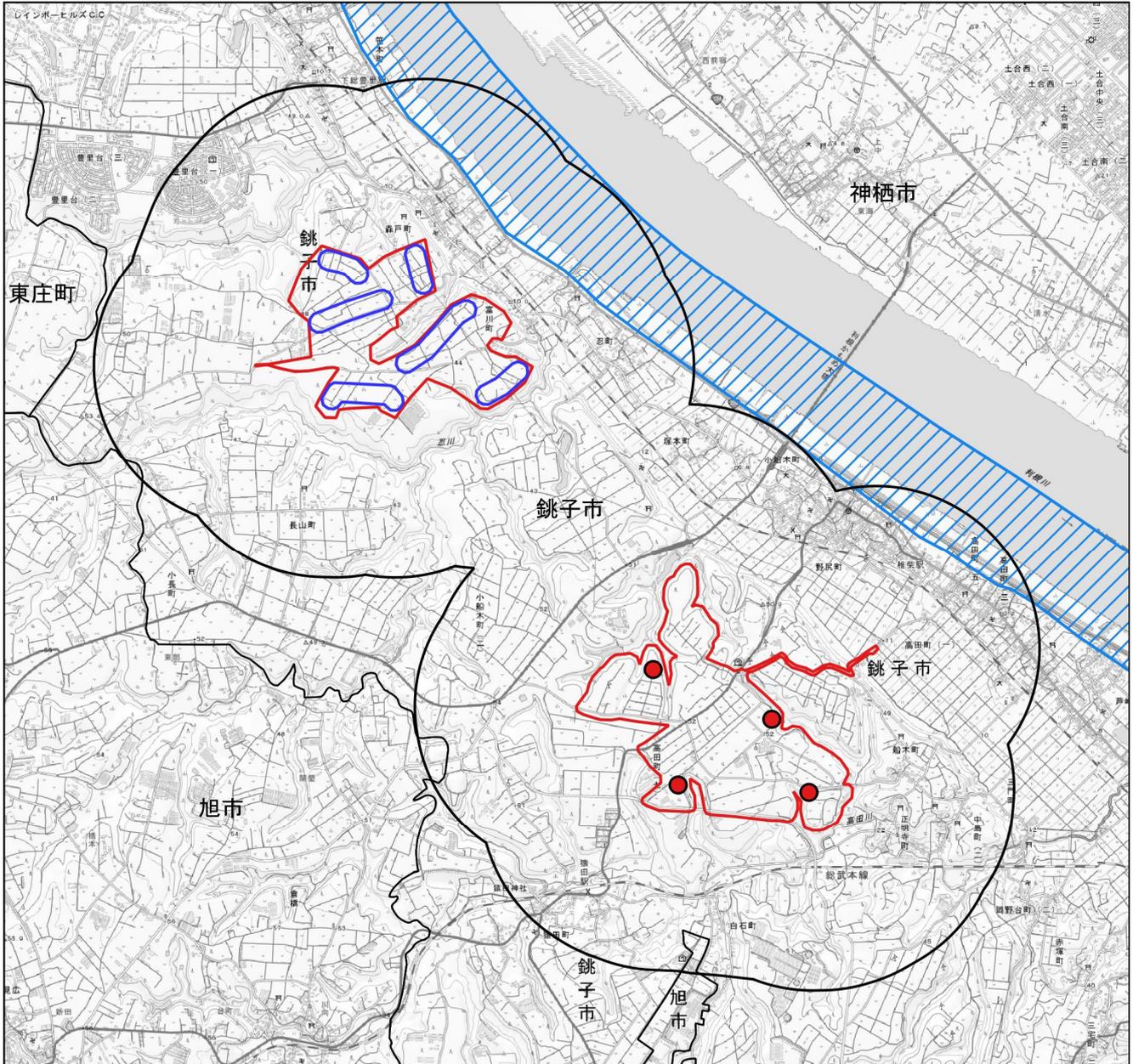
基本的な調査対象範囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 条約第 7 号）に基づく自然遺産は存在しない。

#### カ. 都市緑地法

基本的な調査対象範囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年 法律第 72 号）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区は存在しない。

#### キ. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

基本的な調査対象範囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 条約第 28 号）に基づく国際的に重要な湿地は存在しない。



凡例

自然公園地域

 水郷筑波国定公園

 対象事業実施区域

 風力発電機設置想定範囲

 更新する風力発電機

 基本的な調査対象範囲

 行政区域

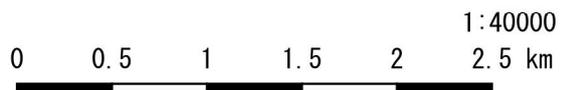
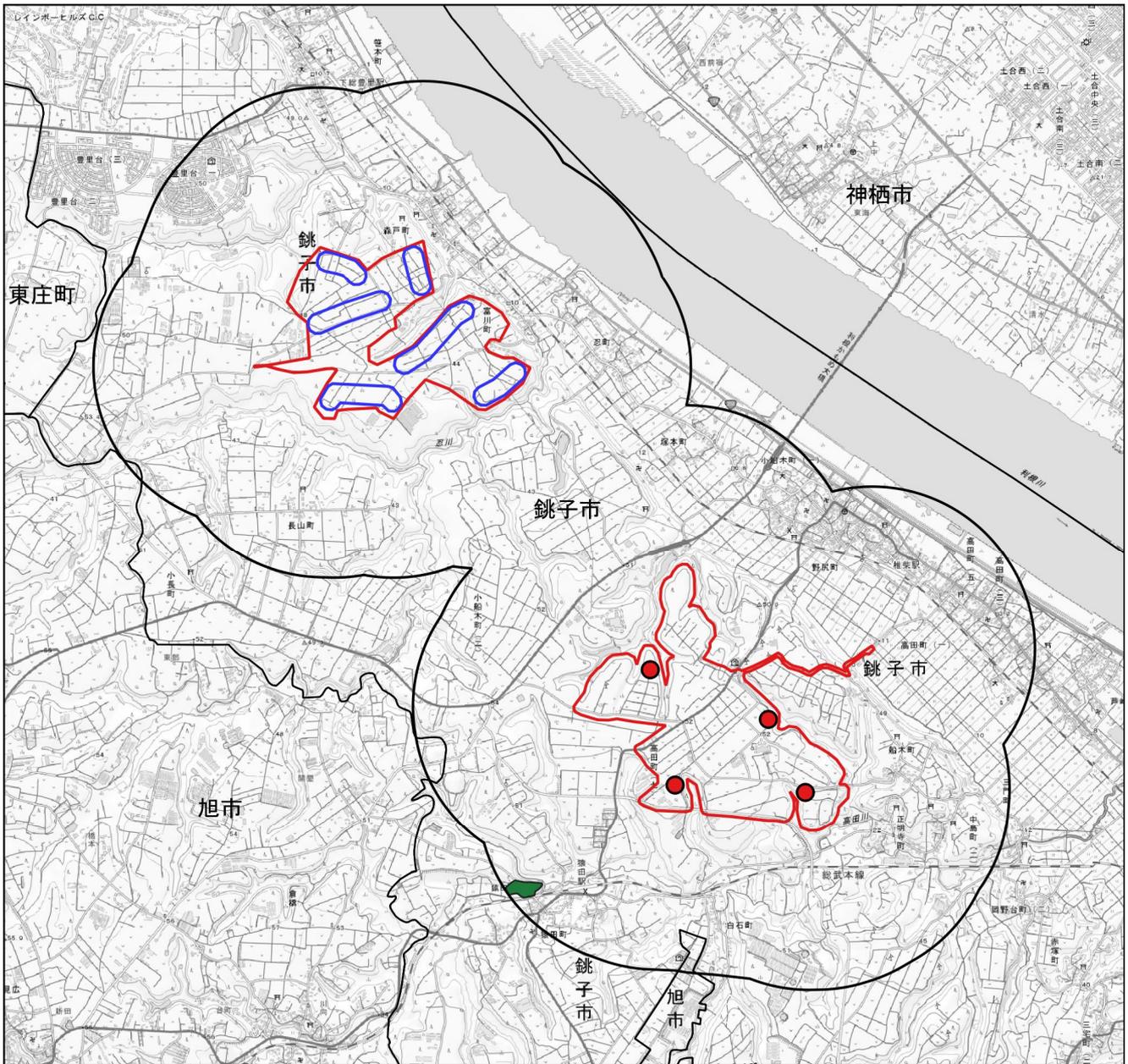


図 3.2.8-2 自然公園地域

出典等：「国土数値情報 自然公園地域」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月）を使用して作成した。



凡例

■ 猿田神社の森郷土環境保全地域

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

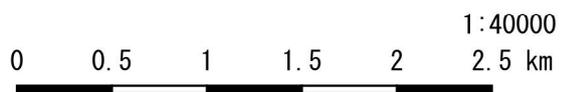


図 3.2.8-3 自然環境保全地域

出典等:「自然環境保全地域の指定状況」(千葉県ホームページ 最終閲覧月:令和7年8月)を使用して作成した。

### 3.2.9 その他の事項

#### (1) 資源の利用の状況

「データで見る千葉県の商工業」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）によると、千葉県では、九十九里及び夷隅地域を中心として天然ガス及びヨードを生産しているとの記録があるが、基本的な調査対象範囲において、天然ガス及びヨードが生産されているとの記録は確認できなかった。

また、「令和5度業務行政概要」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）によると、基本的な調査対象範囲において、温泉が湧出しているとの記録は確認できなかった。

「土石砂利の採取について」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて土石砂利の採取状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における土石砂利の採取状況を表3.2.9-1に示す。基本的な調査対象範囲において、土の採取場が2箇所存在する。なお、公開情報では、採取地点の詳細な場所は不明であったため、基本的な調査範囲内に含まれる可能性がある旭市岩井と旭市倉橋に存在する採取場の土石砂利の採取状況について整理した。

表 3.2.9-1 土石砂利の採取状況（令和6年度末現在）

種類	名称	認可場所	採取場面積 (m <sup>2</sup> )	掘削面積 (m <sup>2</sup> )	掘削総量 (t)
土	(有)浪川商事	旭市岩井	5,761	4,975	26,925
土	(株)藤開発	旭市倉橋	8,484	7,021	55,283

出典等：「土石砂利の採取について」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

## (2) 廃棄物の処理等の状況

### ① 一般廃棄物の状況

「一般廃棄物処理実態調査結果 統計表一覧 令和5年度調査結果」（環境省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を用いて一般廃棄物の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における一般廃棄物の状況を表3.2.9-2に示す。

銚子市におけるごみ総排出量は23,591t、ごみ処理量は23,591tであり、中間処理後再生利用量は2,915t、リサイクル率は17.9%である。旭市におけるごみ総排出量は22,711t、ごみ処理量は22,635tであり、中間処理後再生利用量は2,779t、リサイクル率は18.0%である。

表 3.2.9-2 一般廃棄物の状況（令和5年度）

自治体名	ごみ総排出量 (t)				ごみ処理量 (t)					中間処理後	リサイクル
	合計	計画	直接	集団	合計	直接	直接最終	焼却以外の	直接資	再生利用量 (t)	率 (%)
		収集量	搬入量	回収量		焼却量	処分量	中間処理量	源化量		
銚子市	23,591	19,452	4,139	0	23,591	21,950	0	335	1,306	2,915	17.9
旭市	22,711	15,868	6,767	76	22,635	21,124	0	288	1,223	2,779	18.0

出典等：「一般廃棄物処理実態調査結果 統計表一覧 令和5年度調査結果」（環境省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）を使用して作成した。

### ② 産業廃棄物の状況

「国土数値情報 廃棄物処理施設」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）、「（特別管理）産業廃棄物処分業者名簿」（茨城県ホームページ 最終閲覧月：令和8年1月）、「産業廃棄物処理業者名簿」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和8年1月）を用いて産業廃棄物の状況を整理した。

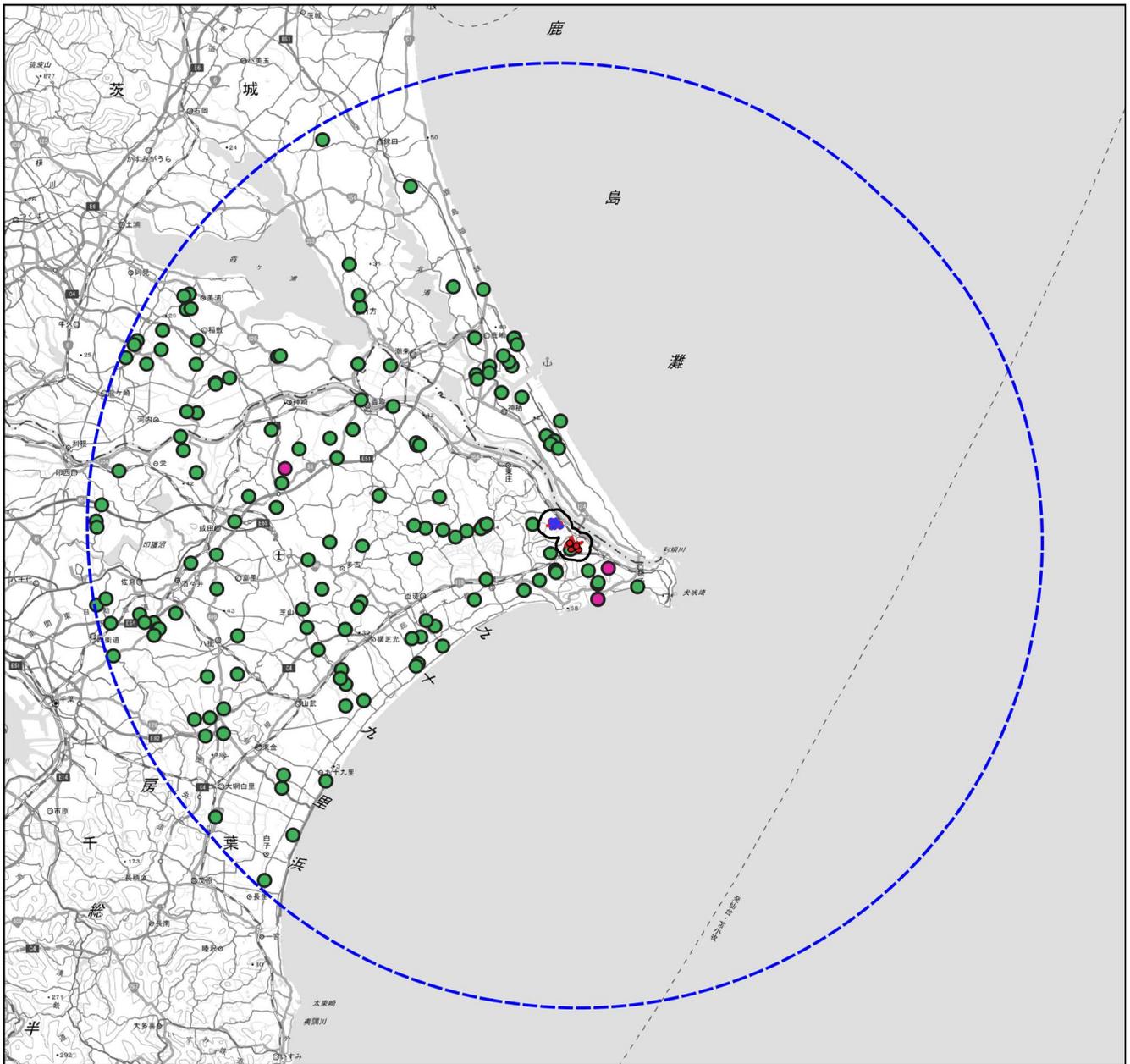
基本的な調査対象範囲における産業廃棄物処理場の状況を表3.2.9-3に、位置を図3.2.9-1に示す。

対象事業実施区域及びその周囲50kmの範囲における産業廃棄物処理場には、中間処理施設が154箇所、最終処理施設が3箇所存在する。

表 3.2.9-3 産業廃棄物処理場の状況

県名	市町村名	中間処理施設	最終処理施設	合計
茨城県	稲敷市	10		10
	河内町	1		1
	牛久市	4		4
	行方市	3		3
	鹿嶋市	11		11
	神栖市	15		15
	美浦村	4		4
	銚田市	2		2
	龍ヶ崎市	2		2
千葉県	旭市	13		13
	印西市	4		4
	印旛郡	3		3
	香取郡	4		4
	香取市	12		12
	佐倉市	9		9
	山武郡	10		10
	山武市	7		7
	四街道市	2		2
	成田市	9	1	10
	匝瑳市	8		8
	銚子市	7	2	9
	長生郡	2		2
	東金市	5		5
	八街市	4		4
	富里市	2		2
	茂原市	1		1
合計		154	3	157

出典等：「国土数値情報 廃棄物処理施設」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）、「（特別管理）産業廃棄物処分業者名簿」（茨城県ホームページ 最終閲覧月：令和8年1月）、「産業廃棄物処理業者名簿」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和8年1月）を使用して作成した。



凡例

産業廃棄物処理場

● 中間処理施設

● 最終処理施設

□ 対象事業実施区域の周囲50kmの範囲

□ 対象事業実施区域

□ 風力発電機設置想定範囲

● 更新する風力発電機



図 3.2.9-1 産業廃棄物処理場位置

出典等：「国土数値情報 廃棄物処理施設」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月）、「（特別管理）産業廃棄物処分業者名簿」（茨城県ホームページ 最終閲覧月：令和8年1月）、「産業廃棄物処理業者名簿」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和8年1月）を使用して作成した。

### (3) その他の法令等

#### ① 指定文化財等

##### 7. 史跡・名勝・天然記念物

基本的な調査対象範囲における史跡・名勝・天然記念物の状況を表 3.2.9-4 及び図 3.2.9-2 に示す。

対象事業実施区域内には史跡・名勝・天然記念物等は存在しないが、基本的な調査対象範囲には、「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年 条例第 8 号）により県指定天然記念物に指定されている「猿田神社の森」が存在している。

表 3.2.9-4 基本的な調査対象範囲における史跡・名勝・天然記念物等

番号	種別	名称	指定機関	指定年月日
1	天然記念物	猿田神社の森	千葉県指定	昭和49年3月19日

##### 4. 埋蔵文化財

基本的な調査対象範囲における埋蔵文化財の状況を表 3.2.9-5 及び図 3.2.9-3 に示す。

「ちば情報マップ」（千葉県ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月）によると、基本的な調査対象範囲には、70 箇所の埋蔵文化財が存在している。また、対象事業実施区域内には「大久保 1 号塚」、「大久保 2 号塚」、「二十堀 1 古墳」、「二十堀 2 古墳」、「二十堀 3 古墳」、「野尻 3 号墳」、「野尻 5 号墳」、「野尻 6 号墳」、「比古呂志遺跡」、「割目遺跡」、「内畑遺跡」、「東大山遺跡」、「浅高遺跡」、「野尻遺跡」の 14 箇所の埋蔵文化財が存在している。

表 3.2.9-5 (1) 基本的な調査対象範囲における埋蔵文化財

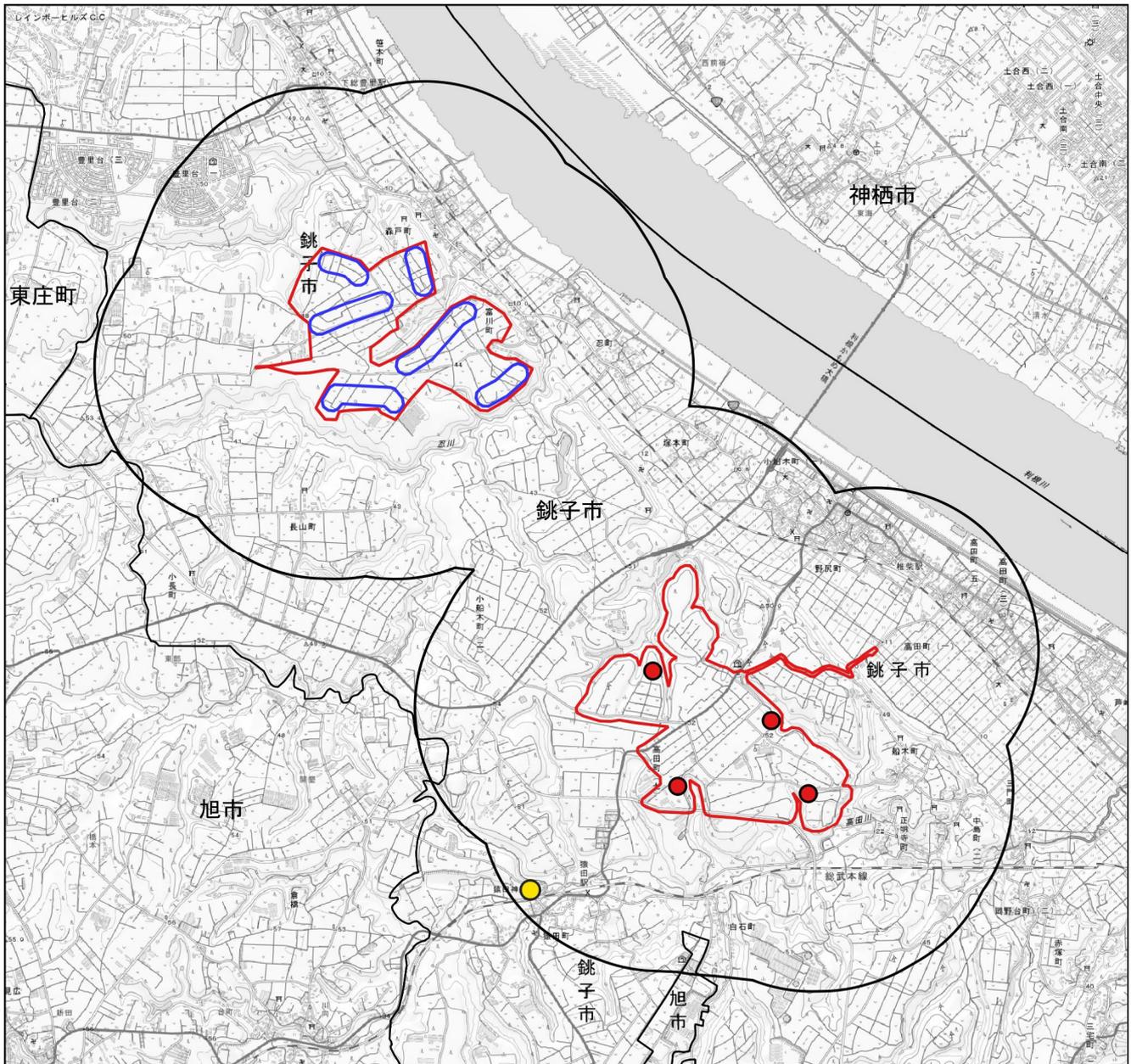
番号	名称	所在地	種類	時代	現況	対象事業 実施区域内
1	桜井町3号墳	銚子市笹本町	古墳	古墳	台地上・畑	
2	大久保1号塚	銚子市森戸町 1094	塚	中近世	台地上・畑	○
3	大久保2号塚	銚子市森戸町 1094	塚	中近世	台地上・畑	○
4	二十堀2古墳	銚子市富川町 2093-3	古墳	古墳	台地上・畑	○
5	二十堀1古墳	銚子市富川町 2093-3	古墳	古墳	台地上・畑	○
6	ホテエ古墳	銚子市塚本町	古墳	古墳	低地・宅地	
7	忍館跡	銚子市忍町焼芝	城館跡	中近世	低地・宅地、畑	
8	野尻5号墳	銚子市高田町 7- 1486(字丸ノ内)	古墳	古墳	台地上・畑	○
9	二十堀3古墳	銚子市富川町 2093-3	古墳	古墳	台地上・畑	○
10	高田製鉄跡	銚子市高田町 7- 1723 他	生産跡	奈良	台地上・水田、山 林、鉄道	
11	梶山製鉄跡	銚子市正明寺町 697 他	生産跡	奈良・平安	台地斜面・山林	
12	中島城跡	銚子市中島町 2- 223 他	城館跡	中世, 近世	台地上・宅地, 畑 地, 山林, 神社敷 地	
13	神逢塚	銚子市小船木町	塚	中近世	低地・宅地	
14	野尻8号墳	銚子市野尻町1607 他	古墳	古墳	台地上・学校	
15	野尻1号墳	銚子市野尻町 1362(字滝台)	古墳	古墳	台地上・畑	
16	野尻7号墳	銚子市野尻町1607 他	古墳	古墳	台地上・学校	
17	野尻10号墳	銚子市野尻町 1600	古墳	古墳	台地上・学校	
18	野尻11号墳	銚子市野尻町 1600	古墳	古墳	台地上・学校	
19	野尻9号墳	銚子市野尻町 1600	古墳	古墳	台地上・学校	
20	野尻4号墳	銚子市野尻町 1470(字法木野)	古墳	古墳	台地上・畑	
21	野尻3号墳	銚子市高田町 7- 1010(字御屋敷)	古墳	古墳	台地上・畑	○
22	野尻2号墳	銚子市船木町 1077~79(字滝台)	古墳	古墳	台地上・畑	
23	下宿貝塚	銚子市野尻町	貝塚	奈良・平安	低地・宅地、神社	
24	野尻6号墳	銚子市船木町 1603(字浅高)	古墳	古墳	台地上・畑	○
25	弁財天1号墳	銚子市船木町 664 他	古墳	古墳	台地上・畑	

表 3.2.9-5 (2) 基本的な調査対象範囲における埋蔵文化財

番号	名称	所在地	種類	時代	現況	対象事業 実施区域内
26	弁財天2号墳	銚子市船木町 660 他	古墳	古墳	台地上・畑	
27	関ノ入横穴	銚子市小船木町	横穴	古墳	台地上斜面・山林	
28	新農遺跡	銚子市桜井町 1365 他	集落跡	縄文(早・前)、古墳 (後)、奈良・平安	台地上・宅地、畑、 山林	
29	新切遺跡	銚子市笹本町 860 他	包蔵地	縄文(早)、弥生、古 墳(後)、奈良・平安	台地上・宅地、畑、 学校、山林	
30	花和田遺跡	銚子市笹本町	包蔵地	縄文(後)、奈良・平 安	低地・水田	
31	時作遺跡	銚子市森戸町	包蔵地	縄文(中)、古墳 (前)、奈良・平安	低地・宅地、水田	
32	細田遺跡	銚子市忍町	包蔵地	古墳(前)、奈良・平 安	低地・宅地、畑、神 社	
33	羽方前遺跡	銚子市富川町他	包蔵地	古墳(前・後)、奈 良・平安	低地・宅地、水田	
34	比古呂志遺跡	銚子市森戸町 1373 他	包蔵地	縄文、古墳	台地上・宅地、畑、 山林	○
35	割目遺跡	銚子市森戸町 782 他	包蔵地	縄文、弥生、古墳 (後)、奈良・平安	台地上・宅地、畑、 山林	○
36	猿間塚遺跡	銚子市富川町	包蔵地	古墳(後)、奈良・平 安	台地上・畑、山林	
37	東原山遺跡	銚子市富川町	包蔵地	古墳(後)、奈良・平 安	台地上・宅地、畑、 神社	
38	内畑遺跡	銚子市富川町他	包蔵地	縄文、古墳(後)、奈 良・平安	台地上・畑、山林	○
39	ホテエ遺跡	銚子市塚本町	包蔵地	古墳(前・後)、奈 良・平安	低地・宅地、畑、墓 地	
40	忍館跡	銚子市忍町焼芝	城館跡	中近世	低地・宅地、畑	
41	荒芝遺跡	銚子市塚本町	包蔵地	奈良・平安	低地・宅地	
42	新畑遺跡	銚子市忍町	包蔵地	古墳(後)、奈良・平 安	台地上・宅地、畑、 山林	
43	塚本遺跡	銚子市塚本町 1238 他	包蔵地	縄文、弥生、古墳 (後)、奈良・平安	台地上・畑、神社、 山林	
44	大山遺跡	銚子市小船木町	包蔵地	古墳(前・後)、奈 良・平安	台地上・宅地、畑、 山林	
45	長山1遺跡	銚子市長山町	包蔵地	縄文(後)、奈良・平 安	台地上・宅地、畑、 神社、山林	
46	長山2遺跡	銚子市長山町	包蔵地	古墳	台地上・宅地、畑、 山林、荒地	
47	小長町遺跡	銚子市小長町	包蔵地	古墳	台地上・宅地、畑	
48	岩井落越遺跡	旭市岩井字落越	包蔵地	古墳	台地上・豚舎、山 林、畑	
49	椎柴小学校遺跡	銚子市小船木町 1-383-1	集落跡	縄文、弥生、古墳 (前・後)、奈良・平 安	低地・宅地、学校	
50	下宿貝塚	銚子市野尻町	貝塚	奈良・平安	低地・宅地、神社	

表 3.2.9-5 (3) 基本的な調査対象範囲における埋蔵文化財

番号	名称	所在地	種類	時代	現況	対象事業 実施区域内
51	大杉神社遺跡	銚子市小船木町 1 丁目	包蔵地	奈良・平安	低地・宅地、畑、神社	
52	東大山遺跡	銚子市高田町 7 丁目	包蔵地	縄文(中)、古墳(後)	台地上・畑、山林	○
53	中島城跡	銚子市中島町 2-223 他	城館跡	中世、近世	台地上・宅地、畑地、山林、神社敷地	
54	要害遺跡	銚子市中島町 2-239 他	包蔵地	縄文(後)、古墳(後)	台地上・畑、水田、山林	
55	左衛門田遺跡	銚子市岡野台 3 丁目	包蔵地	奈良・平安	台地上・畑、山林	
56	片原遺跡	銚子市正明寺町	包蔵地	奈良・平安	低地・畑、山林	
57	片原東遺跡	銚子市中島町 2 丁目	包蔵地	奈良・平安	台地上・畑、山林、鉄道	
58	花倉遺跡	銚子市三門町他	包蔵地	縄文(後)、古墳(後)、奈良・平安	台地上・畑、山林	
59	東鷲野遺跡	銚子市中島町	包蔵地	奈良・平安	台地上・畑、山林	
60	中之兵遺跡	銚子市正明寺町	包蔵地	縄文(後)、古墳(後)、奈良・平安	台地上・畑	
61	篠竹遺跡	銚子市正明寺町	包蔵地	縄文(中・後)、古墳(後)、奈良・平安	台地上・畑	
62	梶山製鉄跡	銚子市正明寺町 697 他	生産跡	奈良・平安	台地斜面・山林	
63	高田製鉄跡	銚子市高田町 7-1723 他	生産跡	奈良	台地上・水田、山林、鉄道	
64	大久保美遺跡	銚子市猿田町	包蔵地	奈良・平安	台地上・宅地、畑	
65	牛込遺跡	銚子市豊星台(旧笹本町 1367 他)	集落跡、生産跡	平安	台地上・宅地、山林	
66	浅高遺跡	銚子市高田町 7-2236-2 他	包蔵地	古墳、奈良・平安	台地上・畑、山林	○
67	野尻遺跡	銚子市野尻町 1607 他	集落跡	弥生、古墳、奈良・平安	台地上・宅地、学校、畑、山林	○
68	北瀬古遺跡	銚子市船木町 770 他	包蔵地	縄文、弥生、古墳、奈良・平安	台地上・宅地、畑、山林、神社	
69	弁財天 1 号墳	銚子市船木町 664 他	古墳	古墳	台地上・畑	
70	正人塚	銚子市小船木町 1-601 他	包蔵地	縄文	台地上・畑、山林	



凡例

● 猿田神社の森

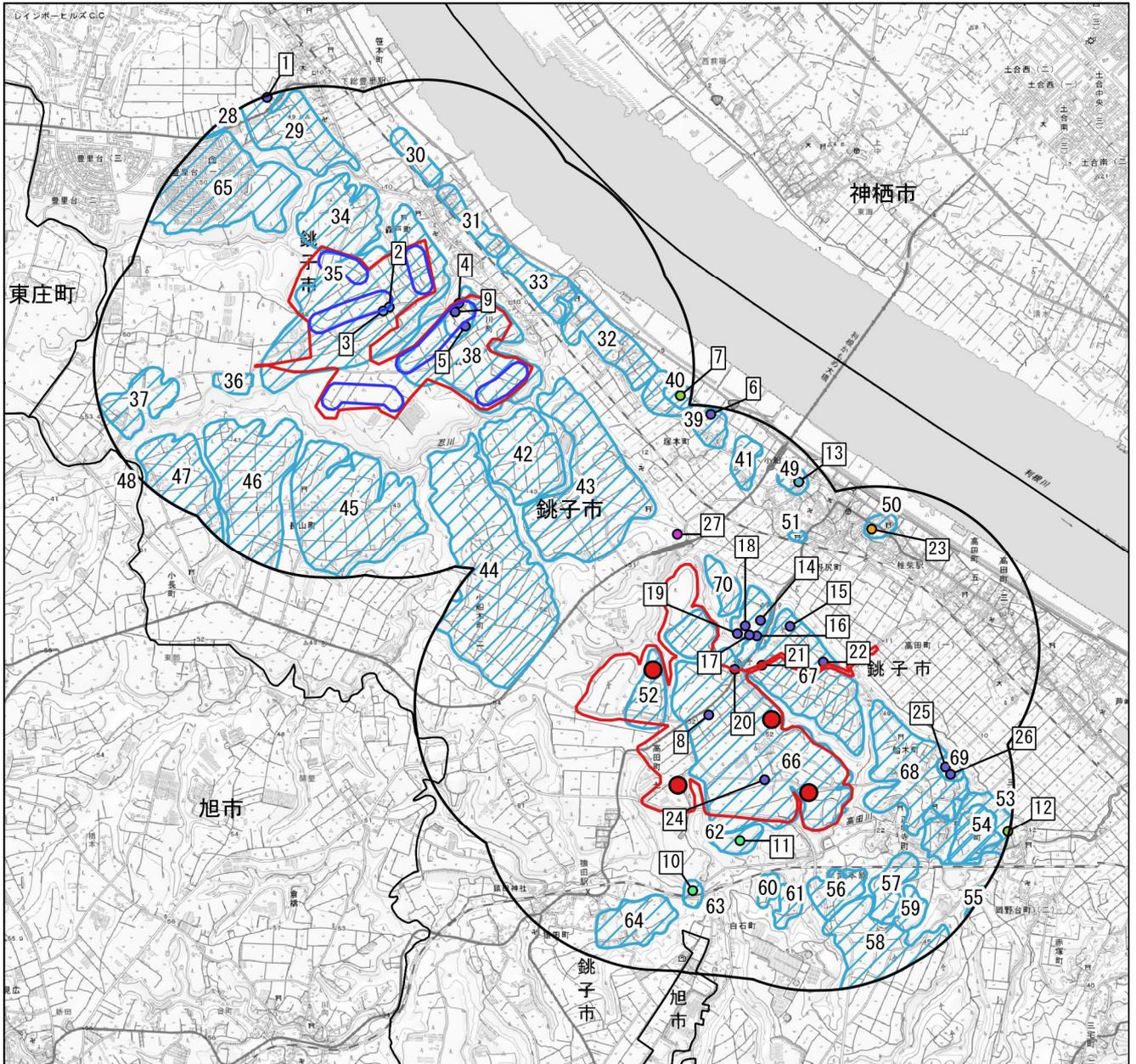
- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

0 0.5 1 1.5 2 2.5 km

1:40000



図 3.2.9-2 天然記念物の分布の状況  
 出典等：「国土数値情報 都道府県指定文化財データ」  
 （国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月）を使用して作成した。



凡例

埋蔵文化財包蔵地

- 横穴
- 貝塚
- 古墳
- 城館跡
- 生産跡
- 塚

対象事業実施区域

風力発電機設置想定範囲

更新する風力発電機

基本的な調査対象範囲

行政区画

1:40000

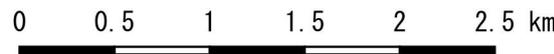


図 3.2.9-3 埋蔵文化財の状況

出典等: 「ちば情報マップ」(千葉県ホームページ 最終閲覧月: 令和7年8月) を使用して作成した。

## ② 景観

### 7. 景観法の規定により指定された景観計画区域

基本的な調査対象範囲における、景観計画区域の指定状況を図 3.2.9-4 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲には、「景観法」（平成 16 年 法律第 110 号）に基づく「銚子市地球の丸く見える丘景観条例」（平成 4 年 条例第 16 号）における景観計画区域が存在する。なお、旭市は景観計画区域が指定されていない。

### 4. 都市計画法

基本的な調査対象範囲において、「都市計画法」（昭和 43 年 法律第 100 号）に基づき指定されている風致地区は存在しない。

## ③ 森林法

対象事業実施区域には、「森林法」（昭和 26 年 法律第 249 号）に基づく、保安林は存在しない。

## ④ 国土防災に係る指定区域等

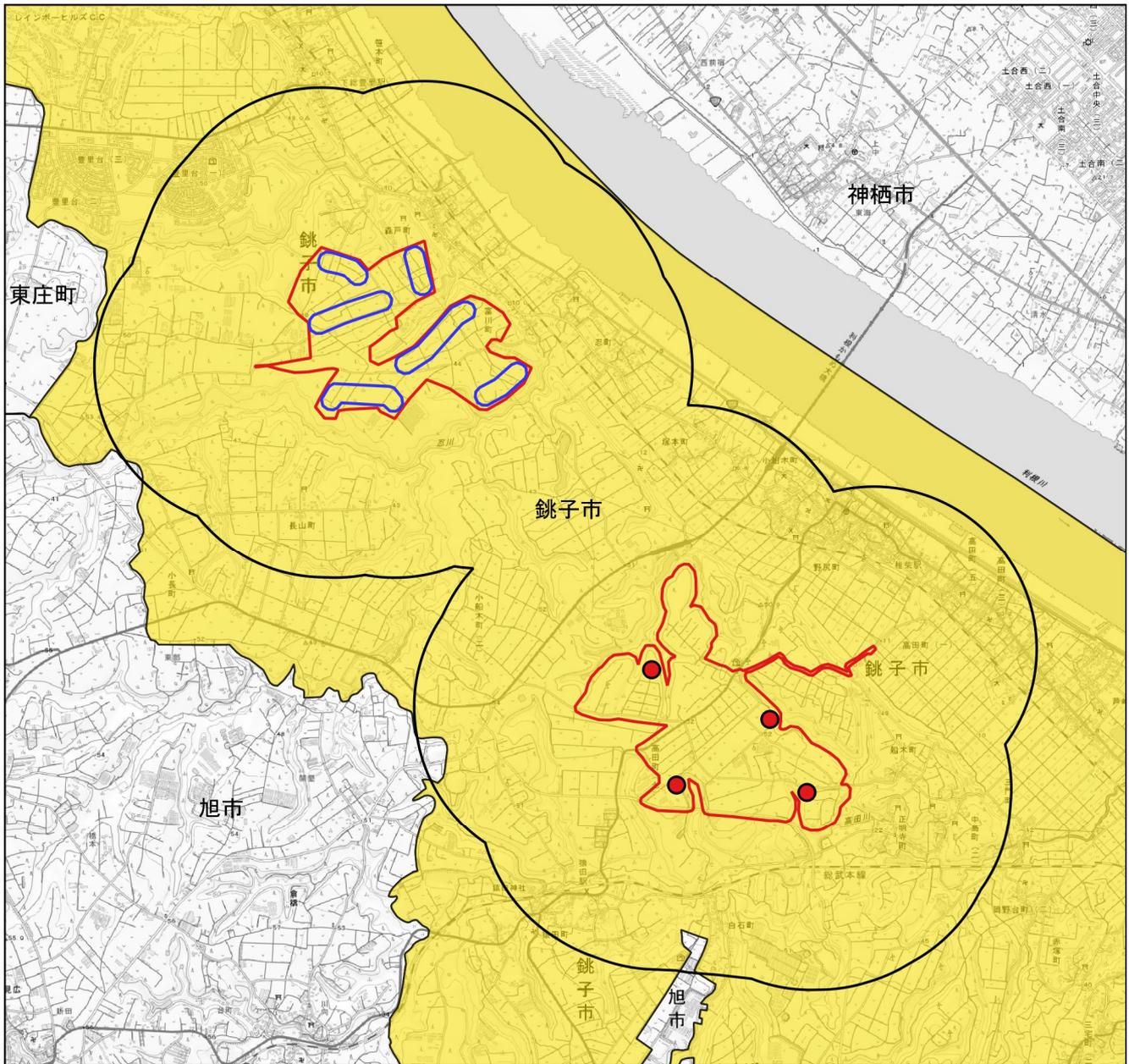
基本的な調査対象範囲における、国土防災に係る指定区域等の状況を図 3.2.9-5 に示す。

基本的な調査対象範囲において、「砂防法」（明治 30 年 法律第 29 号）に基づく砂防指定地、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在する。なお、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域は存在していない。

## ⑤ 農業振興地域の整備に関する法律

基本的な調査対象範囲における農業振興地域及び農用地区域の指定状況を図 3.2.9-6 に示す。

基本的な調査対象範囲は、「農業振興地域の整備に関する法律に基づく指定地域」（昭和 44 年 法律第 58 号）に基づく農業振興地域及び農用地区域が該当する。



凡例

■ 景観計画区域

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区画

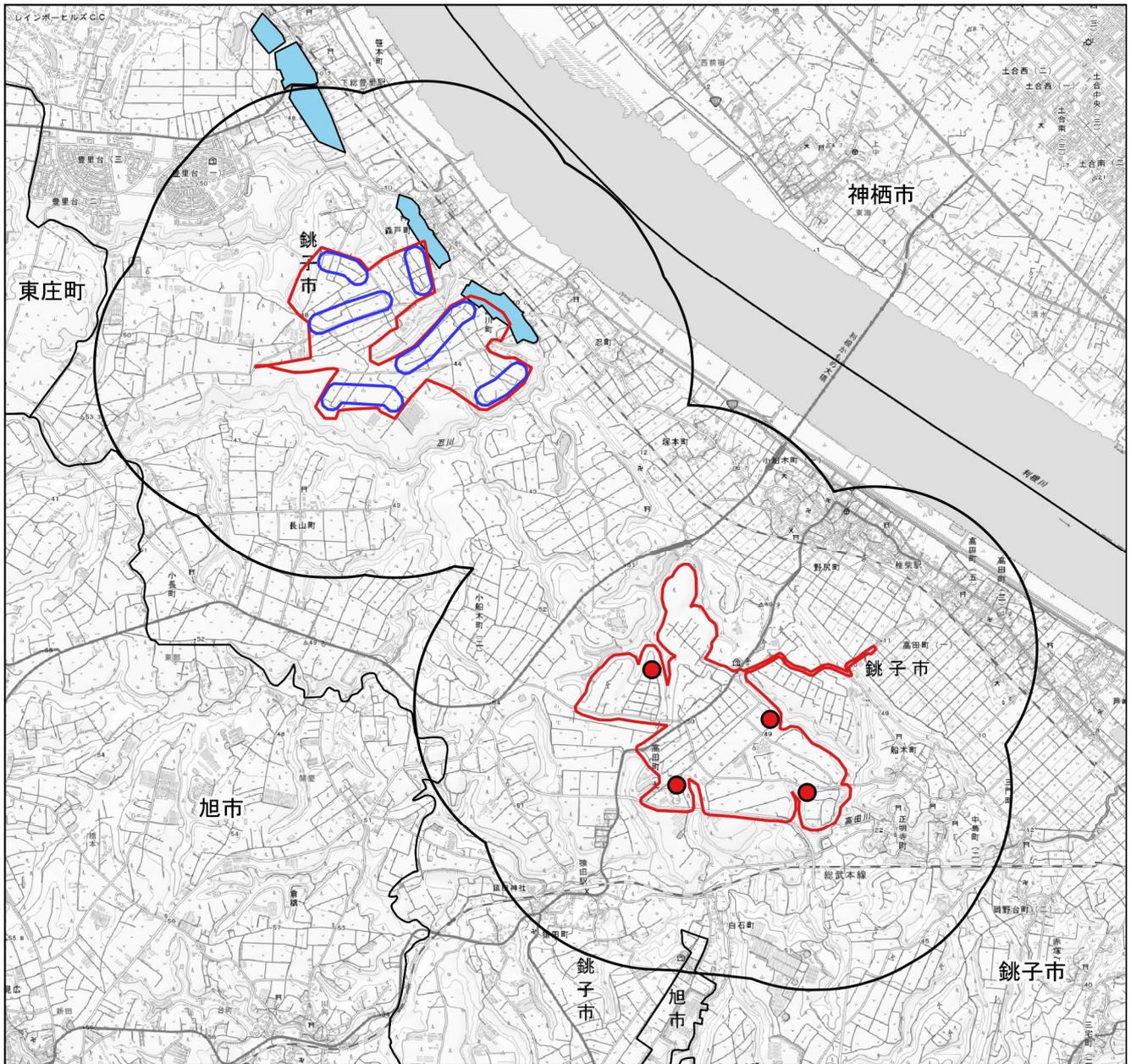
0 0.5 1 1.5 2 2.5 km

1:40000



図 3.2.9-4 景観計画区域の指定状況

出典等：「国土数値情報 景観計画区域」(国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和7年8月) を使用して作成した。



凡例

急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域

風力発電機設置想定範囲

更新する風力発電機

基本的な調査対象範囲

行政区

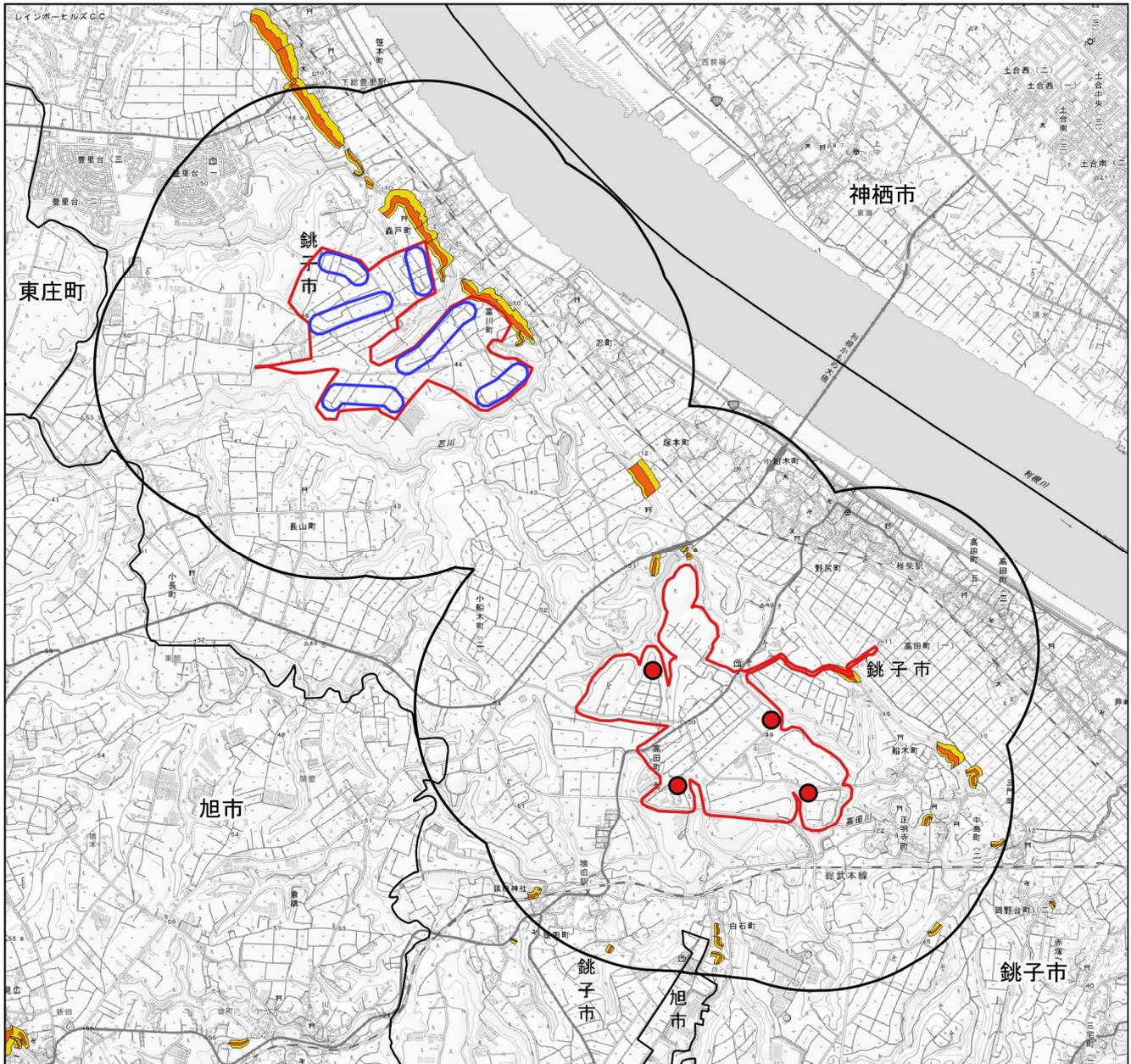
0 0.5 1 1.5 2 2.5 km

1:40000



図 3.2.9-5 (1) 国土防災に係る  
指定区域等の状況

出典等: 「国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域」(国土交通省ホームページ 最終閲覧月: 令和 7 年 12 月) を使用して作成した。



凡例

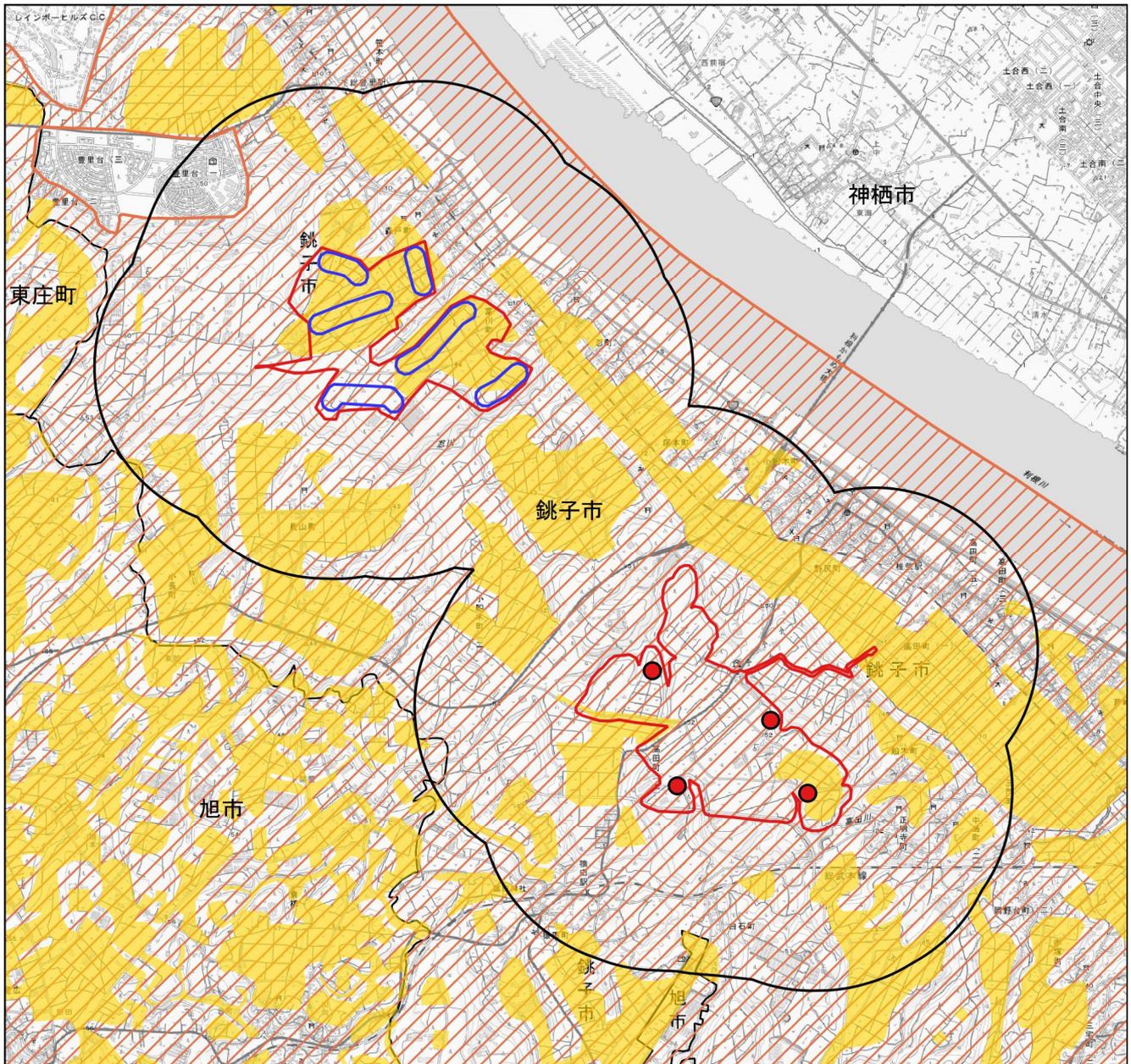
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域



図 3.2.9-5 (2) 国土防災に係る  
指定区域等の状況

出典等: 「国土数値情報 土砂災害警戒区域」(国土交通省  
ホームページ 最終閲覧月:令和 7 年 8 月) を使用して作成した。



凡例

- 農用地区域
- 農業振興地域

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 更新する風力発電機
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域

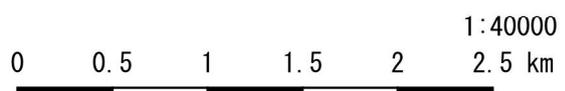


図 3.2.9-6 農業振興地域及び農用地区域の状況

出典等：「国土数値情報 農業地域」（国土交通省ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 8 月）を使用して作成した。